

法曹の質に関する検証結果報告書

法務省大臣官房司法法制部
令和4年3月

目次

はじめに	1
第1章 法曹養成制度に関するこれまでの経緯	1
第2章 調査の概要	2
第1 調査の方向性について	2
第2 調査の方法について	3
第3章 各活動領域における調査	4
第1 民事訴訟	4
1 調査の概要	4
2 調査の結果	5
(1) 裁判官に対する評価	5
(2) 弁護士に対する評価	13
3 調査結果の分析	26
(1) 裁判官に対する評価	26
(2) 弁護士に対する評価	27
(3) まとめ	28
第2 法律相談	29
1 調査の概要	29
2 調査の結果	29
(1) 法律相談に対応した弁護士の概要	29
(2) 法律相談における弁護士の対応等についての利用者評価	30
3 調査結果の分析	34
第3 企業に対する調査	36
1 調査の概要	36
2 調査の結果	39
(1) 法曹有資格社員の在籍状況等	39
(2) 法曹有資格社員の採用年数について	39
(3) 法曹有資格社員の概要について	40
(4) 法曹有資格社員に対する期待等について	42
(5) 法曹資格が生かされていると感じた場面等	46
(6) 法曹有資格社員に対する評価等	47
(7) 法曹有資格社員を雇用していない企業について	52
3 調査結果の分析	55
資料1	58

第4	児童福祉の分野に対する調査	65
1	調査の概要	65
2	調査の結果	65
(1)	児童相談所における弁護士の配置状況等	65
(2)	弁護士との連携により、より適切に対応できるようになった業務	66
(3)	弁護士との連携が必要だと感じる業務	68
(4)	弁護士の対応に対する満足度	69
(5)	弁護士に対する評価	70
(6)	弁護士との連携に関する要望等	72
3	調査結果の分析	74
	資料2	76
第5	高齢者福祉等の分野に対する調査	80
1	調査の概要	80
2	調査の結果	81
(1)	弁護士と連携して実施している取組の概要	81
(2)	弁護士との連携がもたらした効果等	82
(3)	高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等	83
(4)	弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価	84
(5)	今後の課題	86
3	調査結果の分析	87
	資料3 - 1	89
	資料3 - 2	93
	資料3 - 3	97
	資料3 - 4	102
	資料3 - 5	107
	資料3 - 6	112
第6	教育行政分野に対する調査	116
1	調査の概要	116
2	調査の結果	117
(1)	弁護士への相談体制等	117
(2)	弁護士に依頼している業務の内容等	119
(3)	法務相談等における弁護士の対応に対する評価等	121
(4)	教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築の必要性について	121
(5)	教育行政に係る法務相談体制の構築に関する要望等	122
3	調査結果の分析	124
第4章	調査結果のまとめ	126

はじめに

第 201 回国会衆議院法務委員会において、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し、「現在の法曹養成制度の下で法曹志望者が減少していることを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること」との附帯決議がされ、同国会参議院法務委員会においても、同法律案に対し、「現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること」との附帯決議がされた。

また、第 204 回国会衆議院法務委員会において、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し、「現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること」との附帯決議がされ、同国会参議院法務委員会においても、同法律案に対し、上記同様の附帯決議がされた(以下、これらの附帯決議を併せて「本件附帯決議」と総称する。)

本報告書は、本件附帯決議に基づき、法務省において法曹の質に関する調査・分析を行った結果について報告するものである。

第 1 章 法曹養成制度に関するこれまでの経緯

司法制度改革においては、司法を支える人的基盤として、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保するものとされた。量の面では、法曹人口の大幅な拡大を図るものとして、平成 14 年 3 月 19 日に閣議決定された「司法制度改革推進計画」において年間司法試験合格者数の目標が 3,000 人と定められ、質の面では、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(平成 14 年法律第 139 号)を制定するなどして、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた、法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することとされた。

こうして新たに設けられた法科大学院は、平成 16 年から学生の受入れを開始し、平成 18 年からは、その修了者を対象とした新司法試験が実施され、新しい制度の下で養成された多くの有為かつ多様な人材が、法曹として活躍するに至っている。しかし、その一方で、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度当初に期待されていた状況には至っていない上、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。

政府は、こうした状況等を踏まえ、平成 22 年以降、累次の枠組みにおいて法曹養成制度に関する検討を行い、平成 27 年 6 月 30 日、関係 6 大臣で構成される法曹養成制

度改革推進会議において、「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定(以下「推進会議決定」という。)し、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくための各種の取組を進める方針を示した。そして、推進会議決定に基づき、平成 30 年度までを法科大学院の集中改革期間と位置付け、文部科学省が中心となって、法務省等と連携を図りながら、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において平成 30 年 3 月に取りまとめられた法科大学院改革の基本的方向性をベースとして、プロセス養成全体のパッケージとしての法曹養成制度改革の検討を進め、その結果、令和元年 6 月 19 日、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 44 号。以下「改正法」という。)が成立するに至った。改正法に基づき、令和 2 年 4 月、法科大学院教育との接続・連携を図る協定(法曹養成連携協定)を締結した大学の法学部において、法曹コース(連携法曹基礎課程)の運用がスタートし、令和 5 年から法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能となるなど、改正法に基づく新しい法曹養成制度は、今まさに始まったところであり、法務省は、文部科学省を始めとする関係機関等と連携しながら、その着実かつ円滑な実施に向け、取組を進めている。

また、法務省及び文部科学省は、推進会議決定に掲げられた取組についても必要な検討を進めるべく、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集並びに関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を定期的開催し、法曹有資格者の活動領域の在り方や法曹人口の在り方、法科大学院における教育等の在り方等に関する両省の取組の進捗状況等に関する情報を共有するとともに、今後の取組について継続して協議を行っているところである。

第 2 章 調査の概要

第 1 調査の方向性について

司法制度改革審議会意見書(平成 13 年 6 月 12 日)は、21 世紀の我が国社会において法曹に期待される役割について、「国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である」とした上で、「21 世紀の司法を担う法曹に必要な資質」として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」とした。法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、上記司法制度改革審議会意見書の趣旨にのっとり、所要の法整備を行った上で運用されてきたもので

あり、求められている法曹の資質は、今もなお変わるところはない¹。

本調査は、現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないこと等を踏まえ、そのことが法曹の質に及ぼす影響について必要な分析を行うために実施するものである。しかし、法曹の活動内容や事業形態は様々であり、その求められる資質・能力は個々人の活動内容等に応じておのずと異なるものであるし、資格取得後の自己研さんや実務経験等がその資質・能力に与える影響も決して小さくないと考えられる。そのため、法曹個々人の活動内容から離れて法曹を総体として捉え、その質を一律に評価することには困難を伴うと言わざるを得ない。

そこで、本調査においては、法的支援等が必要とされている各分野における法曹の活動内容に着目し、それぞれの分野において、具体的にどのようなニーズがあり、そのようなニーズに対して、法曹がどのような活動をし、その法的サービスの利用者や関係者（以下、これらを併せて「利用者等」という。）からどう評価されているのかという観点から「法曹の質」についての検証を行うこととし、現在の法曹の活動分野として主要なものと考えられる(1)民事訴訟、(2)法律相談及び(3)企業分野、並びに、近年、法曹との連携の必要性が強く認識されている(4)児童福祉、(5)高齢者福祉等及び(6)教育行政の分野を取り上げて、当該各分野で活動する法曹に対する利用者等の評価を調査した²。

第2 調査の方法について

本調査においては、研究者や関係機関等が実施した既存の調査結果等を収集・分析したほか、法務省において、必要に応じて、利用者等に対するアンケート調査やヒアリング調査を行った。なお、本件附帯決議において、法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないこと等が法曹の質に及ぼす影響につき必要な分析を行うとされたことを踏まえ、新しい法曹養成制度の下で、司法試験受験者数が減少傾向に転じた平成 24 年司法試験以降に法曹資格を得た者（司法修習期 66 期以降の法曹がこれに該当する。）に対する利用者等の評価についても、可能な限り、調査・分析を試みた。

¹ 推進会議決定においても、「多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである」とされている。

² 本調査を行うに先立ち、法務省は、令和3年7月29日に連絡協議会（第15回）を開催し、本調査の方向性について同協議会の了承を得た。

第3章 各活動領域における調査

第1 民事訴訟

1 調査の概要

民事訴訟の利用者による法曹の評価とその推移を明らかにするため、民事訴訟制度研究会が実施した「民事訴訟利用者調査」の結果について分析、検証を行った。

「民事訴訟利用者調査」は、民事訴訟の実際の利用者に、裁判官や弁護士に対する評価を含む、訴訟を利用しての各種評価を尋ねたものであり、国民に利用しやすい民事訴訟制度の在り方を検討する際の基本的な資料を得ることを目的として、平成12年に司法制度改革審議会によって初めて実施された（以下、この調査を「審議会調査」という。）。

その後、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）において、「何より重要なことは、司法制度の利用者の意見・意識を十分汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくことであり、利用者の意見を実証的に検証していくために必要な調査等を定期的・継続的に実施し、国民の期待に応える制度等の改革・改善を行っていくべきである」とされたところ、この趣旨に賛同した民事訴訟学者等からなる民事訴訟制度研究会によって、同種の調査が、平成18年、平成23年、平成28年、令和3年と継続的に実施されている（以下、これらの調査をそれぞれ「平成18年調査」、「平成23年調査」、「平成28年調査」、「令和3年調査」という。また、平成18年以降に実施された各調査を併せて「本件各調査」と総称する。）。

審議会調査以降、平成28年調査までの結果は既に公表されている³ところ、本調査に当たっては、法務省において、公表済みの調査結果に加え、民事訴訟制度研究会の協力の下、令和3年調査の結果についても一部提供を受けて分析を行った。

審議会調査に始まる一連の調査は、一定の条件の下に抽出した地方裁判所の民事訴訟事件を対象として、法人を含む当該訴訟の当事者に、第1審の終局時点での各種評価を尋ねたものであるという点で共通したものであるが、審議会調査が面接方式により行われたのに対し、民事訴訟制度研究会による平成18年以降に

³ 審議会調査について、『「民事訴訟利用者調査」報告書』（首相官邸ホームページ URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/survey-report.html>）
平成18年調査について、民事訴訟制度研究会編『2006年民事訴訟利用者調査』（JLF叢書Vol.13）（商事法務2007年）
平成23年調査について、民事訴訟制度研究会編『2011年民事訴訟利用者調査』（JLF叢書Vol.20）（商事法務2012年）
平成28年調査について、民事訴訟制度研究会編『2016年民事訴訟利用者調査』（商事法務2018年）

行われた本件各調査は郵送による質問紙調査により行われていること、また、調査結果について、審議会調査では、質問に対し「わからない」旨の回答がされた場合、これを欠損値として集計から除外する処理を行っているのに対し、本件各調査では、これを含めて集計を行っていることなどから、審議会調査と本件各調査の結果を単純に比較することはできない。

そこで、本調査においては、平成 18 年以降に同一の手法で行われた本件各調査⁴を対象とし、複数の調査に共通する、訴訟に関わった裁判官及び弁護士の評価に係る質問事項を取り出して、その回答結果を比較、検証することとした。

後記 2 の各図表は、いずれも、法務省において、本件各調査に係る民事訴訟制度研究会の報告書⁵及び本調査に当たり同研究会から提供を受けた令和 3 年調査の結果から数値を算出し、新たに作成したものである。

2 調査の結果

(1) 裁判官に対する評価

本件各調査においては、民事訴訟利用者に、訴訟を担当した裁判官の評価を尋ねている。本件各調査のうち複数の調査に共通する、経年比較が可能な具体的な質問事項は、「その裁判官は、中立的な立場で審理を行ったと思いますか」など 11 項目であり、その詳細は以下のとおりである（以下、これらの各質問事項を、「裁判官質問（中立的立場）」などという。）

	共通する質問事項	本報告書での略称
1	その裁判官は、中立的な立場で審理を行ったと思いますか	裁判官質問（中立的立場）
2	その裁判官は、あなたの言い分を十分に聞いたと思いますか	裁判官質問（傾聴）

⁴ 平成 18 年調査は、全国 118 の地方裁判所（本庁及び支部）の民事訴訟の当事者 3,145 人を調査対象として抽出し、うち 1,001 人から回答を得て実施され（回答率は 31.8%）。平成 23 年調査では、133 の地方裁判所（本庁及び支部）の民事訴訟の当事者 2,406 人のうち 785 人から回答を得（回答率 32.6%）。平成 28 年調査では 142 の地方裁判所（本庁及び支部）の民事訴訟の当事者 3,146 人のうち 910 人から回答を得て（回答率 28.9%）実施された。令和 3 年調査については、令和 4 年 1 月末時点で詳細は公表されていないが、民事訴訟の利用者 1,058 人から回答を得て実施された。

⁵ 平成 18 年調査については、『2006 年民事訴訟利用者調査』166 頁以下【表 2A-16】、【表 2A-17】、【表 2A-21】、【表 2A-22】
平成 23 年調査については、『2011 年民事訴訟利用者調査』279 頁以下【表 2A-16】、【表 2A-17-1】、【表 2A-21】、【表 2A-22-1】
平成 28 年調査については、『2016 年民事訴訟利用者調査』308 頁以下【表 2A-16】、【表 2A-17】、【表 2A-21】、【表 2A-22】

3	その裁判官は、信頼できる人物だと思いませんか	裁判官質問（信頼性）
4	その裁判官は、権威的・威圧的だと思いませんか	裁判官質問（権威的・威圧的）
5	その裁判官は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いませんか	裁判官質問（考え・価値観の理解）
6	その裁判官は、あなたに対して丁寧に接したと思いませんか	裁判官質問（丁寧さ）
7	その裁判官は、法律以外のことでも、裁判に必要な知識を十分に持っていたと思いませんか	裁判官質問（法律以外の知識）
8	その裁判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていたと思いませんか	裁判官質問（審理の準備）
9	その裁判官は、法的な専門知識に優れた人だと思いませんか	裁判官質問（法的専門知識）
10	その裁判官は、事件の背景にある実情について、よく理解していたと思いませんか	裁判官質問（背景等の理解）
11	今回の裁判で、その裁判官に満足していますか	裁判官質問（満足度）

本件各調査では、裁判官質問（中立的立場）ないし裁判官質問（背景等の理解）に対し、「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」、「どちらともいえない」、「少しそう思う」、「強くそう思う」、「わからない」の6つの選択肢を用意して回答を求めるとともに、裁判官質問（満足度）について、「全く満足していない」、「あまり満足していない」、「どちらともいえない」、「少し満足している」、「とても満足している」の5段階で評価を尋ねている。

裁判官質問（満足度）を除く各質問事項について、「強くそう思う」と「少しそう思う」との回答（以下、これらを併せて「肯定的回答」という。）と、「全くそう思わない」と「あまりそう思わない」との回答（以下、これらを併せて「否定的回答」という。）をそれぞれ取りまとめる形で集計を行い、その回答割合を比較した。その結果は、【図表1 - 1 - 1】ないし【図表1 - 1 - 10】のとおりである。

本件各調査のいずれにおいても、全体の回答において、裁判官質問（権威的・威圧的）を除く全ての質問事項につき、肯定的回答の割合が否定的回答の割合を上回っている（なお、裁判官質問（権威的・威圧的）については、内容として否定的回答が肯定的な評価を意味するところ、否定的回答の割合が肯定的回答の割合を上回っている。）

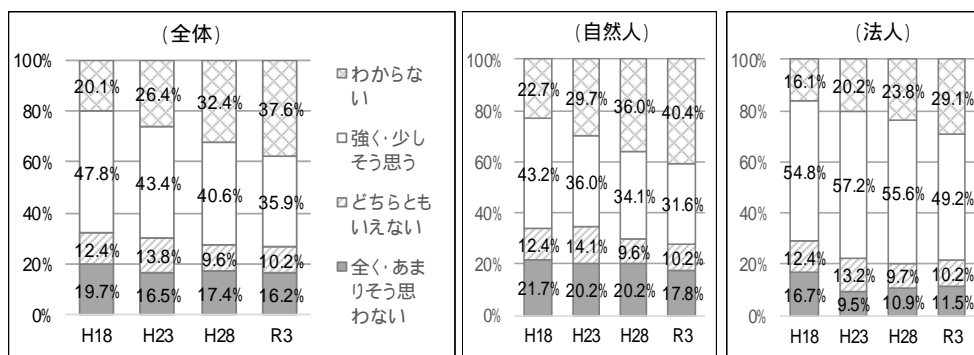
また、裁判官質問（満足度）については、【図表1 - 1 - 11】のとおり、本件各調査のいずれにおいても、全体の回答において、肯定的回答の割合（「とて

も満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計)が4割前後、否定的回答の割合(「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計)が3割前後と、肯定的回答の割合が否定的回答の割合を上回っている。

経年の変化としては、裁判官質問(中立的立場)ないし裁判官質問(背景等の理解)について、平成18年調査以降、全体的に「わからない」の回答割合が増加し、否定的回答と肯定的回答の各割合は、いずれもおおむね減少傾向にある。

また、裁判官質問(満足度)については、全体の回答における肯定的回答の割合(「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計)が、平成18年調査は41.3%、平成23年調査は40.8%、平成28年調査は38.3%、令和3年調査は39.9%と、平成18年調査において最も高く、否定的回答の割合(「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計)も、平成18年調査は30.3%、平成23年調査は28.4%、平成28年調査は28.6%、令和3年調査は26.2%と、平成18年調査が最も高くなっている。

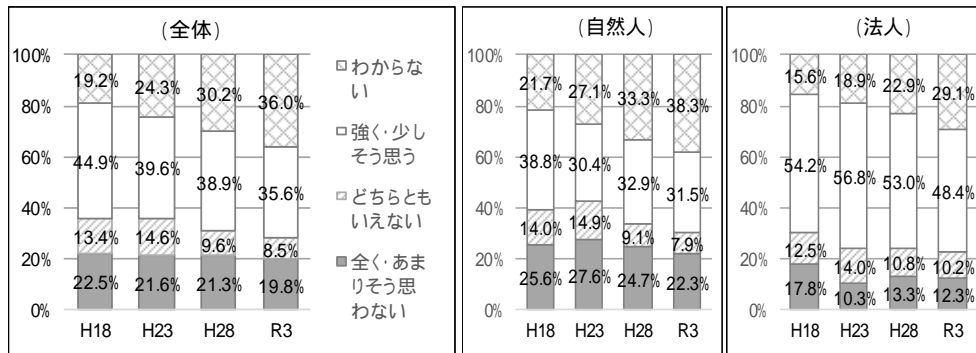
【図表1-1-1】その裁判官は、中立的な立場で審理を行ったと思いますか



	全く・あまり 思わない	どちらとも いえない	強く・少し 思う	わからない	合計
平成18年	159 (19.70%)	100 (12.39%)	386 (47.83%)	162 (20.07%)	807
自然人	105 (21.69%)	60 (12.40%)	209 (43.18%)	110 (22.73%)	484
法人	54 (16.72%)	40 (12.38%)	177 (54.80%)	52 (16.10%)	323
平成23年	115 (16.48%)	96 (13.75%)	303 (43.41%)	184 (26.36%)	698
自然人	92 (20.22%)	64 (14.07%)	164 (36.04%)	135 (29.67%)	455
法人	23 (9.47%)	32 (13.17%)	139 (57.20%)	49 (20.16%)	243
平成28年	145 (17.45%)	80 (9.63%)	337 (40.55%)	269 (32.37%)	831
自然人	118 (20.24%)	56 (9.61%)	199 (34.13%)	210 (36.02%)	583
法人	27 (10.89%)	24 (9.68%)	138 (55.65%)	59 (23.79%)	248
令和3年	161 (16.25%)	101 (10.19%)	356 (35.92%)	373 (37.64%)	991
自然人	133 (17.80%)	76 (10.17%)	236 (31.59%)	302 (40.43%)	747
法人	28 (11.48%)	25 (10.25%)	120 (49.18%)	71 (29.10%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

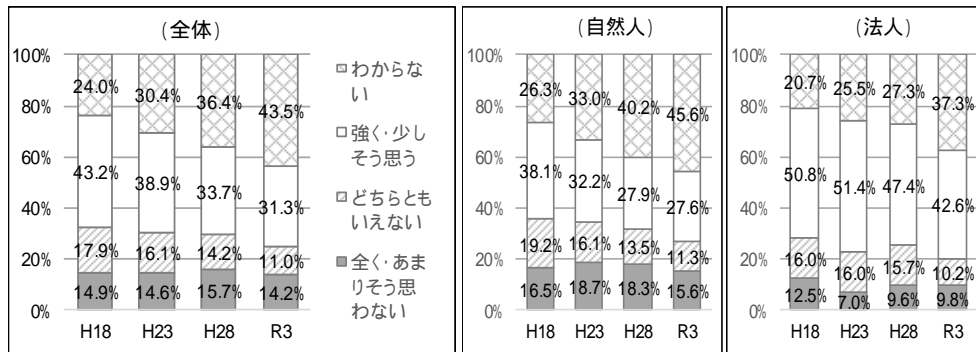
【図表1 - 1 - 2】その裁判官は、あなたの言い分を十分に聞いたと思いますか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	180 (22.47%)	107 (13.36%)	360 (44.94%)	154 (19.23%)	801
自然人	123 (25.63%)	67 (13.96%)	186 (38.75%)	104 (21.67%)	480
法人	57 (17.76%)	40 (12.46%)	174 (54.21%)	50 (15.58%)	321
平成 23 年	151 (21.57%)	102 (14.57%)	277 (39.57%)	170 (24.29%)	700
自然人	126 (27.57%)	68 (14.88%)	139 (30.42%)	124 (27.13%)	457
法人	25 (10.29%)	34 (13.99%)	138 (56.79%)	46 (18.93%)	243
平成 28 年	177 (21.27%)	80 (9.62%)	324 (38.94%)	251 (30.17%)	832
自然人	144 (24.70%)	53 (9.09%)	192 (32.93%)	194 (33.28%)	583
法人	33 (13.25%)	27 (10.84%)	132 (53.01%)	57 (22.89%)	249
令和 3 年	196 (19.84%)	84 (8.50%)	352 (35.63%)	356 (36.03%)	988
自然人	166 (22.31%)	59 (7.93%)	234 (31.45%)	285 (38.31%)	744
法人	30 (12.30%)	25 (10.25%)	118 (48.36%)	71 (29.10%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

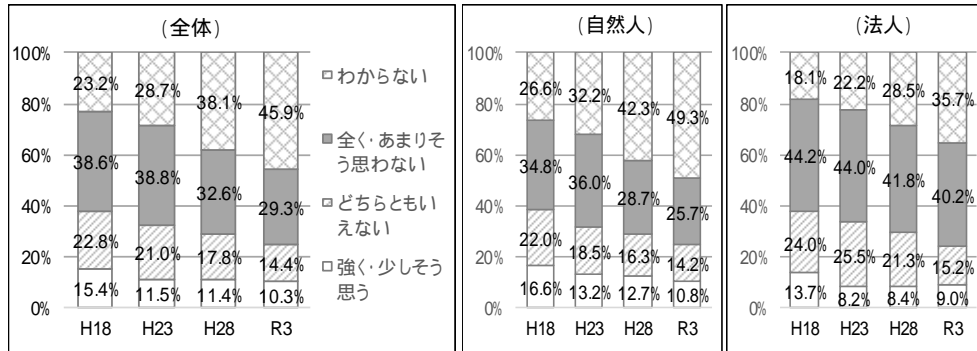
【図表1 - 1 - 3】その裁判官は、信頼できる人物だと思えましたか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	119 (14.89%)	143 (17.90%)	345 (43.18%)	192 (24.03%)	799
自然人	79 (16.46%)	92 (19.17%)	183 (38.13%)	126 (26.25%)	480
法人	40 (12.54%)	51 (15.99%)	162 (50.78%)	66 (20.69%)	319
平成 23 年	102 (14.63%)	112 (16.07%)	271 (38.88%)	212 (30.42%)	697
自然人	85 (18.72%)	73 (16.08%)	146 (32.16%)	150 (33.04%)	454
法人	17 (7.00%)	39 (16.05%)	125 (51.44%)	62 (25.51%)	243
平成 28 年	131 (15.73%)	118 (14.17%)	281 (33.73%)	303 (36.37%)	833
自然人	107 (18.32%)	79 (13.53%)	163 (27.91%)	235 (40.24%)	584
法人	24 (9.64%)	39 (15.66%)	118 (47.39%)	68 (27.31%)	249
令和 3 年	140 (14.17%)	109 (11.03%)	309 (31.28%)	430 (43.52%)	988
自然人	116 (15.59%)	84 (11.29%)	205 (27.55%)	339 (45.56%)	744
法人	24 (9.84%)	25 (10.25%)	104 (42.62%)	91 (37.30%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

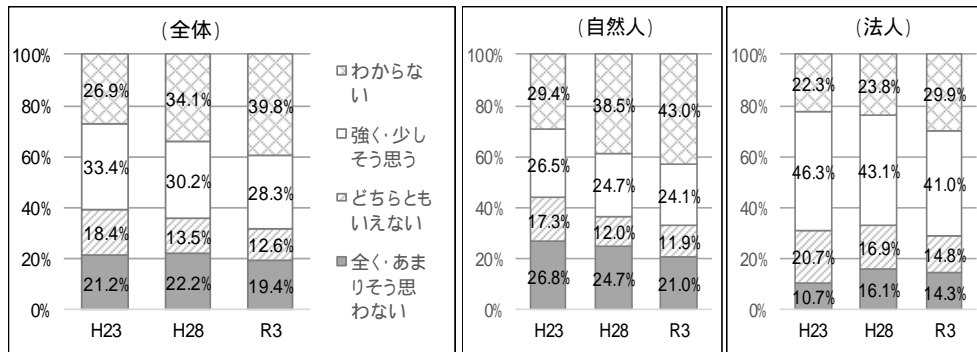
【図表1 - 1 - 4】その裁判官は、権威的・威圧的だと思いませんか⁶



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	308 (38.60%)	182 (22.81%)	123 (15.41%)	185 (23.18%)	798
自然人	166 (34.80%)	105 (22.01%)	79 (16.56%)	127 (26.62%)	477
法人	142 (44.24%)	77 (23.99%)	44 (13.71%)	58 (18.07%)	321
平成 23 年	270 (38.79%)	146 (20.98%)	80 (11.49%)	200 (28.74%)	696
自然人	163 (35.98%)	84 (18.54%)	60 (13.25%)	146 (32.23%)	453
法人	107 (44.03%)	62 (25.51%)	20 (8.23%)	54 (22.22%)	243
平成 28 年	271 (32.61%)	148 (17.81%)	95 (11.43%)	317 (38.15%)	831
自然人	167 (28.69%)	95 (16.32%)	74 (12.71%)	246 (42.27%)	582
法人	104 (41.77%)	53 (21.29%)	21 (8.43%)	71 (28.51%)	249
令和 3 年	289 (29.31%)	142 (14.40%)	102 (10.34%)	453 (45.94%)	986
自然人	191 (25.74%)	105 (14.15%)	80 (10.78%)	366 (49.33%)	742
法人	98 (40.16%)	37 (15.16%)	22 (9.02%)	87 (35.66%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 1 - 5】その裁判官は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いますか⁷



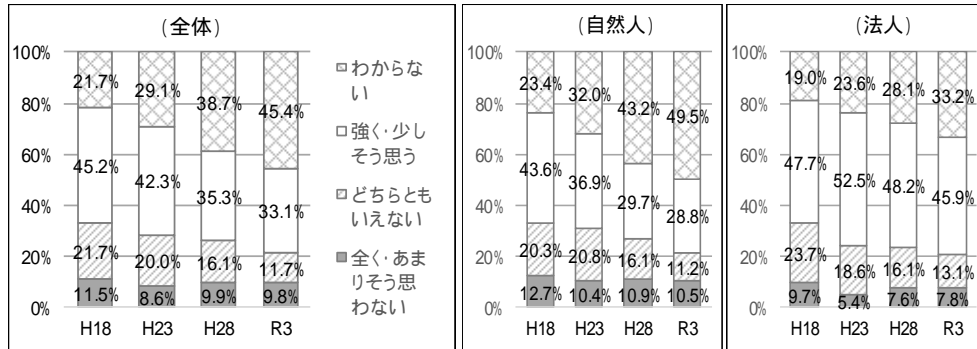
	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	147 (21.18%)	128 (18.44%)	232 (33.43%)	187 (26.95%)	694
自然人	121 (26.77%)	78 (17.26%)	120 (26.55%)	133 (29.42%)	452
法人	26 (10.74%)	50 (20.66%)	112 (46.28%)	54 (22.31%)	242
平成 28 年	184 (22.17%)	112 (13.49%)	251 (30.24%)	283 (34.10%)	830
自然人	144 (24.74%)	70 (12.03%)	144 (24.74%)	224 (38.49%)	582
法人	40 (16.13%)	42 (16.94%)	107 (43.15%)	59 (23.79%)	248
令和 3 年	191 (19.37%)	124 (12.58%)	279 (28.30%)	392 (39.76%)	986
自然人	156 (21.02%)	88 (11.86%)	179 (24.12%)	319 (42.99%)	742
法人	35 (14.34%)	36 (14.75%)	100 (40.98%)	73 (29.92%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

⁶ 本質問については、他の質問と異なり「強く・少しそう思う」が権威的・威圧的であることを意味し、否定的な評価となることから、グラフの表示順を入れ替えている。

⁷ 平成 23 年調査以降、平成 18 年調査の「その裁判官の常識とあなたの常識には違いがあると思いませんか」との質問に代えて設けられたもの。

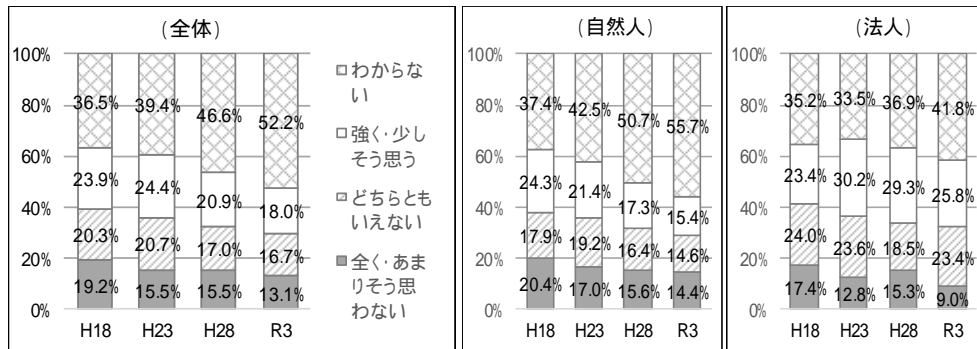
【図表1 - 1 - 6】その裁判官は、あなたに対して丁寧に乗じたと思いますか



	全く・あまり 思わない	どちらとも いえない	強く・少し 思う	わからない	合計
平成18年	92 (11.46%)	174 (21.67%)	363 (45.21%)	174 (21.67%)	803
自然人	61 (12.66%)	98 (20.33%)	210 (43.57%)	113 (23.44%)	482
法人	31 (9.66%)	76 (23.68%)	153 (47.66%)	61 (19.00%)	321
平成23年	60 (8.63%)	139 (20.00%)	294 (42.30%)	202 (29.06%)	695
自然人	47 (10.38%)	94 (20.75%)	167 (36.87%)	145 (32.01%)	453
法人	13 (5.37%)	45 (18.60%)	127 (52.48%)	57 (23.55%)	242
平成28年	82 (10.94%)	133 (16.12%)	291 (35.27%)	319 (38.67%)	825
自然人	63 (10.94%)	93 (16.15%)	171 (29.69%)	249 (43.23%)	576
法人	19 (7.63%)	40 (16.06%)	120 (48.19%)	70 (28.11%)	249
令和3年	97 (9.84%)	115 (11.66%)	326 (33.06%)	448 (45.44%)	986
自然人	78 (10.51%)	83 (11.19%)	214 (28.84%)	367 (49.46%)	742
法人	19 (7.79%)	32 (13.11%)	112 (45.90%)	81 (33.20%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

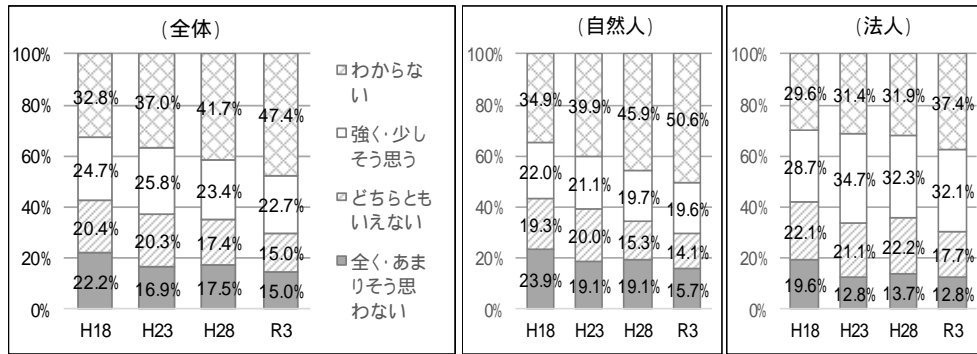
【図表1 - 1 - 7】その裁判官は、法律以外のことでも、裁判に必要な知識を十分に持っていますか



	全く・あまり 思わない	どちらとも いえない	強く・少し 思う	わからない	合計
平成18年	154 (19.20%)	163 (20.32%)	192 (23.94%)	293 (36.53%)	802
自然人	98 (20.37%)	86 (17.88%)	117 (24.32%)	180 (37.42%)	481
法人	56 (17.45%)	77 (23.99%)	75 (23.36%)	113 (35.20%)	321
平成23年	108 (15.52%)	144 (20.69%)	170 (24.43%)	274 (39.37%)	696
自然人	77 (16.96%)	87 (19.16%)	97 (21.37%)	193 (42.51%)	454
法人	31 (12.81%)	57 (23.55%)	73 (30.17%)	81 (33.47%)	242
平成28年	128 (15.48%)	141 (17.05%)	173 (20.92%)	385 (46.55%)	827
自然人	90 (15.57%)	95 (16.44%)	100 (17.30%)	293 (50.69%)	578
法人	38 (15.26%)	46 (18.47%)	73 (29.32%)	92 (36.95%)	249
令和3年	129 (13.08%)	165 (16.73%)	177 (17.95%)	515 (52.23%)	986
自然人	107 (14.42%)	108 (14.56%)	114 (15.36%)	413 (55.66%)	742
法人	22 (9.02%)	57 (23.36%)	63 (25.82%)	102 (41.80%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

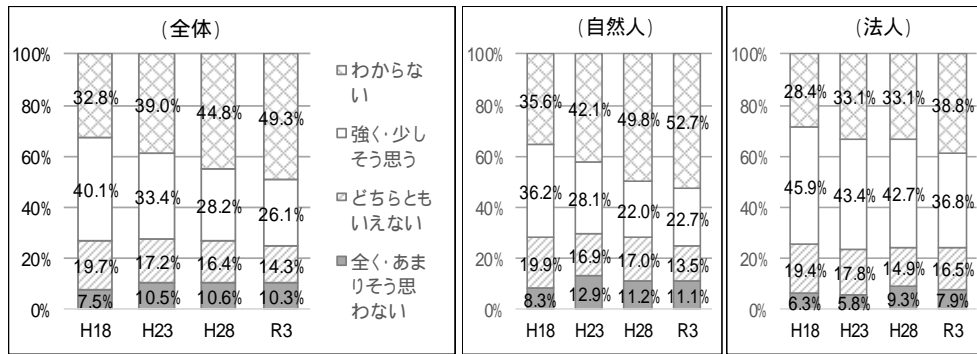
【図表1 - 1 - 8】その裁判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていたと思いますか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	178 (22.17%)	164 (20.42%)	198 (24.66%)	263 (32.75%)	803
自然人	115 (23.86%)	93 (19.29%)	106 (21.99%)	168 (34.85%)	482
法人	63 (19.63%)	71 (22.12%)	92 (28.66%)	95 (29.60%)	321
平成 23 年	118 (16.91%)	142 (20.34%)	180 (25.79%)	258 (36.96%)	698
自然人	87 (19.08%)	91 (19.96%)	96 (21.05%)	182 (39.91%)	456
法人	31 (12.81%)	51 (21.07%)	84 (34.71%)	76 (31.40%)	242
平成 28 年	145 (17.51%)	144 (17.39%)	194 (23.43%)	345 (41.67%)	828
自然人	111 (19.14%)	89 (15.34%)	114 (19.66%)	266 (45.86%)	580
法人	34 (13.71%)	55 (22.18%)	80 (32.26%)	79 (31.85%)	248
令和 3 年	148 (14.98%)	148 (14.98%)	224 (22.67%)	468 (47.37%)	988
自然人	117 (15.70%)	105 (14.09%)	146 (19.60%)	377 (50.60%)	745
法人	31 (12.76%)	43 (17.70%)	78 (32.10%)	91 (37.45%)	243

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 1 - 9】その裁判官は、法的な専門知識に優れた人だと思いませんか⁸

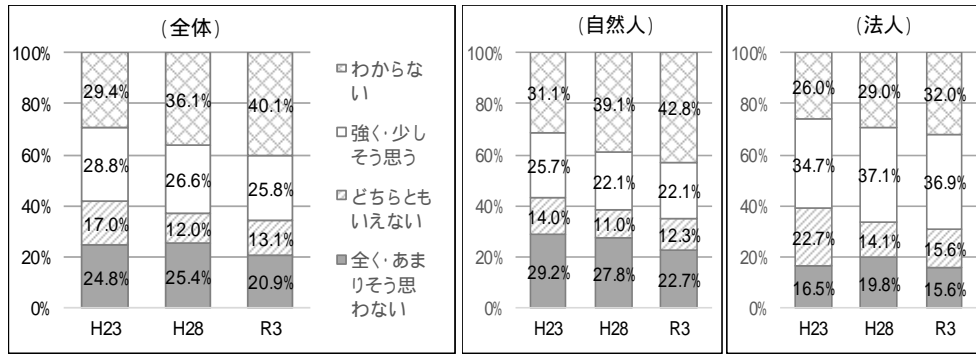


	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	60 (7.47%)	158 (19.68%)	322 (40.10%)	263 (32.75%)	803
自然人	40 (8.28%)	96 (19.88%)	175 (36.23%)	172 (35.61%)	483
法人	20 (6.25%)	62 (19.38%)	147 (45.94%)	91 (28.44%)	320
平成 23 年	73 (10.46%)	120 (17.19%)	233 (33.38%)	272 (38.97%)	698
自然人	59 (12.94%)	77 (16.89%)	128 (28.07%)	192 (42.11%)	456
法人	14 (5.79%)	43 (17.77%)	105 (43.39%)	80 (33.06%)	242
平成 28 年	88 (10.60%)	136 (16.39%)	234 (28.19%)	372 (44.82%)	830
自然人	65 (11.17%)	99 (17.01%)	128 (21.99%)	290 (49.83%)	582
法人	23 (9.27%)	37 (14.92%)	106 (42.74%)	82 (33.06%)	248
令和 3 年	102 (10.32%)	141 (14.27%)	258 (26.11%)	487 (49.29%)	988
自然人	83 (11.13%)	101 (13.54%)	169 (22.65%)	393 (52.68%)	746
法人	19 (7.85%)	40 (16.53%)	89 (36.78%)	94 (38.84%)	242

括弧書きは有効回答数に占める割合

⁸ 平成 18 年調査では「その裁判官は、法律の知識を十分に持っていたと思いますか」との質問。

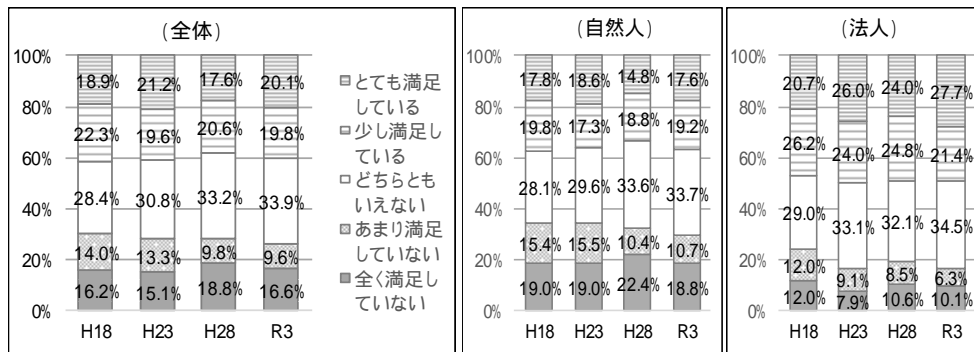
【図表1 - 1 - 10】その裁判官は、事件の背景にある実情について、よく理解していると思いますか⁹



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	173 (24.79%)	119 (17.05%)	201 (28.80%)	205 (29.37%)	698
自然人	133 (29.17%)	64 (14.04%)	117 (25.66%)	142 (31.14%)	456
法人	40 (16.53%)	55 (22.73%)	84 (34.71%)	63 (26.03%)	242
平成 28 年	210 (25.36%)	99 (11.96%)	220 (26.57%)	299 (36.11%)	828
自然人	161 (27.76%)	64 (11.03%)	128 (22.07%)	227 (39.14%)	580
法人	49 (19.76%)	35 (14.11%)	92 (37.10%)	72 (29.03%)	248
令和 3 年	207 (20.93%)	130 (13.14%)	255 (25.78%)	397 (40.14%)	989
自然人	169 (22.68%)	92 (12.35%)	165 (22.15%)	319 (42.82%)	745
法人	38 (15.57%)	38 (15.57%)	90 (36.89%)	78 (31.97%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 1 - 11】今回の裁判で、その裁判官に満足していますか



	全く満足して いない	あまり満足して いない	どちらとも いえない	少し満足 している	とても満足 している	合計
平成 18 年	133 (16.24%)	115 (14.04%)	233 (28.45%)	183 (22.34%)	155 (18.93%)	819
自然人	94 (18.99%)	76 (15.35%)	139 (28.08%)	98 (19.80%)	88 (17.78%)	495
法人	39 (12.04%)	39 (12.04%)	94 (29.01%)	85 (26.23%)	67 (20.68%)	324
平成 23 年	105 (15.13%)	92 (13.26%)	214 (30.84%)	136 (19.60%)	147 (21.18%)	694
自然人	86 (19.03%)	70 (15.49%)	134 (29.65%)	78 (17.26%)	84 (18.58%)	452
法人	19 (7.85%)	22 (9.09%)	80 (33.06%)	58 (23.97%)	63 (26.03%)	242
平成 28 年	151 (18.76%)	79 (9.81%)	267 (33.17%)	166 (20.62%)	142 (17.64%)	805
自然人	125 (22.36%)	58 (10.38%)	188 (33.63%)	105 (18.78%)	83 (14.85%)	559
法人	26 (10.57%)	21 (8.54%)	79 (32.11%)	61 (24.80%)	59 (23.98%)	246
令和 3 年	158 (16.63%)	91 (9.58%)	322 (33.89%)	188 (19.79%)	191 (20.11%)	950
自然人	134 (18.82%)	76 (10.67%)	240 (33.71%)	137 (19.24%)	125 (17.56%)	712
法人	24 (10.08%)	15 (6.30%)	82 (34.45%)	51 (21.43%)	66 (27.73%)	238

括弧書きは有効回答数に占める割合

⁹ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

(2) 弁護士に対する評価

本件各調査においては、民事訴訟利用者のうち、弁護士に依頼している当事者に、当該弁護士の評価について尋ねている。

本件各調査のうち複数の調査に共通する、経年比較が可能な具体的な質問事項は、「その弁護士は、裁判を適正に進めようとしていたと思いますか」など、以下の20項目であり（以下、これらの各質問事項を、「弁護士質問（適正な裁判）」などという。）前記(1)と同様、弁護士質問（適正な裁判）ないし弁護士質問（意見の尊重）に対し、6つの選択肢を用意して回答を求めるとともに、弁護士質問（満足度）について5段階で評価を尋ねている。

	共通する質問事項	本報告書での略称
1	その弁護士は、裁判を適正に進めようとしていたと思いますか	弁護士質問（適正な裁判）
2	その弁護士は、裁判を迅速に進めようとしていたと思いますか	弁護士質問（迅速な裁判）
3	その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれたと思いますか	弁護士質問（傾聴）
4	その弁護士は、熱心に弁護してくれたと思いますか	弁護士質問（熱心な弁護）
5	その弁護士は、信頼できる人物だと思いませんか	弁護士質問（信頼性）
6	その弁護士は、権威的・威圧的だと思いませんか	弁護士質問（権威的・威圧的）
7	その弁護士は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いますか	弁護士質問（考え・価値観の理解）
8	その弁護士は、あなたに対して丁寧に接したと思いませんか	弁護士質問（丁寧さ）
9	その弁護士は、法律以外のことでも、弁護に必要な知識を十分に持っていたと思いませんか	弁護士質問（法律以外の知識）
10	その弁護士は、あなたの事件の弁護のために十分な準備をしていたと思いませんか	弁護士質問（弁護の準備）
11	その弁護士は、事件の内容や背景について、よく理解していたと思いませんか	弁護士質問（背景等の理解）
12	その弁護士は、裁判の進行の見通しを十分説明したと思いませんか	弁護士質問（見通しの説明）
13	その弁護士は、事件の事実上、法律上の問題点を十分説明したと思いませんか	弁護士質問（問題点の説明）

14	その弁護士は、判決・和解内容について、あなたにわかりやすく説明したと思いますか	弁護士質問（判決等の説明）
15	その弁護士は、あなたの側の主張や証拠を裁判官に十分に伝えてくれたと思いますか	弁護士質問（十分な主張等）
16	その弁護士は、交渉や尋問など、弁護士として必要な技術を十分にもっていたと思いますか	弁護士質問（必要な技術）
17	その弁護士は、相手方を含め、紛争当事者全員にとって良い解決を考えていたと思いますか	弁護士質問（良い解決）
18	その弁護士は、法的な専門知識に優れた人だと思いましたか	弁護士質問（法的専門知識）
19	その弁護士は、手続の進め方や解決の方法について、あなたの意見を十分に尊重してくれたと思いますか	弁護士質問（意見の尊重）
20	今回の裁判で、その弁護士に満足していますか	弁護士質問（満足度）

前記(1)と同様、弁護士質問（満足度）を除く各質問事項に対する回答を、肯定的回答と否定的回答とに分けて集計した上で、その回答割合を比較した。その結果は、【図表1-2-1】ないし【図表1-2-19】のとおりである。

本件各調査のいずれにおいても、全体の回答においては、弁護士質問（権威的・威圧的）を除く全ての質問事項につき、肯定的回答が6ないし8割となっており、否定的回答の割合を上回っている（なお、弁護士質問（権威的・威圧的）については、内容として否定的回答が肯定的な評価を意味するところ、いずれも否定的回答が6割を超え、肯定的回答を上回っている。）。自然人・法人別で見た場合には、弁護士質問（権威的・威圧的）を除き、総じて、自然人よりも法人において肯定的回答の割合が高く、また、否定的回答の割合が低くなっている（弁護士質問（権威的・威圧的）は、その逆となっている。）。

また、弁護士質問（満足度）については、【図表1-2-20】のとおり、本件各調査のいずれにおいても、全体の回答における肯定的回答の割合（「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計）が7割前後、否定的回答の割合（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計）が2割以下と、肯定的回答の割合が否定的回答の割合を大きく上回っている。

経年の変化としては、全体の回答における肯定的回答の割合は、弁護士質問（適正な裁判）、弁護士質問（丁寧さ）、弁護士質問（弁護の準備）、弁護士質問（見通しの説明）、弁護士質問（判決等の説明）については、平成18年調査の割合が最も低くなっている。また、弁護士質問（適正な裁判）、弁護士質問（迅速な裁判）、弁護士質問（傾聴）、弁護士質問（熱心な弁護）、弁護士質問（信頼性）、弁護士質問（考え・価値観の理解）、弁護士質問

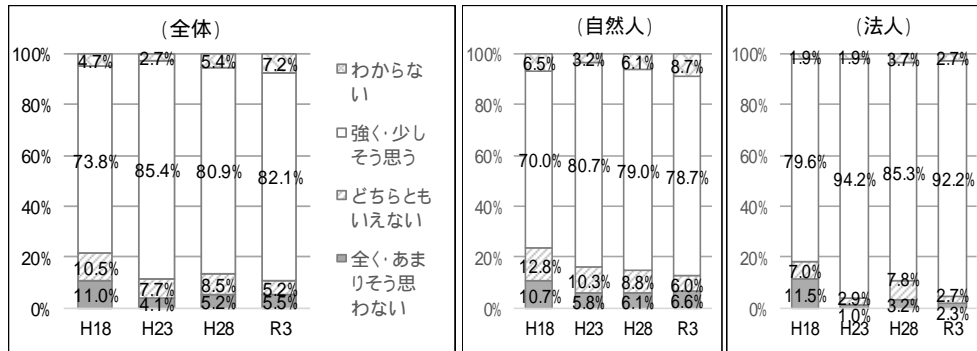
(丁寧さ) 弁護士質問 (弁護の準備) 弁護士質問 (背景等の理解) 弁護士質問 (見通しの説明) 弁護士質問 (問題点の説明) 弁護士質問 (判決等の説明) 弁護士質問 (十分な主張等) 弁護士質問 (良い解決) 弁護士質問 (法的専門知識) 及び弁護士質問 (意見の尊重) については、令和3年調査における肯定的回答の割合が平成28年調査よりも増加している¹⁰。

一方、各質問事項に係る否定的回答の割合を見ると、全体の回答において、弁護士質問 (適正な裁判) 弁護士質問 (迅速な裁判) 弁護士質問 (傾聴) 弁護士質問 (信頼性) 弁護士質問 (丁寧さ) 弁護士質問 (法律以外の知識) 弁護士質問 (弁護の準備) 弁護士質問 (見通しの説明) 弁護士質問 (問題点の説明) 及び弁護士質問 (判決等の説明) については平成18年調査の割合が最も高い。また、弁護士質問 (必要な技術) 及び弁護士質問 (良い解決) については、これらの質問事項が設けられた平成23年調査の割合が、弁護士質問 (考え・価値観の理解) については、令和3年調査の割合が最も高い。

弁護士質問 (満足度) の肯定的回答の割合は、全体の回答において、平成18年調査は68.7%、平成23年調査は72.5%、平成28年調査は70.4%、令和3年調査は72.4%と、平成18年調査に比して増加している。また、否定的回答の割合は、全体の回答において、平成18年調査は18.4%、平成23年調査は15.1%、平成28年調査は16.0%、令和3年調査は13.6%と、平成18年調査以降、おおむね減少傾向にある。

¹⁰ なお、弁護士質問 (権威的・威圧的) についても、令和3年調査における肯定的回答の割合が平成28年調査よりも増加しているが、同質問では肯定的回答が否定的な評価を意味することからここでは指摘しなかった。

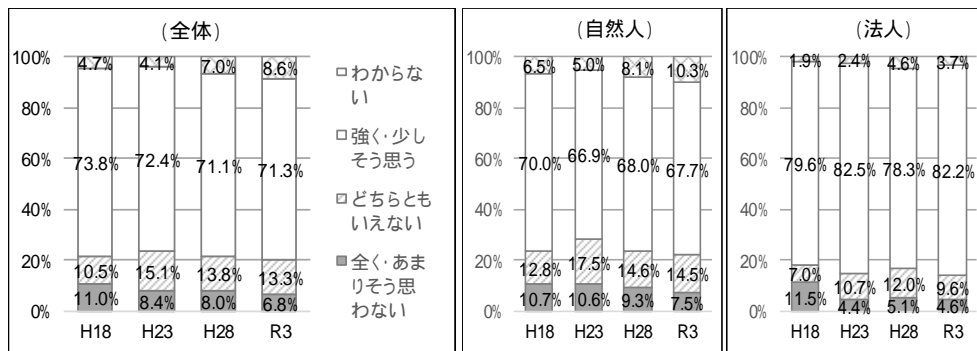
【図表1 - 2 - 1】その弁護士は、裁判を適正に進めようとしていたと思いますか¹¹



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成18年	75 (10.98%)	72 (10.54%)	504 (73.79%)	32 (4.69%)	683
自然人	44 (10.65%)	53 (12.83%)	289 (69.98%)	27 (6.54%)	413
法人	31 (11.48%)	19 (7.04%)	215 (79.63%)	5 (1.85%)	270
平成23年	24 (4.11%)	45 (7.71%)	499 (85.45%)	16 (2.74%)	584
自然人	22 (5.82%)	39 (10.32%)	305 (80.69%)	12 (3.17%)	378
法人	2 (0.97%)	6 (2.91%)	194 (94.17%)	4 (1.94%)	206
平成28年	38 (5.23%)	62 (8.54%)	587 (80.85%)	39 (5.37%)	726
自然人	31 (6.09%)	45 (8.84%)	402 (78.98%)	31 (6.09%)	509
法人	7 (3.23%)	17 (7.83%)	185 (85.25%)	8 (3.69%)	217
令和3年	48 (5.50%)	45 (5.15%)	717 (82.13%)	63 (7.22%)	873
自然人	43 (6.57%)	39 (5.96%)	515 (78.75%)	57 (8.72%)	654
法人	5 (2.28%)	6 (2.74%)	202 (92.24%)	6 (2.74%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 2】その弁護士は、裁判を迅速に進めようとしていたと思いますか¹¹

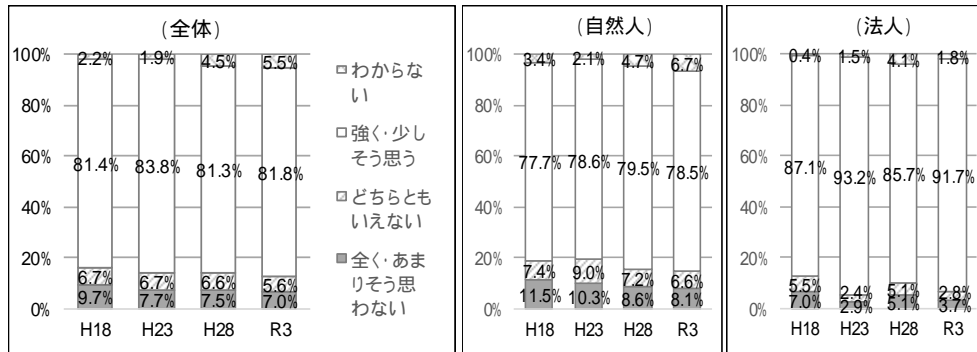


	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成18年	75 (10.98%)	72 (10.54%)	504 (73.79%)	32 (4.69%)	683
自然人	44 (10.65%)	53 (12.83%)	289 (69.98%)	27 (6.54%)	413
法人	31 (11.48%)	19 (7.04%)	215 (79.63%)	5 (1.85%)	270
平成23年	49 (8.39%)	88 (15.07%)	423 (72.43%)	24 (4.11%)	584
自然人	40 (10.58%)	66 (17.46%)	253 (66.93%)	19 (5.03%)	378
法人	9 (4.37%)	22 (10.68%)	170 (82.52%)	5 (2.43%)	206
平成28年	58 (8.01%)	100 (13.81%)	515 (71.13%)	51 (7.04%)	724
自然人	47 (9.27%)	74 (14.60%)	345 (68.05%)	41 (8.09%)	507
法人	11 (5.07%)	26 (11.98%)	170 (78.34%)	10 (4.61%)	217
令和3年	59 (6.77%)	116 (13.30%)	622 (71.33%)	75 (8.60%)	872
自然人	49 (7.50%)	95 (14.55%)	442 (67.69%)	67 (10.26%)	653
法人	10 (4.57%)	21 (9.59%)	180 (82.19%)	8 (3.65%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹¹ 弁護士質問（適正な裁判）及び弁護士質問（迅速な裁判）は、平成23年調査から設けられた質問であり、平成18年調査では「その弁護士は、裁判を適正迅速に進めようとしていたと思いますか」とまとめて質問されていた。【図表1 - 2 - 1】及び【図表1 - 2 - 2】における平成18年調査の数値は、いずれも「その弁護士は、裁判を適正迅速に進めようとしていたと思いますか」との質問に対する回答とその割合を示している。

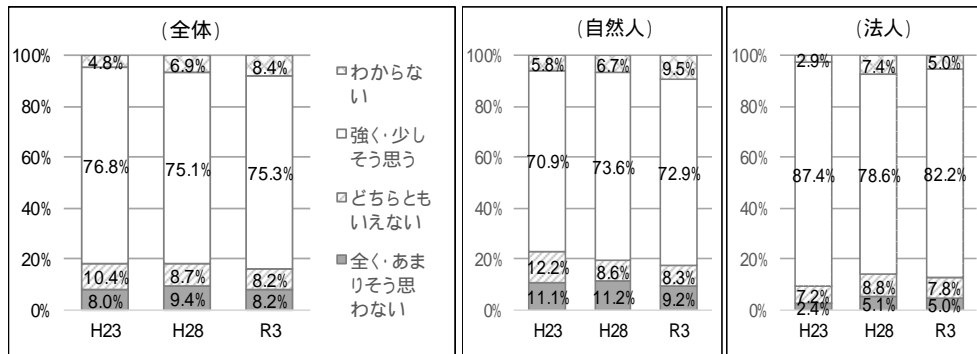
【図表1 - 2 - 3】その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれたと思いますか



	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	67 (9.72%)	46 (6.68%)	561 (81.42%)	15 (2.18%)	689
自然人	48 (11.51%)	31 (7.43%)	324 (77.70%)	14 (3.36%)	417
法人	19 (6.99%)	15 (5.51%)	237 (87.13%)	1 (0.37%)	272
平成23年	45 (7.69%)	39 (6.67%)	490 (83.76%)	11 (1.88%)	585
自然人	39 (10.29%)	34 (8.97%)	298 (78.63%)	8 (2.11%)	379
法人	6 (2.91%)	5 (2.43%)	192 (93.20%)	3 (1.46%)	206
平成28年	55 (7.54%)	48 (6.58%)	593 (81.34%)	33 (4.53%)	729
自然人	44 (8.59%)	37 (7.23%)	407 (79.49%)	24 (4.69%)	512
法人	11 (5.07%)	11 (5.07%)	186 (85.71%)	9 (4.15%)	217
令和3年	61 (7.01%)	49 (5.63%)	712 (81.84%)	48 (5.52%)	870
自然人	53 (8.13%)	43 (6.60%)	512 (78.53%)	44 (6.75%)	652
法人	8 (3.67%)	6 (2.75%)	200 (91.74%)	4 (1.83%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 4】その弁護士は、熱心に弁護してくれたと思いますか¹²

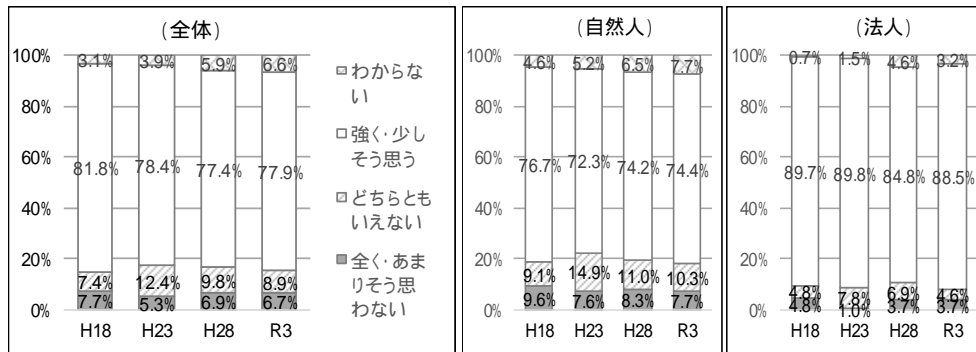


	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成23年	47 (8.03%)	61 (10.43%)	449 (76.75%)	28 (4.79%)	585
自然人	42 (11.11%)	46 (12.17%)	268 (70.90%)	22 (5.82%)	378
法人	5 (2.42%)	15 (7.25%)	181 (87.44%)	6 (2.90%)	207
平成28年	68 (9.37%)	63 (8.68%)	545 (75.07%)	50 (6.89%)	726
自然人	57 (11.15%)	44 (8.61%)	376 (73.58%)	34 (6.65%)	511
法人	11 (5.12%)	19 (8.84%)	169 (78.60%)	16 (7.44%)	215
令和3年	71 (8.17%)	71 (8.17%)	654 (75.26%)	73 (8.40%)	869
自然人	60 (9.23%)	54 (8.31%)	474 (72.92%)	62 (9.54%)	650
法人	11 (5.02%)	17 (7.76%)	180 (82.19%)	11 (5.02%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹² 平成23年調査以降、新たに設けられた質問。

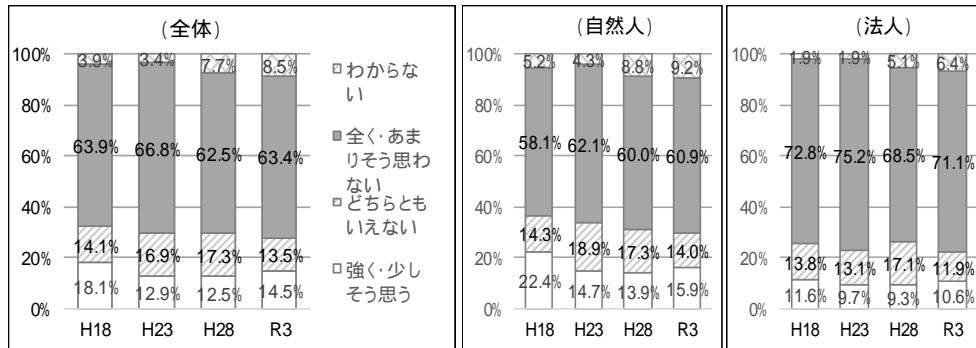
【図表1 - 2 - 5】その弁護士は、信頼できる人物だと思いませんか



	全・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成18年	53 (7.71%)	51 (7.42%)	562 (81.80%)	21 (3.06%)	687
自然人	40 (9.62%)	38 (9.13%)	319 (76.68%)	19 (4.57%)	416
法人	13 (4.80%)	13 (4.80%)	243 (89.67%)	2 (0.74%)	271
平成23年	31 (5.27%)	73 (12.41%)	461 (78.40%)	23 (3.91%)	588
自然人	29 (7.59%)	57 (14.92%)	276 (72.25%)	20 (5.24%)	382
法人	2 (0.97%)	16 (7.77%)	185 (89.81%)	3 (1.46%)	206
平成28年	50 (6.90%)	71 (9.79%)	561 (77.38%)	43 (5.93%)	725
自然人	42 (8.27%)	56 (11.02%)	377 (74.21%)	33 (6.50%)	508
法人	8 (3.69%)	15 (6.91%)	184 (84.79%)	10 (4.61%)	217
令和3年	58 (6.67%)	77 (8.86%)	677 (77.91%)	57 (6.56%)	869
自然人	50 (7.67%)	67 (10.28%)	485 (74.39%)	50 (7.67%)	652
法人	8 (3.69%)	10 (4.61%)	192 (88.48%)	7 (3.23%)	217

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 6】その弁護士は、権威的・威圧的だと思いませんか¹³

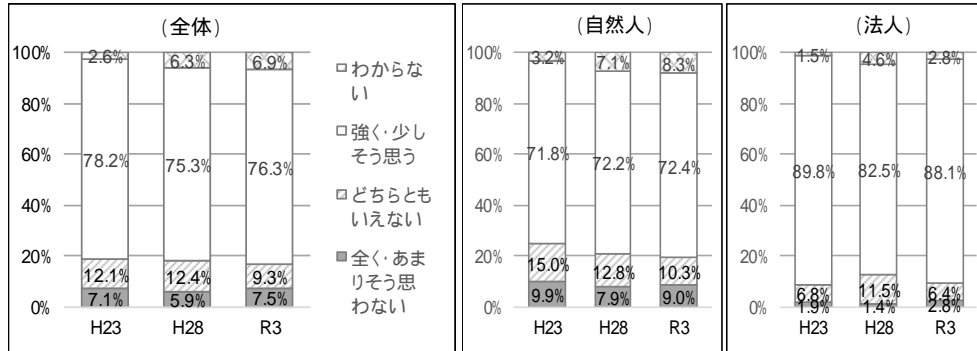


	全・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成18年	431 (63.95%)	95 (14.09%)	122 (18.10%)	26 (3.86%)	674
自然人	236 (58.13%)	58 (14.29%)	91 (22.41%)	21 (5.17%)	406
法人	195 (72.76%)	37 (13.81%)	31 (11.57%)	5 (1.87%)	268
平成23年	388 (66.78%)	98 (16.87%)	75 (12.91%)	20 (3.44%)	581
自然人	233 (62.13%)	71 (18.93%)	55 (14.67%)	16 (4.27%)	375
法人	155 (75.24%)	27 (13.11%)	20 (9.71%)	4 (1.94%)	206
平成28年	449 (62.53%)	124 (17.27%)	90 (12.53%)	55 (7.66%)	718
自然人	301 (59.96%)	87 (17.33%)	70 (13.94%)	44 (8.76%)	502
法人	148 (68.52%)	37 (17.13%)	20 (9.26%)	11 (5.09%)	216
令和3年	550 (63.44%)	117 (13.49%)	126 (14.53%)	74 (8.54%)	867
自然人	395 (60.86%)	91 (14.02%)	103 (15.87%)	60 (9.24%)	649
法人	155 (71.10%)	26 (11.93%)	23 (10.55%)	14 (6.42%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹³ 本質問については、他の質問と異なり「強く・少しそう思う」が権威的・威圧的であることを意味し、否定的な評価となることから、グラフの表示順を入れ替えている。

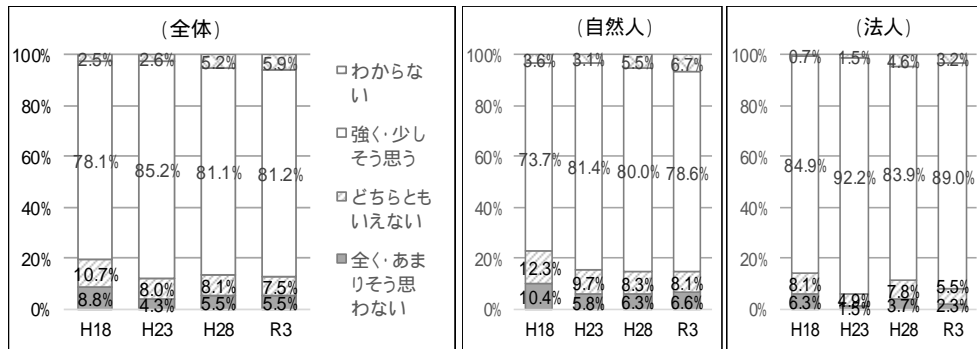
【図表1 - 2 - 7】その弁護士は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いますか¹⁴



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	41 (7.08%)	70 (12.09%)	453 (78.24%)	15 (2.59%)	579
自然人	37 (9.92%)	56 (15.01%)	268 (71.85%)	12 (3.22%)	373
法人	4 (1.94%)	14 (6.80%)	185 (89.81%)	3 (1.46%)	206
平成 28 年	43 (5.93%)	90 (12.41%)	546 (75.31%)	46 (6.34%)	725
自然人	40 (7.87%)	65 (12.80%)	367 (72.24%)	36 (7.09%)	508
法人	3 (1.38%)	25 (11.52%)	179 (82.49%)	10 (4.61%)	217
令和 3 年	65 (7.47%)	81 (9.31%)	664 (76.32%)	60 (6.90%)	870
自然人	59 (9.05%)	67 (10.28%)	472 (72.39%)	54 (8.28%)	652
法人	6 (2.75%)	14 (6.42%)	192 (88.07%)	6 (2.75%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 8】その弁護士は、あなたに対して丁寧に接したと思いますか

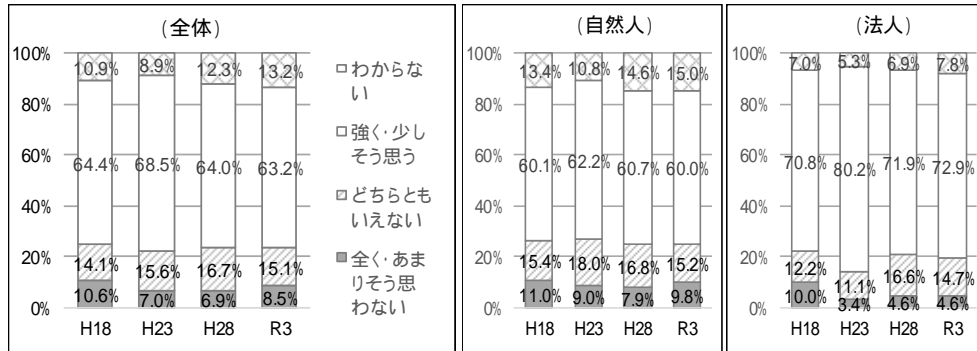


	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	60 (8.76%)	73 (10.66%)	535 (78.10%)	17 (2.48%)	685
自然人	43 (10.39%)	51 (12.32%)	305 (73.67%)	15 (3.62%)	414
法人	17 (6.27%)	22 (8.12%)	230 (84.87%)	2 (0.74%)	271
平成 23 年	25 (4.25%)	47 (7.99%)	501 (85.20%)	15 (2.55%)	588
自然人	22 (5.76%)	37 (9.69%)	311 (81.41%)	12 (3.14%)	382
法人	3 (1.46%)	10 (4.85%)	190 (92.23%)	3 (1.46%)	206
平成 28 年	40 (5.51%)	59 (8.13%)	589 (81.13%)	38 (5.23%)	726
自然人	32 (6.29%)	42 (8.25%)	407 (79.96%)	28 (5.50%)	509
法人	8 (3.69%)	17 (7.83%)	182 (83.87%)	10 (4.61%)	217
令和 3 年	48 (5.51%)	65 (7.46%)	707 (81.17%)	51 (5.86%)	871
自然人	43 (6.58%)	53 (8.12%)	513 (78.56%)	44 (6.74%)	653
法人	5 (2.29%)	12 (5.50%)	194 (88.99%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁴ 平成 23 年調査以降、平成 18 年調査の「その弁護士の常識とあなたの常識には違いがあると思いましたが」との質問に代えて設けられたもの。

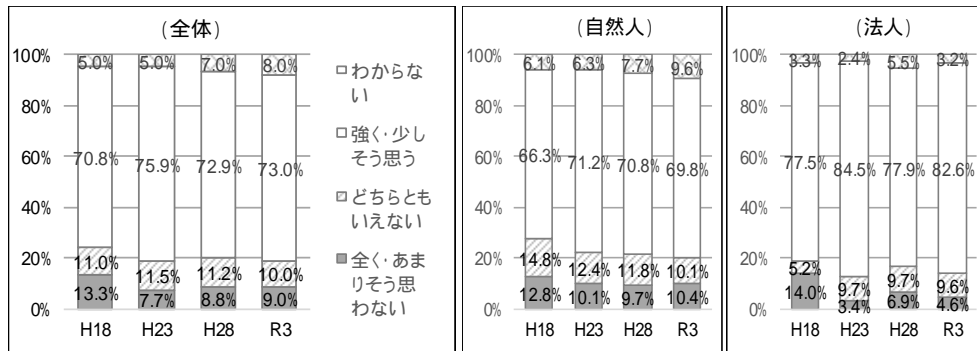
【図表1 - 2 - 9】その弁護士は、法律以外のことで、弁護に必要な知識を十分に持っていると思いますか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	72 (10.59%)	96 (14.12%)	438 (64.41%)	74 (10.88%)	680
自然人	45 (11.00%)	63 (15.40%)	246 (60.15%)	55 (13.45%)	409
法人	27 (9.96%)	33 (12.18%)	192 (70.85%)	19 (7.01%)	271
平成23年	41 (7.01%)	91 (15.56%)	401 (68.55%)	52 (8.89%)	585
自然人	34 (8.99%)	68 (17.99%)	235 (62.17%)	41 (10.85%)	378
法人	7 (3.38%)	23 (11.11%)	166 (80.19%)	11 (5.31%)	207
平成28年	50 (6.92%)	121 (16.74%)	463 (64.04%)	89 (12.31%)	723
自然人	40 (7.91%)	85 (16.80%)	307 (60.67%)	74 (14.62%)	506
法人	10 (4.61%)	36 (16.59%)	156 (71.89%)	15 (6.91%)	217
令和3年	74 (8.51%)	131 (15.06%)	550 (63.22%)	115 (13.22%)	870
自然人	64 (9.82%)	99 (15.18%)	391 (59.97%)	98 (15.03%)	652
法人	10 (4.59%)	32 (14.68%)	159 (72.94%)	17 (7.80%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

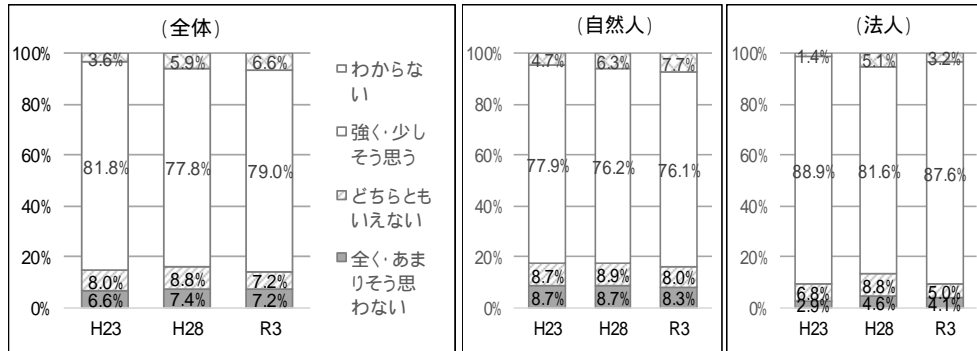
【図表1 - 2 - 10】その弁護士は、あなたの事件の弁護のために十分な準備をしていたと思いますか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	91 (13.30%)	75 (10.96%)	484 (70.76%)	34 (4.97%)	684
自然人	53 (12.83%)	61 (14.77%)	274 (66.34%)	25 (6.05%)	413
法人	38 (14.02%)	14 (5.17%)	210 (77.49%)	9 (3.32%)	271
平成23年	45 (7.71%)	67 (11.47%)	443 (75.86%)	29 (4.97%)	584
自然人	38 (10.05%)	47 (12.43%)	269 (71.16%)	24 (6.35%)	378
法人	7 (3.40%)	20 (9.71%)	174 (84.47%)	5 (2.43%)	206
平成28年	64 (8.84%)	81 (11.19%)	528 (72.93%)	51 (7.04%)	724
自然人	49 (9.66%)	60 (11.83%)	359 (70.81%)	39 (7.69%)	507
法人	15 (6.91%)	21 (9.68%)	169 (77.88%)	12 (5.53%)	217
令和3年	78 (8.96%)	87 (9.99%)	636 (73.02%)	70 (8.04%)	871
自然人	68 (10.41%)	66 (10.11%)	456 (69.83%)	63 (9.65%)	653
法人	10 (4.59%)	21 (9.63%)	180 (82.57%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

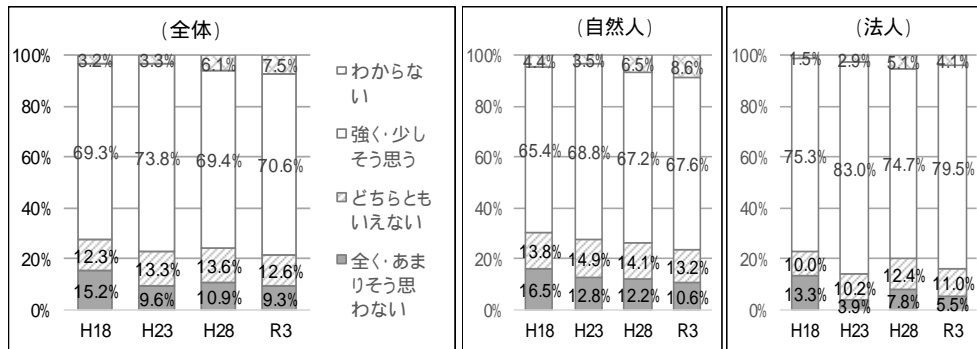
【図表1 - 2 - 11】その弁護士は、事件の内容や背景について、よく理解していたと思いますか¹⁵



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	39 (6.64%)	47 (8.01%)	480 (81.77%)	21 (3.58%)	587
自然人	33 (8.68%)	33 (8.68%)	296 (77.89%)	18 (4.74%)	380
法人	6 (2.90%)	14 (6.76%)	184 (88.89%)	3 (1.45%)	207
平成 28 年	54 (7.45%)	64 (8.83%)	564 (77.79%)	43 (5.93%)	725
自然人	44 (8.66%)	45 (8.86%)	387 (76.18%)	32 (6.30%)	508
法人	10 (4.61%)	19 (8.76%)	177 (81.57%)	11 (5.07%)	217
令和 3 年	63 (7.24%)	63 (7.24%)	687 (78.97%)	57 (6.55%)	870
自然人	54 (8.28%)	52 (7.98%)	496 (76.07%)	50 (7.67%)	652
法人	9 (4.13%)	11 (5.05%)	191 (87.61%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 12】その弁護士は、裁判の進行の見通しを十分説明したと思いますか¹⁶



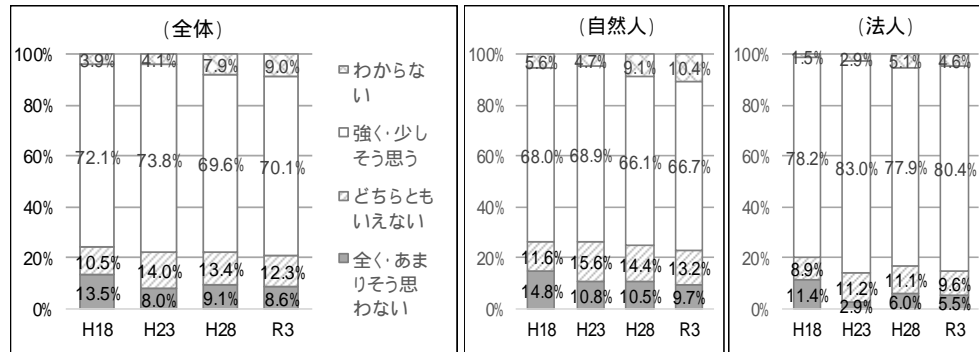
	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	104 (15.20%)	84 (12.28%)	474 (69.30%)	22 (3.22%)	684
自然人	68 (16.46%)	57 (13.80%)	270 (65.38%)	18 (4.36%)	413
法人	36 (13.28%)	27 (9.96%)	204 (75.28%)	4 (1.48%)	271
平成 23 年	56 (9.64%)	77 (13.25%)	429 (73.84%)	19 (3.27%)	581
自然人	48 (12.80%)	56 (14.93%)	258 (68.80%)	13 (3.47%)	375
法人	8 (3.88%)	21 (10.19%)	171 (83.01%)	6 (2.91%)	206
平成 28 年	79 (10.88%)	99 (13.64%)	504 (69.42%)	44 (6.06%)	726
自然人	62 (12.18%)	72 (14.15%)	342 (67.19%)	33 (6.48%)	509
法人	17 (7.83%)	27 (12.44%)	162 (74.65%)	11 (5.07%)	217
令和 3 年	81 (9.30%)	110 (12.63%)	615 (70.61%)	65 (7.46%)	871
自然人	69 (10.58%)	86 (13.19%)	441 (67.64%)	56 (8.59%)	652
法人	12 (5.48%)	24 (10.96%)	174 (79.45%)	9 (4.11%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁵ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

¹⁶ 平成 18 年調査では「その弁護士は、裁判の進行経過や今後の見込みを十分説明したと思いますか」との質問。

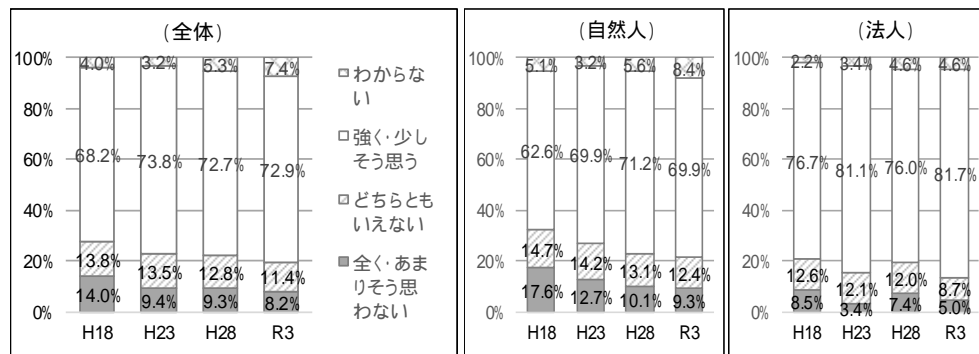
【図表1 - 2 - 13】その弁護士は、事件の事実上、法律上の問題点を十分説明したと思えますか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 18 年	92 (13.45%)	72 (10.53%)	493 (72.08%)	27 (3.95%)	684
自然人	61 (14.77%)	48 (11.62%)	281 (68.04%)	23 (5.57%)	413
法人	31 (11.44%)	24 (8.86%)	212 (78.23%)	4 (1.48%)	271
平成 23 年	47 (8.03%)	82 (14.02%)	432 (73.85%)	24 (4.10%)	585
自然人	41 (10.82%)	59 (15.57%)	261 (68.87%)	18 (4.75%)	379
法人	6 (2.91%)	23 (11.17%)	171 (83.01%)	6 (2.91%)	206
平成 28 年	66 (9.12%)	97 (13.40%)	504 (69.61%)	57 (7.87%)	724
自然人	53 (10.45%)	73 (14.40%)	335 (66.07%)	46 (9.07%)	507
法人	13 (5.99%)	24 (11.06%)	169 (77.88%)	11 (5.07%)	217
令和 3 年	75 (8.62%)	107 (12.30%)	610 (70.11%)	78 (8.97%)	870
自然人	63 (9.68%)	86 (13.21%)	434 (66.67%)	68 (10.45%)	651
法人	12 (5.48%)	21 (9.59%)	176 (80.37%)	10 (4.57%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 14】その弁護士は、判決・和解内容について、あなたにわかりやすく説明したと思えますか¹⁷

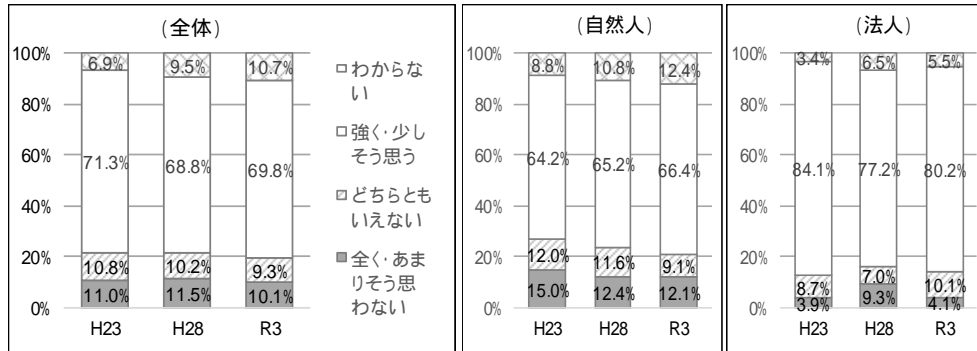


	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 18 年	95 (13.99%)	94 (13.84%)	463 (68.19%)	27 (3.98%)	679
自然人	72 (17.60%)	60 (14.67%)	256 (62.59%)	21 (5.13%)	409
法人	23 (8.52%)	34 (12.59%)	207 (76.67%)	6 (2.22%)	270
平成 23 年	55 (9.40%)	79 (13.50%)	432 (73.85%)	19 (3.25%)	585
自然人	48 (12.66%)	54 (14.25%)	265 (69.92%)	12 (3.17%)	379
法人	7 (3.40%)	25 (12.14%)	167 (81.07%)	7 (3.40%)	206
平成 28 年	67 (9.29%)	92 (12.76%)	524 (72.68%)	38 (5.27%)	721
自然人	51 (10.12%)	66 (13.10%)	359 (71.23%)	28 (5.56%)	504
法人	16 (7.37%)	26 (11.98%)	165 (76.04%)	10 (4.61%)	217
令和 3 年	72 (8.24%)	100 (11.44%)	637 (72.88%)	65 (7.44%)	874
自然人	61 (9.31%)	81 (12.37%)	458 (69.92%)	55 (8.40%)	655
法人	11 (5.02%)	19 (8.68%)	179 (81.74%)	10 (4.57%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁷ 平成 18 年調査では「判決・和解内容についての弁護士の説明は、あなた自身にとってわかりやすいものでしたか」との質問。

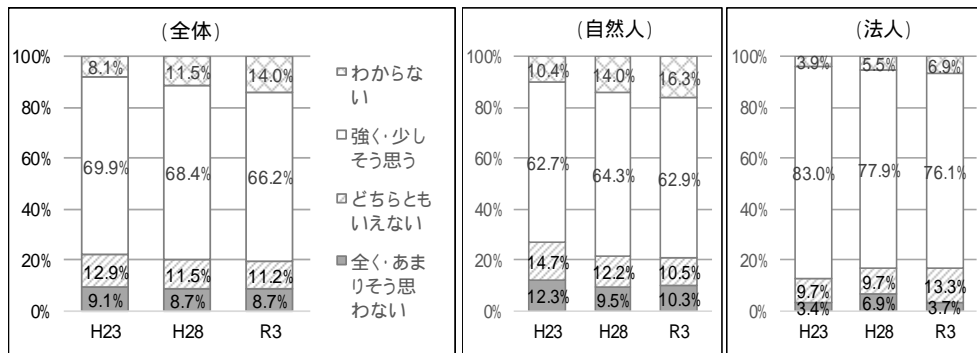
【図表1 - 2 - 15】その弁護士は、あなたの側の主張や証拠を裁判官に十分に伝えてくれたと思いますか¹⁸



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	64 (11.02%)	63 (10.84%)	414 (71.26%)	40 (6.88%)	581
自然人	56 (14.97%)	45 (12.03%)	240 (64.17%)	33 (8.82%)	374
法人	8 (3.86%)	18 (8.70%)	174 (84.06%)	7 (3.38%)	207
平成 28 年	83 (11.46%)	74 (10.22%)	498 (68.78%)	69 (9.53%)	724
自然人	63 (12.38%)	59 (11.59%)	332 (65.23%)	55 (10.81%)	509
法人	20 (9.30%)	15 (6.98%)	166 (77.21%)	14 (6.51%)	215
令和 3 年	88 (10.14%)	81 (9.33%)	606 (69.82%)	93 (10.71%)	868
自然人	79 (12.14%)	59 (9.06%)	432 (66.36%)	81 (12.44%)	651
法人	9 (4.15%)	22 (10.14%)	174 (80.18%)	12 (5.53%)	217

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 16】その弁護士は、交渉や尋問など、弁護士として必要な技術を十分にもっていたと思いますか¹⁹



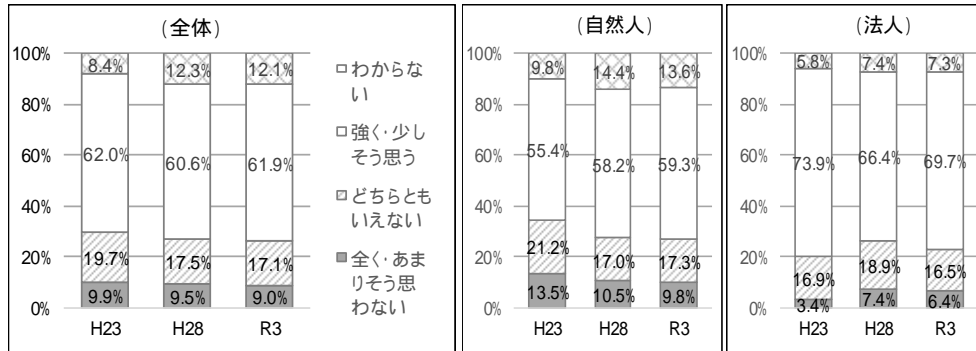
	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	53 (9.12%)	75 (12.91%)	406 (69.88%)	47 (8.09%)	581
自然人	46 (12.27%)	55 (14.67%)	235 (62.67%)	39 (10.40%)	375
法人	7 (3.40%)	20 (9.71%)	171 (83.01%)	8 (3.88%)	206
平成 28 年	63 (8.70%)	83 (11.46%)	495 (68.37%)	83 (11.46%)	724
自然人	48 (9.47%)	62 (12.23%)	326 (64.30%)	71 (14.00%)	507
法人	15 (6.91%)	21 (9.68%)	169 (77.88%)	12 (5.53%)	217
令和 3 年	75 (8.65%)	97 (11.19%)	574 (66.21%)	121 (13.96%)	867
自然人	67 (10.32%)	68 (10.48%)	408 (62.87%)	106 (16.33%)	649
法人	8 (3.67%)	29 (13.30%)	166 (76.15%)	15 (6.88%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁸ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

¹⁹ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

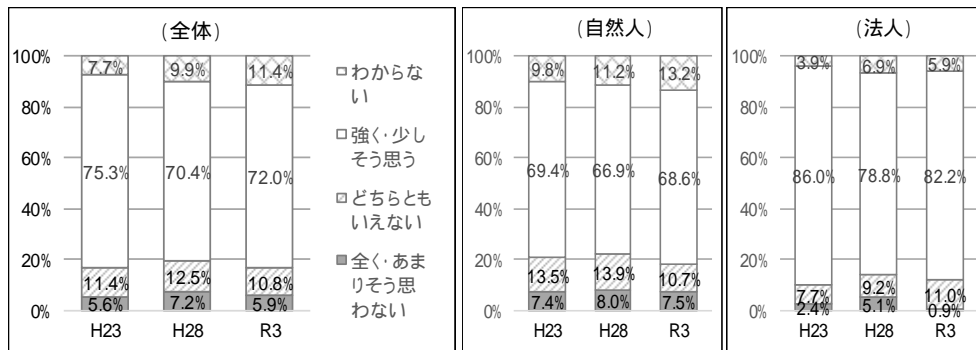
【図表1 - 2 - 17】その弁護士は、相手方を含め、紛争当事者全員にとって良い解決を考えていたと思いますか²⁰



	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成23年	58 (9.93%)	115 (19.69%)	362 (61.99%)	49 (8.39%)	584
自然人	51 (13.53%)	80 (21.22%)	209 (55.44%)	37 (9.81%)	377
法人	7 (3.38%)	35 (16.91%)	153 (73.91%)	12 (5.80%)	207
平成28年	69 (9.53%)	127 (17.54%)	439 (60.64%)	89 (12.29%)	724
自然人	53 (10.45%)	86 (16.96%)	295 (58.19%)	73 (14.40%)	507
法人	16 (7.37%)	41 (18.89%)	144 (66.36%)	16 (7.37%)	217
令和3年	78 (8.96%)	149 (17.11%)	539 (61.88%)	105 (12.06%)	871
自然人	64 (9.80%)	113 (17.30%)	387 (59.26%)	89 (13.63%)	653
法人	14 (6.42%)	36 (16.51%)	152 (69.72%)	16 (7.34%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 18】その弁護士は、法的な専門知識に優れた人だと思いましたか²¹



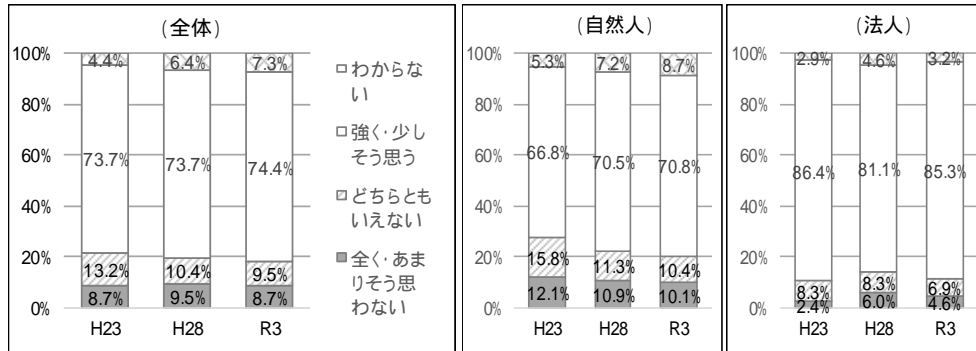
	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成23年	33 (5.63%)	67 (11.43%)	441 (75.26%)	45 (7.68%)	586
自然人	28 (7.39%)	51 (13.46%)	263 (69.39%)	37 (9.76%)	379
法人	5 (2.42%)	16 (7.73%)	178 (85.99%)	8 (3.86%)	207
平成28年	52 (7.15%)	91 (12.52%)	512 (70.43%)	72 (9.90%)	727
自然人	41 (8.04%)	71 (13.92%)	341 (66.86%)	57 (11.18%)	510
法人	11 (5.07%)	20 (9.22%)	171 (78.80%)	15 (6.91%)	217
令和3年	51 (5.86%)	94 (10.79%)	627 (71.99%)	99 (11.37%)	871
自然人	49 (7.52%)	70 (10.74%)	447 (68.56%)	86 (13.19%)	652
法人	2 (0.91%)	24 (10.96%)	180 (82.19%)	13 (5.94%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

²⁰ 平成23年調査以降、新たに設けられた質問。

²¹ 平成23年調査以降、新たに設けられた質問。

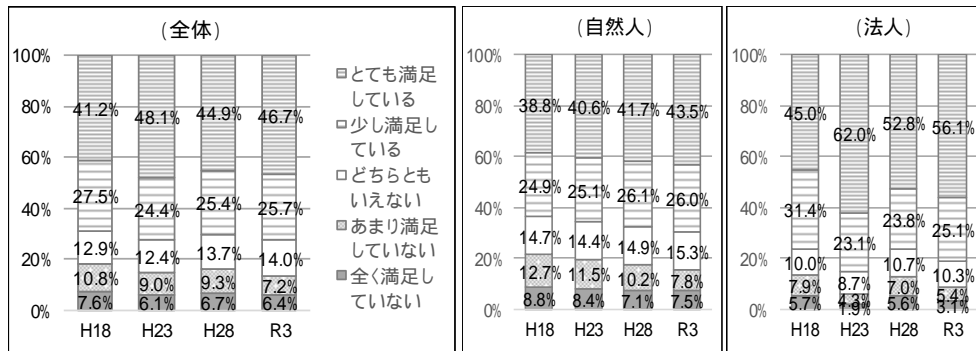
【図表1 - 2 - 19】その弁護士は、手続の進め方や解決の方法について、あなたの意見を十分に尊重してくれたと思いますか²²



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	51 (8.72%)	77 (13.16%)	431 (73.68%)	26 (4.44%)	585
自然人	46 (12.14%)	60 (15.83%)	253 (66.75%)	20 (5.28%)	379
法人	5 (2.43%)	17 (8.25%)	178 (86.41%)	6 (2.91%)	206
平成 28 年	69 (9.47%)	76 (10.43%)	537 (73.66%)	47 (6.45%)	729
自然人	56 (10.94%)	58 (11.33%)	361 (70.51%)	37 (7.23%)	512
法人	13 (5.99%)	18 (8.29%)	176 (81.11%)	10 (4.61%)	217
令和 3 年	76 (8.73%)	83 (9.53%)	648 (74.40%)	64 (7.35%)	871
自然人	66 (10.11%)	68 (10.41%)	462 (70.75%)	57 (8.73%)	653
法人	10 (4.59%)	15 (6.88%)	186 (85.32%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 20】今回の裁判で、その弁護士に満足していますか



	全く満足して いない	あまり満足して いない	どちらとも いえない	少し満足 している	とても満足 している	合計
平成 18 年	55 (7.63%)	78 (10.82%)	93 (12.90%)	198 (27.46%)	297 (41.19%)	721
自然人	39 (8.84%)	56 (12.70%)	65 (14.74%)	110 (24.94%)	171 (38.78%)	441
法人	16 (5.71%)	22 (7.86%)	28 (10.00%)	88 (31.43%)	126 (45.00%)	280
平成 23 年	36 (6.10%)	53 (8.98%)	73 (12.37%)	144 (24.41%)	284 (48.14%)	590
自然人	32 (8.38%)	44 (11.52%)	55 (14.40%)	96 (25.13%)	155 (40.58%)	382
法人	4 (1.92%)	9 (4.33%)	18 (8.65%)	48 (23.08%)	129 (62.02%)	208
平成 28 年	49 (6.69%)	68 (9.29%)	100 (13.66%)	186 (25.41%)	329 (44.95%)	732
自然人	37 (7.14%)	53 (10.23%)	77 (14.86%)	135 (26.06%)	216 (41.70%)	518
法人	12 (5.61%)	15 (7.01%)	23 (10.75%)	51 (23.83%)	113 (52.80%)	214
令和 3 年	56 (6.38%)	63 (7.18%)	123 (14.01%)	226 (25.74%)	410 (46.70%)	878
自然人	49 (7.48%)	51 (7.79%)	100 (15.27%)	170 (25.95%)	285 (43.51%)	655
法人	7 (3.14%)	12 (5.38%)	23 (10.31%)	56 (25.11%)	125 (56.05%)	223

括弧書きは有効回答数に占める割合

²² 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

3 調査結果の分析

(1) 裁判官に対する評価

本件各調査は、民事訴訟における裁判官の対応等に対する利用者の評価を調査したものであるところ、司法修習期 66 期以降の裁判官が誕生するのは平成 26 年 1 月以降である²³。そこで、本調査では、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果とそれ以前の調査の結果とを比較し分析を行う。

【図表 1 - 1 - 11】のとおり、裁判官質問（満足度）に係る肯定的回答の割合（「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計）は、全体の回答において、平成 18 年調査は 41.3%、平成 23 年調査は 40.8%、平成 28 年調査は 38.3%、令和 3 年調査は 39.9%と、平成 18 年調査において最も高く、また、その否定的回答の割合（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計）も、平成 18 年調査は 30.3%、平成 23 年調査は 28.4%、平成 28 年調査は 28.6%、令和 3 年調査は 26.2%と、平成 18 年調査が最も高くなっている。

もっとも、その差は僅かであり、誤差の可能性を排除しきれない上、少なくとも、平成 28 年調査及び令和 3 年調査において、裁判官質問（満足度）に係る否定的回答の割合が平成 18 年調査よりも増えていないことからすれば、裁判官に対する利用者の満足度はそれ以前の各調査時点と比較して、大きく変化してはいないと認めるのが相当であると思われる。

なお、その他の質問事項は、いずれも、裁判官の訴訟に臨む姿勢、訴訟当事者に対する態度、知識、能力など、様々な観点から裁判官の評価を問うものであるところ、【図表 1 - 1 - 1】ないし【図表 1 - 1 - 10】のとおり、裁判官質問（権威的・威圧的）の否定的回答の割合やそれ以外の各質問事項の肯定的回答の割合は減少傾向にある。

しかし、上記のとおり、平成 28 年調査及び令和 3 年調査において、裁判官に対する利用者の満足度は、それ以前の各調査時点と比較して大きく変化してはいないと認められることに加え、各質問事項に係る否定的回答の割合も全体的に減少傾向にあること、「わからない」の回答割合も増えていることからすれば、各質問事項に係る評価の推移等に基づき、平成 28 年調査以降、裁判官に対する利用者の評価が下がってきているとまで一概には認められないように思われる。

また、司法修習期 66 期以降が特例判事補に指名されて単独事件を担当するようになるのは、早くても平成 31 年以降であることを踏まえれば、各質問事項

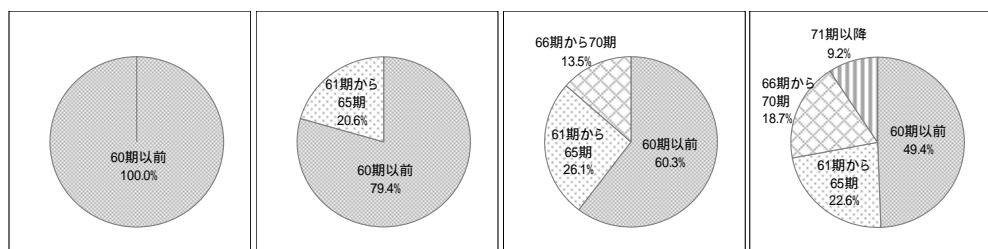
²³ 例えば、司法修習期 66 期の場合、平成 25 年 12 月に司法修習を終了し、平成 26 年 1 月に判事補に任命されるのが一般的である。なお、平成 28 年 1 月までの司法修習終了者において、裁判官となった者の人数は、66 期が 96 名、67 期が 101 名、68 期が 91 名である（いずれも修習終了直後の数による。）

に係る評価の推移等が司法修習期 66 期以降の裁判官が増えたことの影響によるものであるなどと直ちに結論付けることもできないように思われる。

(2) 弁護士に対する評価

裁判官と同様、本件各調査において、評価の対象となった弁護士の司法修習期は把握されていない。参考として、各調査実施年における司法修習期別の弁護士数を【図表 1 - 3】に示す。

【図表 1 - 3】司法修習期別弁護士数



	H18 時点	割合	H23 時点	割合	H28 時点	割合	R3 時点	割合
60 期以前	21,262	(100.00%)	23,693	(79.44%)	22,405	(60.35%)	21,111	(49.42%)
61 期から 65 期	-	-	6,133	(20.56%)	9,696	(26.12%)	9,664	(22.62%)
66 期から 70 期	-	-	-	-	5,025	(13.53%)	7,995	(18.72%)
71 期以降	-	-	-	-	-	-	3,948	(9.24%)
合計	21,262	(100.00%)	29,826	(100.00%)	37,126	(100.00%)	42,718	(100.00%)

日本弁護士連合会調べ(各年3月31日時点)
括弧書きは調査時点での弁護士総数に占める割合

本件各調査は、民事訴訟における弁護士の対応等に対する利用者の評価を調査したものであるところ、司法修習期 66 期以降の弁護士が本件各調査における評価の対象とされた可能性があるのは、平成 28 年調査以降である。そこで、本調査では、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果とそれ以前の調査の結果とを比較し、分析を行う。

【図表 1 - 2 - 20】のとおり、弁護士質問（満足度）に係る肯定的回答の割合（「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計）は、平成 18 年調査は 68.7%、平成 23 年調査は 72.5%、平成 28 年調査は 70.4 %、令和 3 年調査は 72.4%と、平成 23 年以降、肯定的回答が 7 割以上を占めており、その割合は、平成 18 年調査が最も低い。一方、否定的回答の割合（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計）は、平成 18 年調査は 18.4%、平成 23 年調査は 15.1%、平成 28 年調査は 16.0%、令和 3 年調査は 13.6%と 2 割以下で推移しており、その割合は、平成 18 年調査が最も高い。以上からすると、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の時点で、弁護士に対する利用者の満足度は、少なくとも平成 18 年調査時点よりも低下しておらず、高い評価を得られているものと認められる。

なお、その他の質問事項は、いずれも弁護士として訴訟に臨む姿勢、訴訟当事者に対する態度、知識、能力など、様々な観点から弁護士の評価を問うものであるところ、【図表 1 - 2 - 1】ないし【図表 1 - 2 - 19】のとおり、各質問事項に係る肯定的回答の割合は、全体の回答において、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果とそれ以前の調査の結果に大きな差はない。令和 3 年調査の結果と、平成 18 年調査又は平成 23 年調査の結果との間に 5 ポイント以上の差があるのは弁護士質問（適正な裁判）及び弁護士質問（法律以外の知識）のみであり、弁護士質問（適正な裁判）では令和 3 年調査の肯定的回答の割合が平成 18 年調査の割合を 8.3 ポイント上回っている。弁護士質問（法律以外の知識）では、令和 3 年調査の肯定的回答の割合が平成 23 年調査の割合を 5.3 ポイント下回っている。

否定的回答の割合については、ほとんどの質問事項について、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果において減少しており、中でも、弁護士質問（適正な裁判）については、令和 3 年調査の結果が平成 18 年調査の結果を 5.5 ポイント下回っている。弁護士質問（熱心な弁護）、弁護士質問（考え・価値観の理解）、弁護士質問（背景等の理解）及び弁護士質問（法的専門知識）については、平成 23 年調査に比して令和 3 年調査の否定的回答の割合が若干増加しているが、いずれもその差は 1 ポイントに満たないものである。

このような各質問事項に係る利用者評価の全体的な推移等からすれば、弁護士に対する利用者の評価が下がっているとまで認められないように思われる。

(3) まとめ

以上のとおり、民事訴訟制度研究会が実施した「民事訴訟利用者調査」の結果を分析した結果、司法修習期 66 期以降の裁判官及び弁護士がその調査の対象となった可能性のある平成 28 年調査及び令和 3 年調査のいずれにおいても、裁判官及び弁護士に対する利用者の評価が、それ以前と比べて下がっていると認められず、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情も認められなかった。

第2 法律相談

1 調査の概要

法律相談の利用者による弁護士評価とその推移を明らかにするため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「原賠機構」という。）が実施する法律相談の利用者アンケート調査の結果について分析、検証を行った。

原賠機構は、平成23年9月、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年法律第94号。現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法。）に基づき、大規模な原子力損害が発生した場合に、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保を図ることを目的として設立され、原子力事業者に対する資金援助等を行うとともに損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っている。

平成23年10月から令和3年9月までの間に原賠機構が行った、原子力損害賠償に関する弁護士による法律相談及び行政書士による情報提供は、延べ46,021件に及ぶ。このうち弁護士が避難先を巡回して実施した法律相談及び福島県内の常設相談所や県外で実施した相談会において対応した法律相談²⁴については、その利用者を対象とした質問票によるアンケート調査が継続的に実施されており、平成27年から令和3年6月13日までの間に7,260の回答が得られている（なお、この間の利用者は計7,295人であり、回収率は99.5%であった。）

本調査に当たり、法務省において、原賠機構の協力を得て、必要な範囲で上記アンケート調査の結果の提供を受けて分析を行った²⁵。

なお、弁護士による法律相談は、一般に、法律事務所を始め日本弁護士連合会等が運営する各種法律相談センターなどでも広く行われており、原賠機構による法律相談は、その一部にすぎないものではあるが、この法律相談の利用者を対象としたアンケート調査は、同一の機関において、一定期間にわたり、共通する質問事項について実施された調査であることから、その結果を分析することによって、同一条件下における利用者評価の推移を明らかにしようとするものである。

2 調査の結果

(1) 法律相談に対応した弁護士の概要

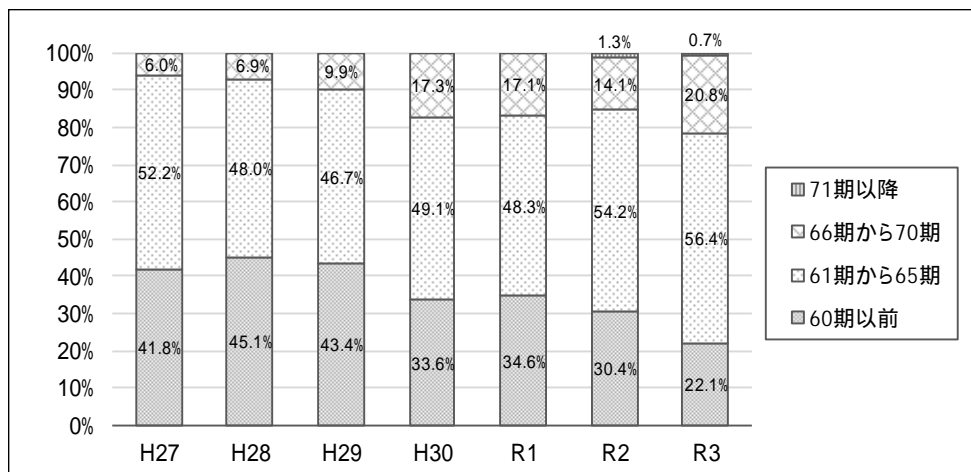
原賠機構が実施した法律相談の利用者アンケート調査に関しては、利用者の回答と併せて、同利用者に対応した弁護士の司法修習期についても把握されて

²⁴ これらの法律相談は、原賠機構から各地の弁護士に委嘱されており、福島県内に在住する弁護士のほか、原賠機構からの派遣要請により各弁護士会が選任した弁護士が対応している。

²⁵ 当該アンケート調査は平成27年以前から行われているが、本調査においては、質問事項が共通している平成27年以降のアンケート調査の結果の提供を受けて分析を行った。

いるところ、有効回答数に占める、弁護士の司法修習期ごとの対応件数の割合は、【図表2 - 1】のとおりである。

【図表2 - 1】弁護士の司法修習期ごとの対応件数の割合



	60期以前	61期から65期	66期から70期	71期以降	計
H27	974 (41.80%)	1,216 (52.19%)	140 (6.01%)	0 (0.00%)	2,330
H28	718 (45.10%)	764 (47.99%)	110 (6.91%)	0 (0.00%)	1,592
H29	511 (43.38%)	550 (46.69%)	117 (9.93%)	0 (0.00%)	1,178
H30	296 (33.60%)	433 (49.15%)	152 (17.25%)	0 (0.00%)	881
R1	256 (34.64%)	357 (48.31%)	126 (17.05%)	0 (0.00%)	739
R2	119 (30.43%)	212 (54.22%)	55 (14.07%)	5 (1.28%)	391
R3	33 (22.15%)	84 (56.38%)	31 (20.81%)	1 (0.67%)	149

括弧書きは有効回答数に占める割合

(2) 法律相談における弁護士の対応等についての利用者評価

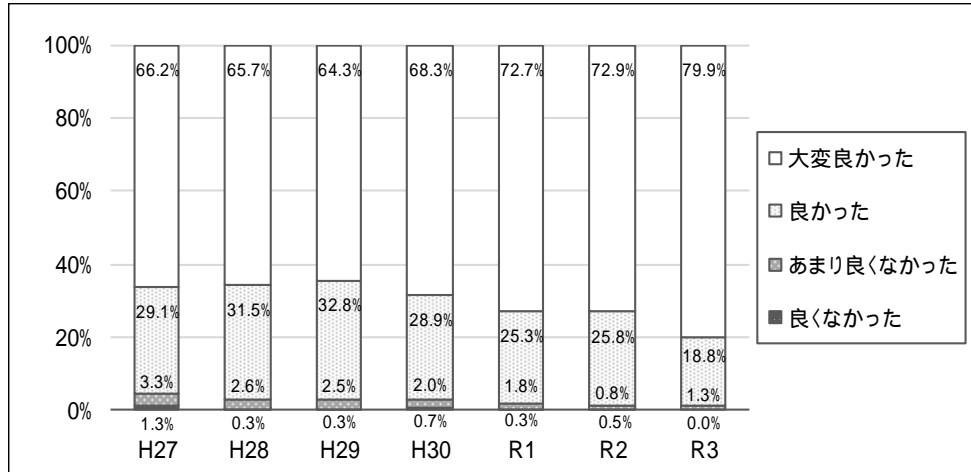
このアンケート調査において、弁護士の対応や説明に対する評価を尋ねた²⁶結果は、【図表2 - 2】のとおりである。同一の質問事項で調査が実施されるようになった平成27年以降、「大変良かった」、「良かった」との評価が、合計すると95.3%から98.7%までの間を漸増傾向で推移しており、特に平成30年以降、「大変良かった」の割合が増加している。

弁護士に対する利用者評価の推移をより分かりやすく示すため、弁護士の評価に係る回答について、「大変良かった」は4点、「良かった」は3点、「あまり良くなかった」は2点、「良くなかった」は1点として重み付けを行い、各年の加重平均を算出して比較したところ、その結果は、【図表2 - 3】のとおりであった。あわせて、司法修習期66期以降の弁護士が対応したもののみに限って回答を抽出し、同様に各年の加重平均を算出してその推移を重ね合わせたところ、

²⁶ 「個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか。該当する以下のいずれか一つに を付けて下さい。」との質問に対し、「大変良かった」、「良かった」、「あまり良くなかった」、「良くなかった」の4つの選択肢を用意して回答を求めた。

全体に対する利用者評価と司法修習期 66 期以降の弁護士に対する利用者評価は、いずれも上昇傾向にあり、また、2 つの間に有意な差はなかった。

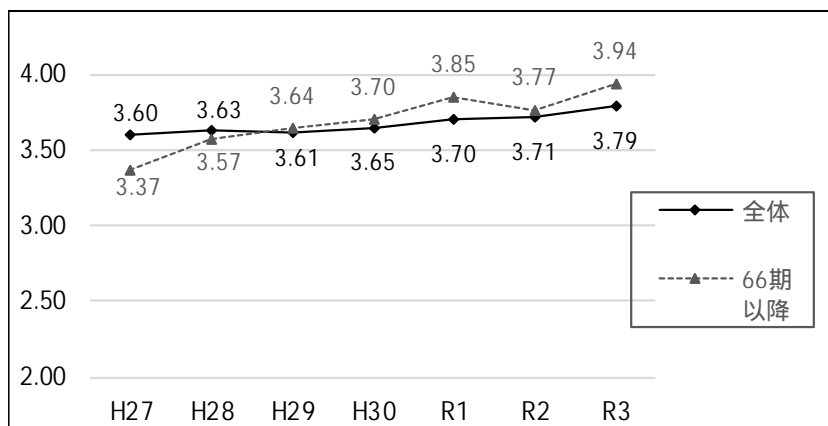
【図表 2 - 2】弁護士の対応等に対する利用者評価



	大変良かった	良かった	あまり良くなかった	良くなかった	計
H27	1,543 (66.22%)	679 (29.14%)	77 (3.30%)	31 (1.33%)	2,330
H28	1,046 (65.70%)	501 (31.47%)	41 (2.58%)	4 (0.25%)	1,592
H29	758 (64.35%)	386 (32.77%)	30 (2.55%)	4 (0.34%)	1,178
H30	602 (68.33%)	255 (28.94%)	18 (2.04%)	6 (0.68%)	881
R1	537 (72.67%)	187 (25.30%)	13 (1.76%)	2 (0.27%)	739
R2	285 (72.89%)	101 (25.83%)	3 (0.77%)	2 (0.51%)	391
R3	119 (79.87%)	28 (18.79%)	2 (1.34%)	0 (0.00%)	149

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表 2 - 3】弁護士の対応等に対する利用者評価(加重平均)の推移

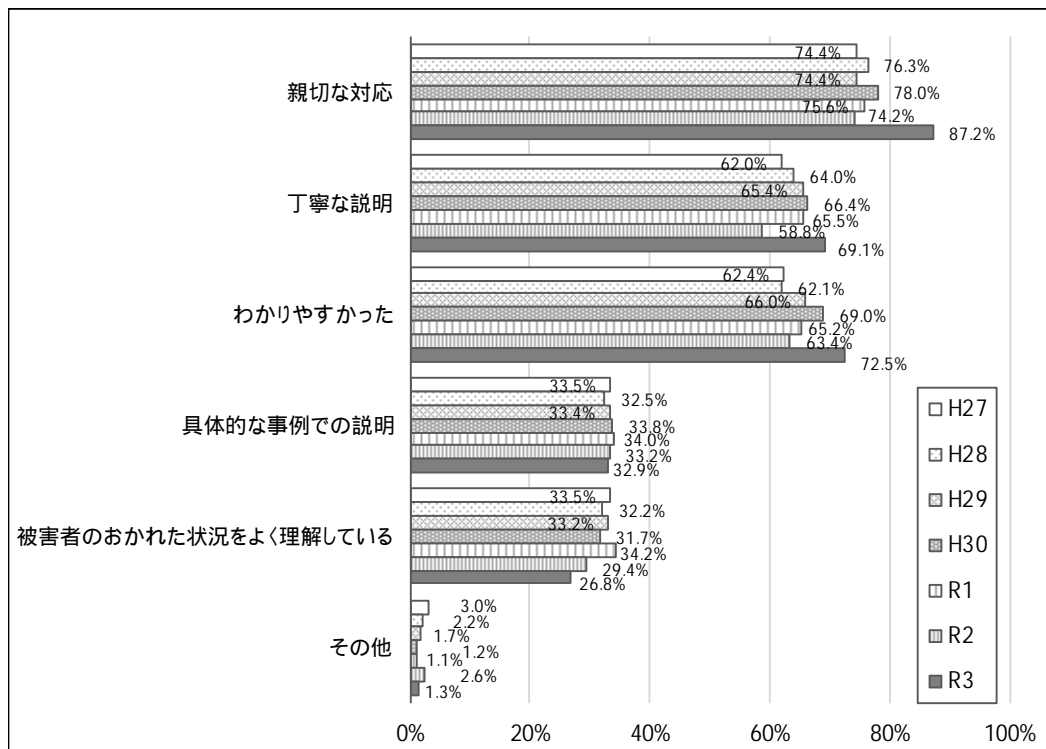


また、この質問に関連して、どのような点でそう感じたのかを尋ねた²⁷結果は、「大変良かった」、「良かった」と思う点については【図表2 - 4】、「あまり良くなかった」、「良くなかった」と思う点については【図表2 - 5】のとおりであった。

「大変良かった」、「良かった」と思う点については、いずれの年も、「親切な対応」、「丁寧な説明」、「わかりやすかった」を選択した利用者が多く、特に令和3年においては、利用者の約9割が「親切な対応」を、また約7割が「丁寧な説明」、「わかりやすかった」を選択した。

「あまり良くなかった」、「良くなかった」と思う点については、いずれの年も、「詳しい説明が少ない」、「知りたいと思ったことの説明がない」を選択した利用者が多かったが、平成28年以降、これらを選択した利用者は、それぞれ全体の1%前後で推移し、令和3年は、それぞれ有効回答数が各1名（全体の約0.67%）にとどまっている。

【図表2 - 4】「大変良かった」、「良かった」と思う点(複数回答)

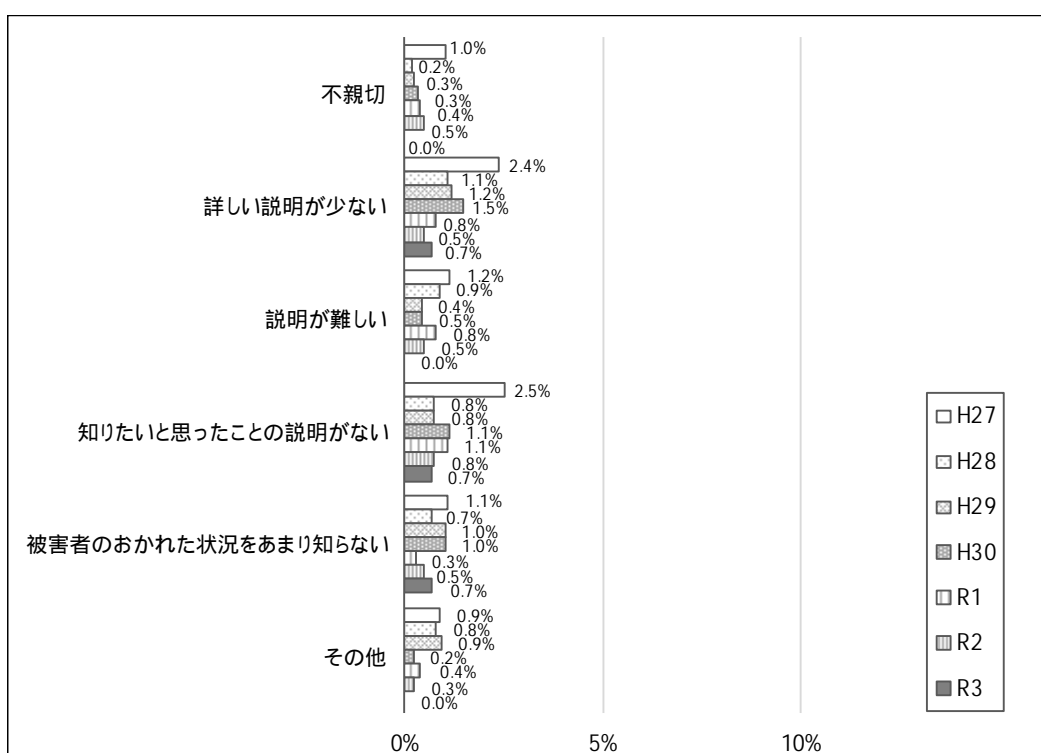


²⁷ 「どのような点でそう感じられましたか？該当する□に✓を付けて下さい。（複数回答可）」との質問に対し、「『大変良かった』、『良かった』と思う点」について、「親切な対応」、「丁寧な説明」、「わかりやすかった」、「具体的な事例での説明」、「被害者のおかれた状況をよく理解している」、「その他（自由記載）」の6つ選択肢を、「『あまり良くなかった』、『良くなかった』と思う点」として、「不親切」、「詳しい説明が少ない」、「説明が難しい」、「知りたいと思ったことの説明がない」、「被害者のおかれた状況をあまり知らない」、「その他（自由記載）」の6つの選択肢を用意して回答を求めた。

	親切な対応	丁寧な説明	わかりやすかった	具体的な事例での説明	被害者のおかれた状況をよく理解している	その他
H27	1,733 (74.38%)	1,445 (62.02%)	1,454 (62.40%)	780 (33.48%)	780 (33.48%)	70 (3.00%)
H28	1,215 (76.32%)	1,019 (64.01%)	988 (62.06%)	518 (32.54%)	512 (32.16%)	35 (2.20%)
H29	876 (74.36%)	771 (65.45%)	778 (66.04%)	393 (33.36%)	391 (33.19%)	20 (1.70%)
H30	687 (77.98%)	585 (66.40%)	608 (69.01%)	298 (33.83%)	279 (31.67%)	11 (1.25%)
R1	559 (75.64%)	484 (65.49%)	482 (65.22%)	251 (33.96%)	253 (34.24%)	8 (1.08%)
R2	290 (74.17%)	230 (58.82%)	248 (63.43%)	130 (33.25%)	115 (29.41%)	10 (2.56%)
R3	130 (87.25%)	103 (69.13%)	108 (72.48%)	49 (32.89%)	40 (26.85%)	2 (1.34%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表2 - 5】「あまり良くなかった」、「良くなかった」と思う点(複数回答)



	不親切	詳しい説明が少ない	説明が難しい	知りたいと思ったことの説明がない	被害者のおかれた状況をあまり知らない	その他
H27	24 (1.03%)	56 (2.40%)	27 (1.16%)	59 (2.53%)	26 (1.12%)	21 (0.90%)
H28	3 (0.19%)	17 (1.07%)	14 (0.88%)	12 (0.75%)	11 (0.69%)	13 (0.82%)
H29	3 (0.25%)	14 (1.19%)	5 (0.42%)	9 (0.76%)	12 (1.02%)	11 (0.93%)
H30	3 (0.34%)	13 (1.48%)	4 (0.45%)	10 (1.14%)	9 (1.02%)	2 (0.23%)
R1	3 (0.41%)	6 (0.81%)	6 (0.81%)	8 (1.08%)	2 (0.27%)	3 (0.41%)
R2	2 (0.51%)	2 (0.51%)	2 (0.51%)	3 (0.77%)	2 (0.51%)	1 (0.26%)
R3	0 (0.00%)	1 (0.67%)	0 (0.00%)	1 (0.67%)	1 (0.67%)	0 (0.00%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

3 調査結果の分析

原賠機構が実施した法律相談の利用者アンケート調査においては、【図表 2 - 4】のとおり、良い評価の理由として、「親切な対応」、「丁寧な説明」、「わかりやすかった」を選択した利用者が多く、また、【図表 2 - 5】のとおり、悪い評価の理由として、「詳しい説明が少ない」、「知りたいと思ったことの説明がない」を選択した利用者が多かった。回答の選択肢がそれほど多くないことに留意が必要ではあるが、上記のような結果からは、少なくとも当該法律相談の利用者は、自分の置かれた状況を踏まえて、自分が知りたいと思っていることについて、具体的に分かりやすく丁寧に説明してもらうことを特に求めているものと考えられる。

上記法律相談における相談・情報提供の内容は、原子力損害の賠償という大規模かつ新たな類型の問題であって、精神的損害や生命身体的損害、一時立入・帰宅費用、就労不能損害、除染・検査費用等の個人賠償に関するものを始め、財物賠償・住居確保損害、生活費増加分・避難費用、営業損害等に関するものやその請求手続等に関するもの、その他生活全般に関係するものなど広範多岐にわたっていることから²⁸、上記法律相談に関与した弁護士は、一般の損害賠償問題等に比して、より複雑かつ多様な案件に遭遇することが多く、その解決のために幅広い法律知識や事案分析能力、原子力損害賠償に関する専門的知識等がより一層必要とされたものと推察される。また、この法律相談の主な利用者が原子力損害の被害を受けた一般の方であることに鑑みれば、その問題を正確に理解し、的確な助言をするためには、高いコミュニケーション能力や調査能力等を駆使して、利用者等から必要な情報を適切に収集し、それらを的確に分析・評価することが不可欠であったと思われる上、利用者に寄り添い、分かりやすく説明しなければ、その理解を得ることが難しい場面もあったのではないかと推察される。

【図表 2 - 1】のとおり、この法律相談には、いわゆるベテランから若手まで、あらゆる層の弁護士が対応したことが確認されている。【図表 2 - 2】及び【図表 2 - 3】のとおり、弁護士の対応等に対する利用者評価の加重平均は、全体について見ても、また、司法修習期 66 期以降の弁護士に限って見ても、おおむね 3 点台後半で推移しており、いずれも高評価を得ていたと認められるところ、平成 29 年以降、僅かではあるが、司法修習期 66 期以降の弁護士に係る利用者評価が全体に係る利用者評価を上回っており、若手弁護士に対しても、いわゆるベテラン弁護士と同等か、それ以上の高評価が得られていたことが判明した。このような評価が得られたのは、司法修習期 66 期以降の弁護士が担当したものも含め、これまでに実施されてきた法律相談において、それぞれの担当弁護士が丁寧に利

²⁸ 相談実績と内容については原賠機構のウェブサイトで半期ごとに公表されているところ、調査時点での最新情報は「相談事業の活動実績とご相談内容等について 令和 3 年度上期（令和 3 年 4 月～令和 3 年 9 月）」（URL <https://www.ndf.go.jp/files/user/press/at2021/20211220hk.pdf>）参照。

用者と向き合い、そのニーズに即した法的サービスを適切に提供してきたことによるものであると認めることができる。

以上のとおり、本調査に当たり、原賠機構が実施した法律相談の利用者調査の結果を分析したところ、司法修習期 66 期以降の弁護士によるものも含め、その活動が利用者から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

第3 企業に対する調査

1 調査の概要

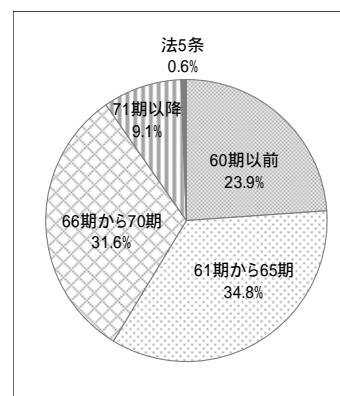
規制緩和の推進やグローバル化の進行等により、民間企業が抱える法務リスクは、より一層、多様化・複雑化する傾向にある。こうした法務リスクに迅速かつ的確に対応するため、法曹を社員として雇用する民間企業は年々増加しており、いわゆる企業内弁護士として活動する法曹の数は、10年前と比較して約5倍にも上っている²⁹。

なお、令和3年6月時点における企業内弁護士の司法修習期別の割合は、【図表3-1】のとおりであり、司法修習期66期以降の弁護士は1,148人と、企業内弁護士全体の約40%を占めている。

【図表3-1】企業内弁護士の期別割合

	人数	(割合)
60期以前	674	(23.90%)
61期から65期	981	(34.79%)
66期から70期	892	(31.63%)
71期以降	256	(9.08%)
弁護士法第5条に基づき司法修習を経ずに弁護士登録した者	17	(0.60%)
計	2,820	(100.00%)

日本組織内弁護士協会調べ(令和3年7月)
括弧書きは企業内弁護士総数に占める割合



今回、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経営法友会の協力を得て、その会員企業等を対象に、インターネットを利用してアンケート調査を行い(調査票は資料1のとおり)、民間企業がどのような効果を期待して法曹を社員として雇い入れ、その活動や資質・能力をどう評価しているかなどについて聴取するとともに、個別ヒアリングに応じられると回答した企業のうち、司法修習期66期以降も含めた複数の法曹有資格者を雇用する5社についてヒアリング調査を行った(なお、本報告書においては、以下、民間企業の社員として活動する法曹有資格者を「法曹有資格社員」という。また、アンケート調査に応じた企業を「回答企業」、個別ヒアリングを実施した5社を併せて「ヒアリング協力企業」ともいう。)

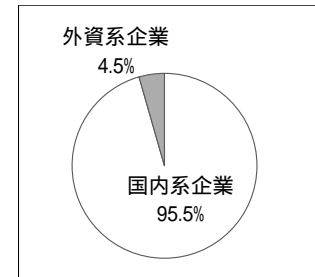
²⁹ 弁護士を社員として採用する民間企業の本数は、平成23年6月時点で326社であったものが、令和3年6月時点で1,324社となっており、社員として勤務する弁護士の数は、平成23年6月時点で587人だったものが、令和3年6月時点で2,820人となっている(日本組織内弁護士協会調べに基づく。)

回答企業は157社であり、その概要は、【図表3-2-1】ないし【図表3-2-4】のとおりである³⁰。

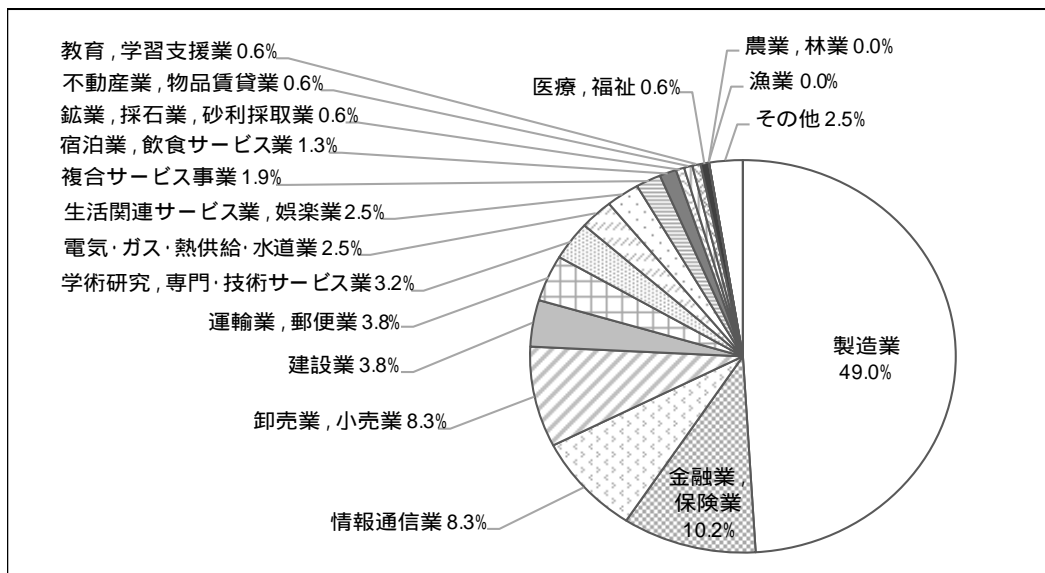
【図表3-2-1】回答企業の概要（国内系・外資系別）

	回答数	(割合)
国内系企業	150	(95.54%)
外資系企業	7	(4.46%)
計	157	(100.00%)

括弧書きは有効回答数(157)に占める割合



【図表3-2-2】回答企業の概要（業種別）



	回答数	(割合)
製造業	77	(49.04%)
金融業、保険業	16	(10.19%)
情報通信業	13	(8.28%)
卸売業、小売業	13	(8.28%)
建設業	6	(3.82%)
運輸業、郵便業	6	(3.82%)
学術研究、専門・技術サービス業	5	(3.18%)
電気・ガス・熱供給・水道業	4	(2.55%)
生活関連サービス業、娯楽業	4	(2.55%)
複合サービス事業	3	(1.91%)
宿泊業、飲食サービス業	2	(1.27%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	(0.64%)
不動産業、物品賃貸業	1	(0.64%)

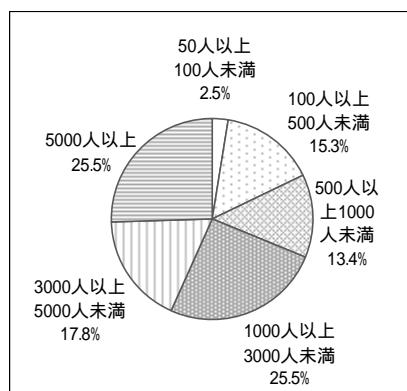
³⁰ アンケート調査は、令和3年11月10日から同年12月20日まで実施した。

教育、学習支援業	1 (0.64%)
医療、福祉	1 (0.64%)
農業、林業	0 (0.00%)
漁業	0 (0.00%)
その他	4 (2.55%)
計	157 (100.00%)

括弧書きは有効回答数(157)に占める割合

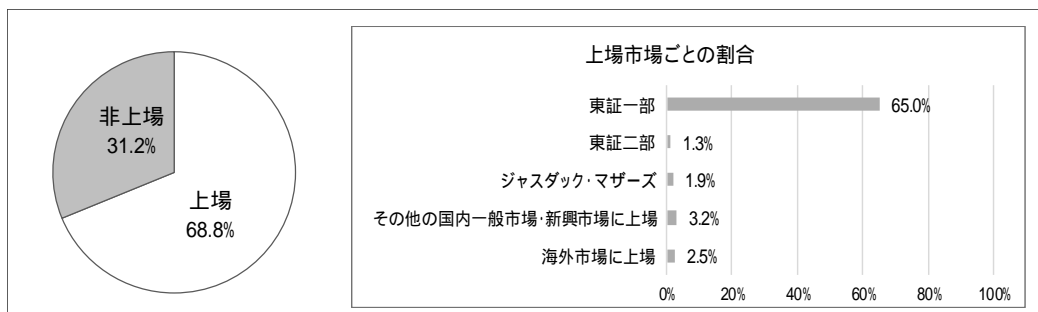
【図表3 - 2 - 3】回答企業の概要 (従業員数別)

	回答数	(割合)
25人未満	0	(0.00%)
25人以上50人未満	0	(0.00%)
50人以上100人未満	4	(2.55%)
100人以上500人未満	24	(15.29%)
500人以上1000人未満	21	(13.38%)
1000人以上3000人未満	40	(25.48%)
3000人以上5000人未満	28	(17.83%)
5000人以上	40	(25.48%)
計	157	(100.00%)



括弧書きは有効回答数(157)に占める割合

【図表3 - 2 - 4】回答企業の概要 (上場・非上場別)



		回答数	(割合)
上場		108	(68.79%)
上場市場 (複数回答)	東証一部	102	(64.97%)
	東証二部	2	(1.27%)
	ジャスダック・マザーズ	3	(1.91%)
	その他の国内一般市場・新興市場に上場	5	(3.18%)
	海外市場に上場	4	(2.55%)
非上場		49	(31.21%)

括弧書きは有効回答数(157)に占める割合

2 調査の結果

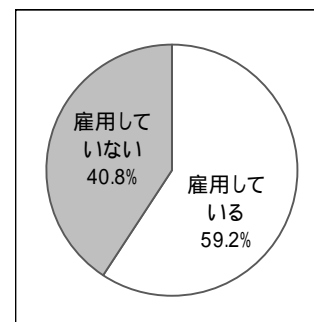
(1) 法曹有資格社員の在籍状況等

回答企業 157 社における法曹有資格社員の在籍状況は、【図表 3 - 3 - 1】のとおりである。回答企業 157 社のうち、顧問弁護士等、相談や依頼をする社外の弁護士や法律事務所からの派遣・出向者(弁護士) 以下、これらを併せて「社外弁護士」という。) がいると回答した企業は 100 社あり、これらの企業における法曹有資格社員の在籍状況は【図表 3 - 3 - 2】のとおりである。また、社外弁護士がいないと回答した企業は 57 社あり、これらの企業における法曹有資格社員の在籍状況は【図表 3 - 3 - 3】のとおりである。

【図表 3 - 3 - 1】法曹有資格社員の在籍状況(全体)

	回答数	(割合)
法曹有資格社員を雇用している	93	(59.24%)
法曹有資格社員を雇用していない	64	(40.76%)
計	157	(100.00%)

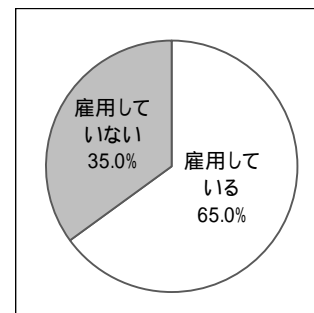
括弧書きは有効回答数(157)に占める割合



【図表 3 - 3 - 2】法曹有資格社員の在籍状況(社外弁護士あり)

	回答数	(割合)
法曹有資格社員を雇用している	65	(65.00%)
法曹有資格社員を雇用していない	35	(35.00%)
計	100	(100.00%)

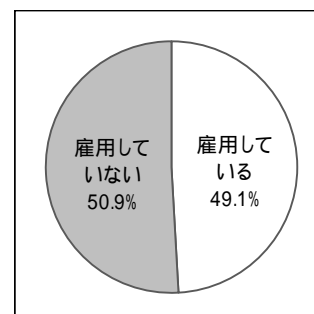
括弧書きは社外弁護士がいると回答した企業 100 社に占める割合



【図表 3 - 3 - 3】法曹有資格社員の在籍状況(社外弁護士なし)

	回答数	(割合)
法曹有資格社員を雇用している	28	(49.12%)
法曹有資格社員を雇用していない	29	(50.88%)
計	57	(100.00%)

括弧書きは社外弁護士がいないと回答した企業 57 社に占める割合



(2) 法曹有資格社員の採用年数について

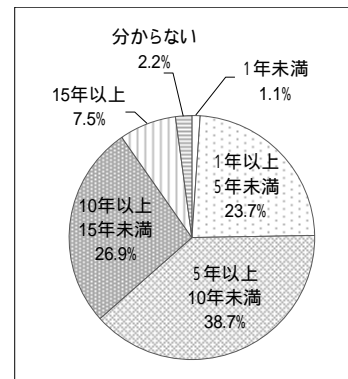
法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に対し、法曹有資格社員の採用を始めてからの年数について尋ねた結果は、【図表 3 - 4 - 1】のとおりである。上記 93 社のうち、60%を超える企業 59 社が、ここ 10 年の間に法曹有資格社員の採用を開始したと回答した。

また、上記 93 社に対し、法曹有資格社員を採用するに当たり、法曹資格を有していることを重視したかについて尋ねた結果は、【図表 3 - 4 - 2】のとおりである。

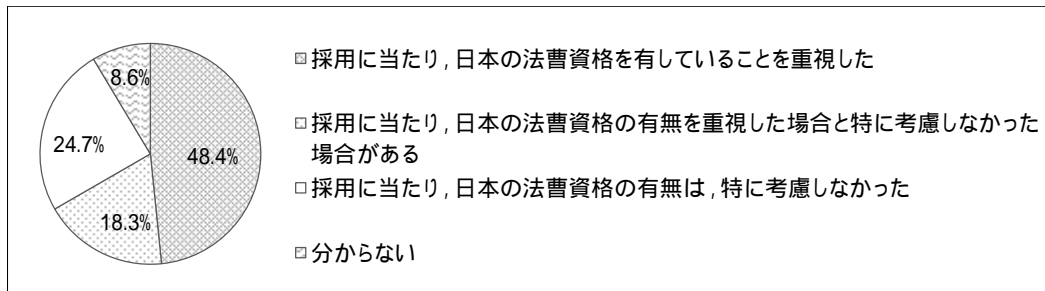
【図表 3 - 4 - 1】法曹有資格社員の採用年数

	回答数	(割合)
1年未満	1	(1.08%)
1年以上5年未満	22	(23.66%)
5年以上10年未満	36	(38.71%)
10年以上15年未満	25	(26.88%)
15年以上	7	(7.53%)
分からない	2	(2.15%)
計	93	(100.00%)

括弧書きは法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に占める割合



【図表 3 - 4 - 2】採用に当たり、法曹資格を重視したか



	回答数	(割合)
採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した	45	(48.39%)
採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある	17	(18.28%)
採用に当たり、日本の法曹資格の有無は、特に考慮しなかった	23	(24.73%)
分からない	8	(8.60%)
計	93	(100.00%)

括弧書きは法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に占める割合

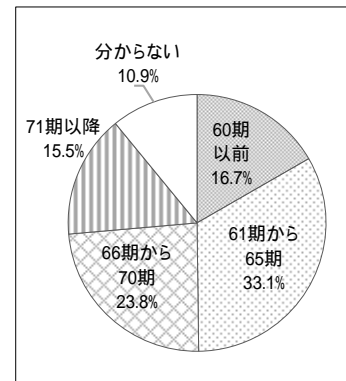
(3) 法曹有資格社員の概要について

法曹有資格社員を雇用していると回答した 93 社に対し、法曹有資格社員の司法修習期について尋ねた結果は、【図表 3 - 5】のとおりである。司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員は 198 人であり、その割合は、上記 93 社に在籍する法曹有資格社員総数（504 人）の約 39%である。

【図表3 - 5】法曹有資格社員の期別内訳

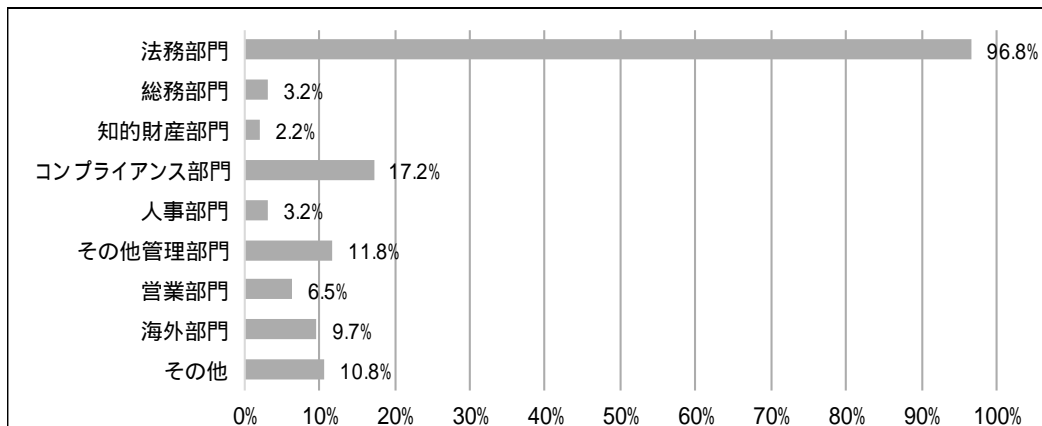
	回答数	(割合)
60期以前	84	(16.67%)
61期から65期	167	(33.13%)
66期から70期	120	(23.81%)
71期以降	78	(15.48%)
分からない	55	(10.91%)
計	504	(100.00%)

括弧書きは法曹有資格社員総数 504 人に占める割合



また、法曹有資格社員を雇用していると回答した 93 社に対し、法曹有資格社員の配属先について尋ねた結果は、【図表3 - 6】のとおりであり、法曹有資格社員は、法務部門に配属されることが多いものの、これに限らず、コンプライアンス部門や管理部門、更には、営業部門や海外部門に配属される者も一定数存在することが判明した。

【図表3 - 6】法曹有資格社員の配属先(複数回答)



	回答数	(割合)
法務部門	90	(96.77%)
総務部門	3	(3.23%)
知的財産部門	2	(2.15%)
コンプライアンス部門	16	(17.20%)
人事部門	3	(3.23%)
その他管理部門	11	(11.83%)
営業部門	6	(6.45%)
海外部門	9	(9.68%)
その他	10	(10.75%)

括弧書きは法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に占める割合

(4) 法曹有資格社員に対する期待等について

法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社のうち、法曹有資格社員の「採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した」又は「採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」と回答した企業 62 社に対し、法曹有資格社員の採用に際し、どのような効果を期待したかについて尋ねた結果は、【図表 3 - 7 - 1】のとおりである。上記 62 社の 90%以上が「法務部門の強化」と回答したほか、「コンプライアンスに対する社内意識の向上」、「法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化」、「法的問題等に関する社内研修等の充実」等、社内の意識改善や法的検討スキルの向上という効果を期待したという回答も一定数あった。

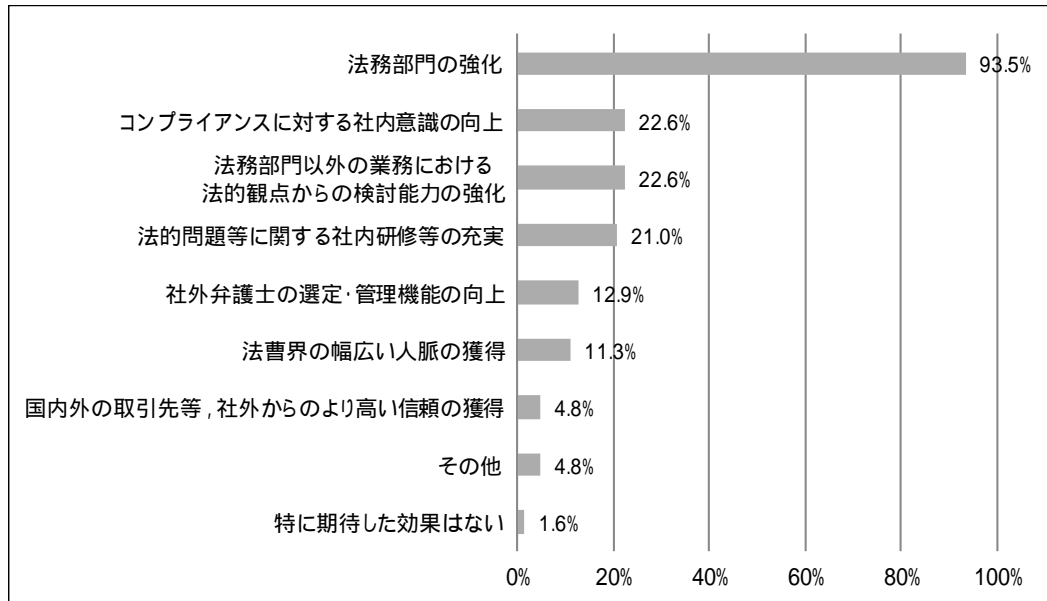
また、上記 62 社のうち、「特に期待した効果はない」と回答した 1 社を除く 61 社に対し、法曹有資格社員を採用したことにより、期待した効果を得られたかどうか尋ねた結果は、【図表 3 - 7 - 2】のとおりである。上記 61 社のうち 39 社 (63.9%) が、「期待した効果は得られたと思う」と回答し、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」と回答した企業 18 社を併せると 90%を超えた。

一方、「期待した効果は得られていないと思う」と回答した企業は 2 社 (3.3%) のみであった。期待した効果が得られなかった要因として考えられることについて尋ねたところ、いずれも、その要因として、法曹有資格社員の企業法務における実務遂行能力の不足を挙げた³¹。

また、法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社のうち、法曹有資格社員の「採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した」又は「採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」と回答した企業で、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業 13 社について集計した結果は、【図表 3 - 7 - 3】のとおりであり、上記 13 社のうち 7 社 (53.8%) が「期待した効果は得られたと思う」と回答し、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」を併せた肯定的な回答をした企業は 90%を超え、他方で、「期待した効果は得られていないと思う」、「どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う」の否定的な回答をした企業は認められなかった。

³¹ 「期待した効果は得られていないと思う」と回答したうちの 1 社からは、企業法務側に旺盛な需要があるにもかかわらず、法科大学院等における学修の内容が裁判官、検察官、訴訟を担当する弁護士など、訴訟制度の担い手の育成を主眼とするものになっており、企業法務のニーズに合致していないために、企業法務の担い手となり得る素養が十分に身に付いていない旨の意見も寄せられた。

【図表3 - 7 - 1】法曹有資格社員の採用に当たり期待した効果(複数回答)



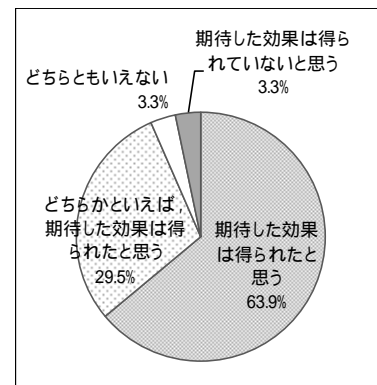
	回答数	(割合)
法務部門の強化	58	(93.55%)
コンプライアンスに対する社内意識の向上	14	(22.58%)
法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化	14	(22.58%)
法的問題等に関する社内研修等の充実	13	(20.97%)
社外弁護士の選定・管理機能の向上	8	(12.90%)
法曹界の幅広い人脈の獲得	7	(11.29%)
国内外の取引先等, 社外からのより高い信頼の獲得	3	(4.84%)
その他	3	(4.84%)
特に期待した効果はない	1	(1.61%)

括弧書きは、採用に当たり、法曹資格の有無を重視した(重視した場合がある)と回答した企業62社に占める割合

【図表3 - 7 - 2】期待した効果を得られたか(全体)

	回答数	(割合)
期待した効果は得られたと思う	39	(63.93%)
どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う	18	(29.51%)
どちらともいえない	2	(3.28%)
どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う	0	(0.00%)
期待した効果は得られていないと思う	2	(3.28%)
計	61	(100.00%)

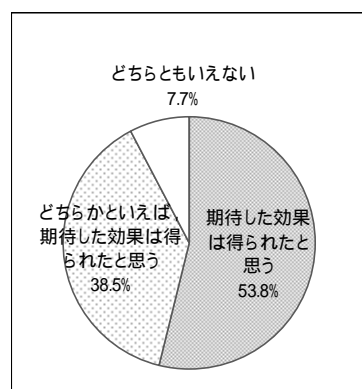
括弧書きは、採用に当たり、法曹資格の有無を重視した(重視した場合がある)と回答した企業で、【図表3 - 7 - 1】において「特に期待した効果はない」以外を回答した企業61社に占める割合



【図表3 - 7 - 3】期待した効果を得られたか(66期以降のみを雇用する企業)

	回答数 (割合)
期待した効果は得られたと思う	7 (53.85%)
どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う	5 (38.46%)
どちらともいえない	1 (7.69%)
どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う	0 (0.00%)
期待した効果は得られていないと思う	0 (0.00%)
計	13 (100.00%)

括弧書きは、66期以降のみを雇用し、採用に当たり、法曹資格の有無を重視した(重視した場合がある)と回答した企業13社に占める割合



この質問事項に関連して、ヒアリング協力企業から、企業内に法曹有資格者が社員としていることによる効果等について聴取した結果は、【図表3 - 7 - 4】のとおりである。

法的なものの考え方を身に付けている法曹有資格社員が業務に関与することで多角的な検討が可能となり、法務部門を始めとする企業全体のリスクへの対応力が強化される(B社、E社)、法曹有資格社員の検討スキルが他の社員の検討スキルの向上等に役立つ(A社、B社)、社外弁護士に関する情報等、法曹有資格者同士のネットワークを使わなければ得ることが難しい情報もあり、その人脈も情報源となる(C社)などの回答があった。

【図表3 - 7 - 4】企業内に法曹有資格者がいることによる効果等(ヒアリング結果)

	企業内に法曹有資格者がいることの効果等
A社	<p>法曹有資格者は、業務に関係する法令のみならず、関連する判例等にも目配りするなど、法的にもものを考える力を有している。法曹資格を持たない社員は、法曹有資格者と一緒に仕事をし、日常的にコミュニケーションを取ることを通じて、新たな気付きを得ることができるため、法曹有資格者の存在は、他の社員のよい刺激になっていると思う。</p> <p>なお、現在、当社は、法務部にしか法曹有資格者を配置していないが、私は、他の部門にも法曹有資格者を配置すべきだと考えている。私たちは、業務を遂行する様々な場面で、法的な検討を要する問題に遭遇するが、例えばコンプライアンスに関連する部門などであっても、忙しさに追われ、複数の文献を調査して多角的に検討するなどの深い検討まではできていない場合があると感じている。法曹有資格者を広く社内配置することで、他の社員にも法的な検討スキルが身に付いていくと思われる。</p>

B社	<p>法曹有資格者を社員として採用し、法務部門を始め、社内の子々な部門に配属することで、法務部門を支える人材が充実し、同部門が強化されることはもとより、他の部門においても法的観点を含めたより多角的な検討が可能となる。そして、その結果、企業全体として、リスクへの対応力が強化されることになる。</p> <p>また、社内に法曹有資格者がいることで、いわば第三者的な視点も含めた冷静な検討が可能になるため、社内での検討において陥りがちな近視眼的な物の見方を是正することができるようになる。常に法令を意識しながら業務を進める法曹有資格者の視点は、企業にとって、より適切な対応策を検討する上で、非常に重要である。</p>
C社	<p>法律事務所での勤務経験を有する法曹有資格者の中には、独禁法などの専門分野に関する深い知識を有している者がいる。彼らの専門的な知識や経験は、企業にとっては、大変有益である。また、例えば、社外弁護士に関する情報など、法曹有資格者同士のネットワークを使わなければ得ることが難しい情報もある。そうした法曹有資格者の人脈も、企業にとっては有益な情報源となる。</p> <p>このほか、法曹有資格者は、法務に関する文献・資料等の法律分野の情報の収集に関する基本的能力が身に付いている傾向にあり、彼らのそのような能力も業務を進める上で、大変役に立つ。</p>
D社	<p>当社の業務の性質上、必ずしも法曹資格が必要というものではないが、法曹資格を有する社員がいることで、適切な対応が可能になる場面があると思われる。例えば、以前、銀行取引に関する業務に関連して刑事分野や他の行政分野に関する法規等を踏まえた対応が必要となったことがあり、その際、法曹資格を有する社員が法曹としての見解を述べるなどして適切に対応してくれたことがあった。</p>
E社	<p>当社では、法務部門以外の部署等にも法曹有資格者を配置しているが、これは、法曹有資格者が有する専門性や法的素養が当該部署の業務に役立つという側面のほかに当該部署等と法務部門との橋渡しという役割を期待しているからである。すなわち、法務部門がいかに優秀であり、法務その他のリスクを見抜く力を持っていても、他部署からの相談を受けるのを待っているだけでは、そのリスクが見逃されてしまう可能性がある。そのようなことがないように、当社では、必要に応じて法務部門から子会社や法務以外の部署に法曹有資格者を配置する取組を始めている。また、法律は会社のあらゆる業務の基礎にあるものであるから、社員に法的素養があって困ることはない。法的素養を有する人材がチームに入ることで、そのチームの力をより一層強化することができる。</p> <p>法曹有資格者でなくても、法務部門での経験が長い人材であれば、当社の業務に関する法務についての深い専門性を有しており、当社にとってそういった人材は不可欠な存在である。一方、リスク管理の点においては、それだけでは必ずしも十分とはいえない場合がある。リスク管理のためには、早い段階でリスクの存在に気付くことのできる幅広い知識や法的な感覚が必要となるところ、少なくとも司法修習を終えた法曹有資格者であれば、一般的には、幅広い法的知識に基づき、多様な角度からの検討を行うことが期待できる。また、例えば、司法修習で裁判実務等の訓練を受けていることにより紛争に至った場合の感覚をもって予防法務に貢献することができるなど、入社当初から法務の基礎が身に付いているということにも期待している。そうした人材を採用し、他の法務部門のメンバーとともに一つのチームを構成することにより、法務部門を始め、企業全体のリスク管理を更に強化できると考えている。</p>

(5) 法曹資格が活かされていると感じた場面等

採用に当たり、法曹資格の有無を考慮しなかった（又は考慮しなかった場合がある）と回答した企業 40 社に対し、業務遂行の過程で日本の法曹資格が活かされていると感じたことはあるかについて尋ねたところ、「日本の法曹資格が活かされている」と感じたことがある場面等として、【図表 3 - 8】のとおり回答があった。法曹有資格者としての基礎的な知識・能力等に関するもののほか、弁護士としての対外的な対応や経験等に関するものを挙げた回答もあった。

【図表 3 - 8】法曹資格が活かされていると感じた場面等(自由記載・一部抜粋)

(以下、原文のまま掲載)

法曹有資格者としての基礎的な知識・能力等に関するもの
<ul style="list-style-type: none">・ 基礎的な法律知識の豊富さ・確実さ、法的文書の記述力について、法曹資格が活かされていると感じました。・ 基礎となる法的思考力と法律情報に関する理解力を有しているため、当該社員にとって未知の分野の法的課題にも柔軟かつ的確に対応できていると感じる。・ 法律的なものの考え方がきちんとしている(教育を受けている)点は評価している。・ 少額訴訟における代理人対応や、各種案件における迅速・的確な法令要件の洗い出し等において、法曹資格が活かされていると感じる。・ トラブル時の訴訟に関する構造(主張立証責任)などの理解がされているので、案件発生時にレクチャーが不要で案件が対応可能となるケースがある(資格を持たない者の場合、契約書作成のノウハウや法律相談によく出る法律の知識は申し分なくとも、今までの担当業務によってはトラブル対応などの経験が少ないことがある)。・ 民事刑事行政の実体法及び手続法について広く全体的な知識に基づいて、適切な情報収集・事実認定がなされ、社内外の関係者との調整がスムーズに進められている。・ 法令に関する調査能力に優れている。
対外的な対応等に関するもの
<ul style="list-style-type: none">・ 法曹有資格社員が会社の訴訟代理人となった。・ 少額訴訟等で急ぎ対応する必要があった場合の本人訴訟。・ 海外とのやりとりで法曹有資格者のサインを求められたことがある(公証的な目的)。・ 外部弁護士との連携が円滑に進む場合がある。・ 顧問弁護士との訴訟方針においての検討において、対等に渉りあえているとき。・ 法的紛争における法的責任を踏まえた進め方も検討。・ 案件の課題に関して、各種法律の知識を踏まえたうえで、顧問弁護士と高いレベルの協議ができる。裁判実務(準備書面の修正)について任せられる。・ 修習生やロースクールその他の弁護士ネットワークを活用して、他の弁護士や法律事務所に関わる有用情報を収集することができた。

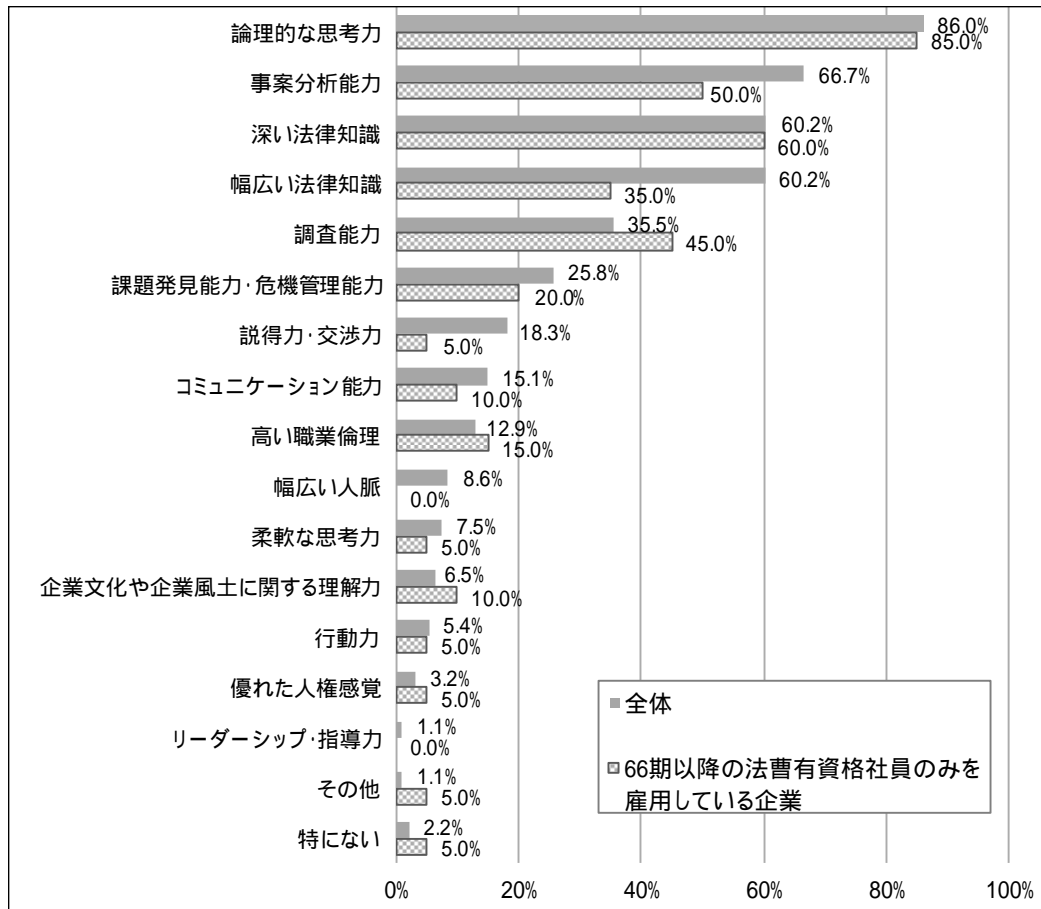
<p>弁護士としての経験等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士事務所勤務経験等により、社外の弁護士や他社企業内弁護士との人脈が豊富である。事故対応等一般民事事件に関する知見・経験が比較的豊富である。 ・ 日本法、外国法を問わず、難解な法律を粘り強く調査することができます。 ・ M&A や訴訟など専門的な業務において、専門性を発揮。
<p>資格への信頼等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理の信頼度。事業部門からの信頼獲得。 ・ 特に海外との交渉で優位に立てた。 ・ 法曹資格を有している委員がいることが望ましいとされる委員会の構成員となった点。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会の研修等、実務的な知見に基づいたマニュアル、契約書作成等への関与。

(6) 法曹有資格社員に対する評価等

法曹有資格社員について、特に評価している点を5つまで選んでもらった結果は、【図表3 - 9 - 1】のとおりである。各項目の上段は、法曹有資格社員を雇用していると回答した企業93社について集計した結果であり、下段は、上記93社のうち司法修習期66期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業20社について集計した結果である。

上記93社の回答では、選択された割合が多かったものから、論理的な思考力(86.0%)、事案分析能力(66.7%)、深い法律知識、幅広い法律知識(いずれも60.2%)、調査能力(35.5%)という順であったのに対し、司法修習期66期以降の法曹有資格社員のみを採用している企業の回答では、論理的な思考力(85.0%)、深い法律知識(60.0%)、事案分析能力(50.0%)、調査能力(45.0%)、幅広い法律知識(35.0%)の順となった。

【図表3 - 9 - 1】法曹有資格社員について評価している点(5つまで選択)



	全体		66期以降の法曹有資格社員のみを雇用している企業	
	回答数	(割合)	上記における回答数	(上記に占める割合)
論理的な思考力	80	(86.02%)	17	(85.00%)
事案分析能力	62	(66.67%)	10	(50.00%)
深い法律知識	56	(60.22%)	12	(60.00%)
幅広い法律知識	56	(60.22%)	7	(35.00%)
調査能力	33	(35.48%)	9	(45.00%)
課題発見能力・危機管理能力	24	(25.81%)	4	(20.00%)
説得力・交渉力	17	(18.28%)	1	(5.00%)
コミュニケーション能力	14	(15.05%)	2	(10.00%)
高い職業倫理	12	(12.90%)	3	(15.00%)
幅広い人脈	8	(8.60%)	0	(0.00%)
柔軟な思考力	7	(7.53%)	1	(5.00%)
企業文化や企業風土に関する理解力	6	(6.45%)	2	(10.00%)
行動力	5	(5.38%)	1	(5.00%)
優れた人権感覚	3	(3.23%)	1	(5.00%)
リーダーシップ・指導力	1	(1.08%)	0	(0.00%)
その他	1	(1.08%)	1	(5.00%)
特にない	2	(2.15%)	1	(5.00%)

なお、この質問事項に関連して、ヒアリング協力企業から、法曹有資格社員に求める資質・能力等及び若手法曹有資格社員に対する評価について聴取した結果は、それぞれ【図表3 - 9 - 2】及び【図表3 - 9 - 3】のとおりである。

法曹有資格社員に求める資質・能力等としては、論理的な思考力や事案分析能力、幅広い法律知識や専門に関する深い法律知識に加え、企業の一員としてその法的リスクを回避し、利益を生み出すための方策を考え出すことのできる能力、協調性、コミュニケーション能力等が求められるとの回答があった。

また、若手の法曹有資格社員に対する評価については、「当社の若手の法曹有資格社員については、いずれの方もしっかりと業務を行っているとの報告を受けており、特に問題は感じていない。これからも、法曹資格を得たばかりの方も含め、若手の法曹有資格者の採用を継続していきたいと思っている（A社）」「当社には、司法試験受験者数が減少した平成24年以降に司法試験に合格し、法曹資格を得た社員が10名以上いるが、いずれの方もよく頑張ってくれている。もちろん、その能力や仕事ぶりに個人差はあるが、大変優秀な方もおり、法曹としての能力は、正に人によるというほかない」（B社）「これまで色々な若手法曹を見てきたが、全体として法曹としての質が下がってきているという印象はない。司法修習期66期以降の若手の中にも、本当に優秀な人がおり、昔と比べても、より高度な実務能力や専門知識の深い理解を身に付けている人がかなりいるという印象である」（C社）「いずれも優秀だという印象であり、今後も司法修習終了直後の者も含め若手法曹の採用を継続する方針である」（D社）「何を求めて能力が劣っていると捉えるか次第だと思うが、当社の中で業務を行うという点では、若手法曹有資格者の能力が劣っているとは感じない」（E社）との回答であり、若手の法曹有資格社員一般について、その質や能力の低下を指摘する企業は認められなかった。

【図表3 - 9 - 2】法曹有資格社員に求める資質・能力等(ヒアリング結果)

法曹有資格社員に求める資質・能力等	
A社	<p>法廷に立つ法曹と企業で働く法曹とでは、求められる専門的な知識の程度は異なるのではないと思う。複雑な案件については社外の弁護士に依頼するため、少なくとも当社で働く上では、幅広くかつ高度な法律知識までは必要ない。当社の業務に関連する法律の一定の知識や論理的な思考力、事案分析能力や課題発見能力・危機管理能力などがあればよいのではないか。</p> <p>かつての企業は、国内同業他社だけを見ていればよかったかもしれないが、現代のグローバル社会においては、常に海外企業とも戦って成長していくことが求められる。そのため、企業には、常に世界を意識し、その中で当社がどうあるべきかという大きな観点を持って企業全体のことを考えながら業務に当たることのできる人材が必要である。</p> <p>また、複雑化する現代社会においては、リスクが見えにくくなっており、あらゆる場面で、リスク管理が必須となる。そのため、法務以外の業務にも幅広く関心を持つと共に、社会の変化を敏感に察知し、リスクを適切に回避することのできる人材が必要である。</p>

B社	<p>深くて幅広い法律知識や論理的な思考力が求められることは当然であるが、企業で働くためには、それだけでは足りない。企業が求めているのは、社内での自分の立ち位置や役割を理解し、組織人として業務に当たることのできる協調性のある人材である。法律事務所の弁護士であれば、仮に周りが見えていなくとも、請け負った仕事の成果を出せば評価してもらえるかもしれないが、企業ではそうはいかない。会社の方針や上司の意見なども踏まえた上での対応が求められるため、自分の意見や信念に必要以上に固執してしまうような、柔軟性や協調性に欠ける人は、企業には向かないかもしれない。</p> <p>また、より適切な方向へ業務を進めていくためには、社内外の人々との交渉が欠かせない。そのため、説得力や交渉力、コミュニケーション能力なども必要になる。最近では、国際的な案件を取り扱う場面も増えているから、必須とはいえないが、海外の規制や訴訟等にも対応することができるだけの知識やスキル、語学力などもあるとよい。</p> <p>なお、法律の知識や法的思考力については、司法試験に合格していれば、一定のレベルに達していると推定することができる。そのため、当社の採用では、司法試験の点数や合格順位などではなく、当社に対する理解の深さや業務に対する姿勢、コミュニケーション能力、これまでの経歴などを重視している。</p>
C社	<p>法的課題が複雑化・多様化する中、経営陣や事業部門に対してリスクの所在を知らせ、滞りなく事業を行えるようナビゲートすること、事業部門等と共に未知の領域でビジネスを展開する手段・方法を見つけだすこと、会社をあらゆる法的紛争・危機から守ることなど、法務部の役割は多岐にわたる。そのため、法曹有資格社員には様々な資質・能力が求められるが、中でも大切なのは、「Integrity」(高潔さ・誠実さ)、信頼される人間であることである。それがなければ、会社の重要な事案は任せられないし、社内の信頼を得ることはできないからである。</p> <p>また、単に法律の知識があるだけでは足りない。専門的分野に関する法的知識や分析力を磨き、自分の専門性を強化しようとする姿勢や、相談された新規案件について法的観点から意見を述べるだけでなく実行段階まで事業部に並走して支援するなど、新事業の創出等に積極的に貢献する姿勢も必要であるし、業務遂行上あるいは経営上の法的課題を発見して適切な解決策を柔軟に提案していく力や、それを経営陣・事業現場に説明し納得を得ることのできる説得力も必要であろう。法務部では、他部署と連携して対応することも少なくなく、場合によってはリーダーシップを発揮して取りまとめなければならないこともあるので、連携する力やコミュニケーション能力も重要である。</p>
D社	<p>企業では、事業を前に進めることを常に考える必要がある。法的リスクがある場合でも、そのために事業を止めるという発想ではなく、そのリスクを回避しつつ事業を前進させる別の手段を柔軟に考えるという発想が必要であり、そのアイデアを生み出す力が求められる。また、企業で働く以上、コミュニケーション能力や協調性も必要である。</p> <p>なお、当社の場合、法務部以外の部署にも法曹有資格者を配属しており、そうした部署においては、当該部署に関する専門知識(例えば、情報セキュリティ部門に所属する者の場合には、そのシステムに関する知識等)も必要になる。</p>
E社	<p>隠れた法的リスクを見つけ出す分析能力や法務に関する基礎的な知識があることは重要であるが、社内等でのニーズを的確に把握し、分析した内容を正確に発信することができる能力、すなわちコミュニケーション能力が最も重要である。また、いわゆる落としどころを見つけ出せるようなバランス感覚も重要な能力である。さらに、粘り強さや探求する力も必要だと考えている。そのほか、置かれるポジションによって、求められる能力は異なるが一定のレベルの語学力も必要である。</p>

【図表3 - 9 - 3】若手の法曹有資格社員に対する評価(ヒアリング結果)

	若手の法曹有資格社員に対する評価
A社	<p>一般的な印象として、法曹有資格者は、法科大学院や司法研修所で教育を受けていることから、基礎的な知識がしっかりしており、業務に関連する判例等にも広く意識を向け、論理的に物事を検討する力が身に付いていると思う。また、文書作成の能力もそれなりに高く、事案分析能力や調査能力、課題発見能力・危機管理能力なども身に付いていると感じる。</p> <p>最近の若手に物足りなさを感じることもあるが、それは、社会の在り方や教育全体に原因があるのではないかと感じる。昔は、若手のうちから一人で仕事を任せられることも多く、失敗を通じて、色々なことを学ぶことができた。しかし、最近は、ちょっとした失敗が会社に思わぬ影響を与える場合も少なくないことから、できる限り失敗を回避できるよう、上司が必ず確認するようになっている。学校現場においても、すぐに正解を与える傾向が強くなっているように思われ、根本的な部分も含め、物事を広く、深く検討することが少なくなっているように感じる。昔と比べて、大局的に物事を考えることのできる人が減っているのは、こうした社会の在り方や学校教育に原因があるのではないかと感じている。最近では、残業の制限も厳しく、より効率的に業務を進めるよう求められることが多い。そのため、過去の資料を見直して自分なりに検討するなど、じっくりと業務に取り組むことができない場合が少なくないが、そうした環境も、若手の育成に影響を与えていると思う。もっとも、そのような中であっても、若手は、色々と工夫しながら、熱心に業務に取り組んでいると思う。</p> <p>当社の若手の法曹有資格社員については、いずれの方もしっかりと業務を行っているとの報告を受けており、特に問題は感じていない。これからも、法曹資格を得たばかりの方も含め、若手の法曹有資格者の採用を継続していきたいと思っているし、法曹資格を得ていない法科大学院の卒業生についても積極的に採用していく予定である。</p> <p>当然のことであるが、若手の法曹有資格者の中にも色々な人がいる。その能力には個人差があるし、仕事に対する姿勢も様々である。そのため、若手の法曹有資格者をひとまとめにして、その能力や資質を評価することはできないし、そのような評価は適切ではない。若手に対する厳しい意見があるのは、私が入社した時代も同じである。いつの時代でも、同じようなことが言われているように思う。</p>
B社	<p>法曹の質の低下については、ずっと言われてきたことであって、司法試験受験者数が減少に転じた時期を境にその質が低下しているなどと決めつけることは適切ではないし、そのようなレッテルを貼ることは、その時期以降に法曹資格を得た法曹に大変気の毒である。法曹の質の低下が生じている可能性を否定することはできないが、私自身に実証できるほどの事例はないし、本当であるかどうか明らかでない事象を本当のことであるかのように評価することは弊害であると思う。</p> <p>当社には、司法試験受験者数が減少した平成 24 年以降に司法試験に合格し、法曹資格を得た社員が 10 名以上いるが、いずれの方もよく頑張ってくれている。もちろん、その能力や仕事ぶりに個人差はあるが、大変優秀な方もおり、法曹としての能力は、正に人によるというほかない。</p>

C社	<p>これまで色々な若手法曹を見てきたが、全体として法曹としての質が下がってきているという印象はない。司法修習期 66 期以降の若手の中にも、本当に優秀な人がおり、昔と比べても、より高度な実務能力や専門分野の深い理解を身に付けている人がかなりいるという印象である(中には、実際に投資会社に転職し、M & Aに関する知識・経験を身に付けた上で、企業法務に転向してきた人もいた。)。アンケートの回答作成のために当社の法曹有資格者をリストアップしてみたが、それぞれの年代で優秀だと評価している人材があり、全体的にレベルが下がってきているという印象は全くない。</p> <p>人によってその能力や資質に差はあるのかもしれないが、それは、法曹資格を得た後で、自分で目標を設定した上、その目標に向かって努力することができているかどうかという点で差が付いているだけではないか。最近の若手の法曹の中には、自分の専門分野を作り、他の弁護士との差別化を図ろうと意識している方が多くいると感じており、そのことがより高度な実務能力や専門分野の深い理解を得ることにもつながっているのではないか。</p>
D社	<p>これまで即戦力を求めて採用をしていたが、社内において人を育てることも重要との考えから、近年は司法修習終了直後の者の採用も行っている。いずれも優秀だという印象であり、今後も司法修習終了直後の者も含め若手法曹の採用を継続する方針である。</p> <p>法曹としての経験の有無やその長短によって判断のスピードに差はあるが、それは当然のことである。企業では、法的知識や法的な判断に加え、コミュニケーション能力の高さや事業を前に進める意欲、サービス向上に貢献する意識なども必要とされるが、そうした資質や能力の高さは、法曹としての経験の長さとは必ずしも一致しない場合がある。以前、別の会社で勤務していたときに、法的知識等のアップデートがきちんとできていない年配の弁護士と仕事をすることがあるが、自分の知識を常に見直し、最新の状態に保つことも法曹として重要な能力なのではないか。</p>
E社	<p>一般的に若手法曹有資格者は、昔の法曹有資格者と比べると危機感が強いと感じる。過去には弁護士になれば後は安泰といった風潮も一部散見されたように思うが、現在は弁護士の数が増えてきたこともあり、将来を見据えて英語を勉強するなど、多くの若手が、自分のキャリアパスを真剣に考え、自分の付加価値を上げようと努力している印象がある。</p> <p>人によっては、昔の法曹有資格者と比べて文章力が不足していると感じる者もいるかもしれないが、もしそのようなことがあるとすれば、現在は語学力や多様な分野にわたる専門知識など様々なことを学ぶ必要性が生じており、若手法曹有資格者は、それらの学習に時間を取られてしまっている部分もあるのではないかとも思われる。何を求めて能力が劣っていると捉えるか次第だと思うが、当社の中で業務を行うという点では、若手法曹有資格者の能力が劣っているとは感じない。</p>

(7) 法曹有資格社員を雇用していない企業について

法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業 64 社に対し、日本の法曹資格を有する者を社員として雇用する必要性を感じたことがあるかについて尋ねたところ、【図表 3 - 10 - 1】のとおり、その約 30%に当たる 20 社が法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたことがあると回答した。

法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたことがあると回答した企業 20 社に対し、その必要性を感じた場面について尋ねた結果は、【図表 3 - 10 - 2】の

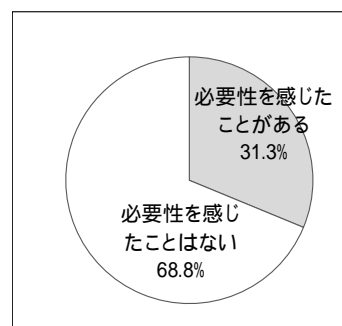
とおりであり、労務問題への対応、契約書の作成・審査、訴訟対応、リスク管理・不祥事対応等の場面で、法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたと回答したものが多かった。

また、上記20社に対し、法曹有資格社員を雇用する必要性を感じつつも、現在は雇用していない理由について尋ねた結果は、【図表3 - 10 - 3】のとおりであった。

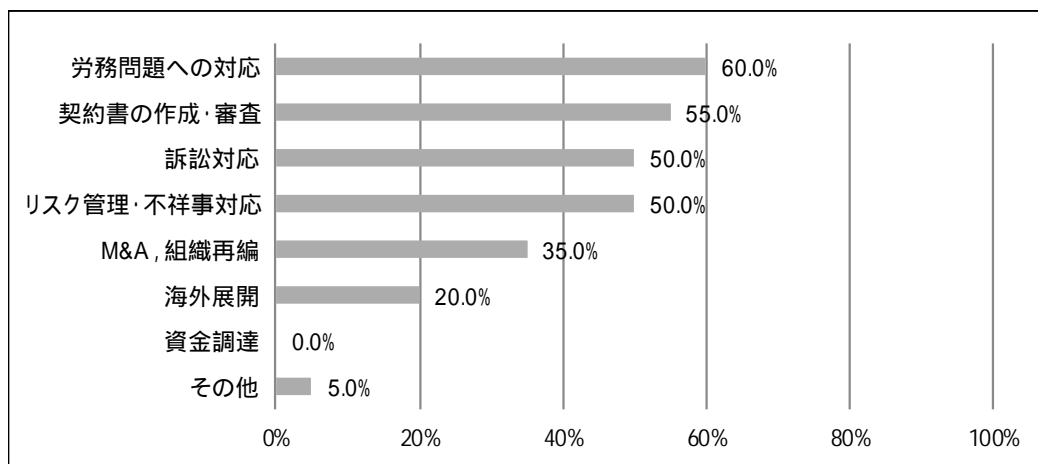
【図表3 - 10 - 1】法曹有資格社員を雇用する必要性

	回答数	(割合)
必要性を感じたことがある	20	(31.25%)
必要性を感じたことはない	44	(68.75%)
計	64	(100.00%)

括弧書きは令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業64社に占める割合



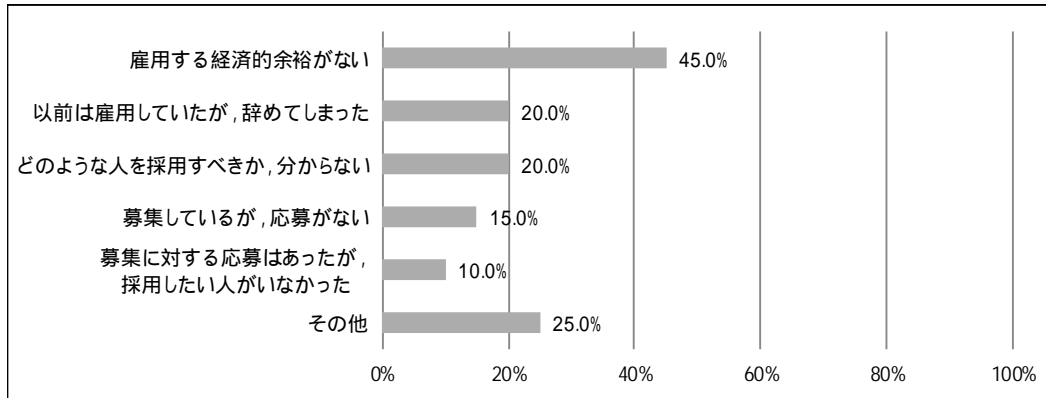
【図表3 - 10 - 2】法曹有資格社員の必要性を感じた場面(複数回答)



	回答数	(割合)
労務問題への対応	12	(60.00%)
契約書の作成・審査	11	(55.00%)
訴訟対応	10	(50.00%)
リスク管理・不祥事対応	10	(50.00%)
M&A, 組織再編	7	(35.00%)
海外展開	4	(20.00%)
資金調達	0	(0.00%)
その他	1	(5.00%)

括弧書きは令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業で、法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたことがあると回答した企業20社に占める割合

【図表3 - 10 - 3】法曹有資格社員を雇用していない理由(複数回答)

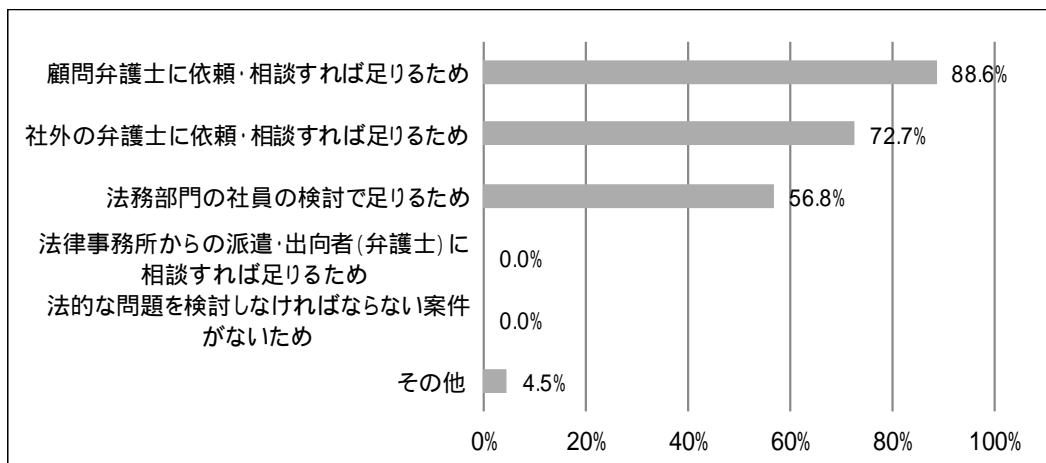


	回答数	(割合)
雇用する経済的余裕がない	9	(45.00%)
以前は雇用していたが、辞めてしまった	4	(20.00%)
どのような人を採用すべきか、分からない	4	(20.00%)
募集しているが、応募がない	3	(15.00%)
募集に対する応募はあったが、採用したい人がいなかった	2	(10.00%)
その他 (主な回答は以下のとおり) ・ 社内弁護士に割り振るほどの案件が少ない。 ・ 経営陣等がその必要性を感じていない ・ 法務が経営に口を出すという慣習のため法曹資格を有する者が採用しづらい企業風土がある。	5	(25.00%)

括弧書きは、令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業で、法曹資格社員の必要性を感じたことがあると回答した企業20社に占める割合

法曹有資格社員を雇用する必要性を感じていないと回答した企業44社に対し、その理由を尋ねた結果は【図表3 - 11】のとおりであり、社外弁護士への相談や法務部門の社員による検討で足りると回答したものが多かった。

【図表3 - 11】法曹有資格社員を雇用する必要性を感じない理由(複数回答)



	回答数	(割合)
顧問弁護士に依頼・相談すれば足りるため	39	(88.64%)
社外の弁護士に依頼・相談すれば足りるため	32	(72.73%)
法務部門の社員の検討で足りるため	25	(56.82%)
法律事務所からの派遣・出向者(弁護士)に相談すれば足りるため	0	(0.00%)
法的な問題を検討しなければならない案件がないため	0	(0.00%)
その他	2	(4.55%)

括弧書きは、令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業で、法曹有資格社員の必要性を感じたことがないと回答した企業 44 社の回答に占める割合

3 調査結果の分析

民間企業に対するアンケート調査を実施した結果、法曹有資格社員を雇用していると回答した企業のほとんどが、「法務部門の強化」を期待して法曹有資格社員を採用していることに加え、「コンプライアンスに対する社内意識の向上」や「法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化」、「法的問題等に関する社内研修等の充実」等、社内の意識改善や法的検討スキルの向上という効果を期待している企業があることも明らかとなった（【図表3 - 7 - 1】参照）。規制緩和の推進やグローバル化の進行等により、民間企業が抱える法務リスクはより一層、多様化・複雑化する傾向にある中で、法務部門が果たすべき役割はその重要性を更に増しており、また、法務部門以外の部署においても、法的観点からの検討を要する場面が多く認められるようになってきている。個々の法曹有資格社員に求められる具体的な役割は、その所属する企業や立場によって異なるものと思われるが、いずれにおいても、事業の立上げや拡大等の場面を含め、様々なビジネスシーンに潜む多様な法的リスクを的確に捉え、適切な対応方針を策定するなど、法的側面から経営を支えていくことが期待されているものと思われる。

【図表3 - 7 - 2】のとおり、法曹有資格社員を採用するに当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した等と回答した企業 61 社に対し、法曹有資格社員を採用したことにより、期待した効果は得られたかと質問した結果、2社からこれを否定する回答が寄せられたものの、「期待した効果は得られたと思う」が63.9%、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」が29.5%であり、肯定的な回答が90%を超えた。また、同じ質問について、司法修習期66期以降の弁護士のみを雇用していると回答した企業13社の回答を集計した結果においては、【図表3 - 7 - 3】のとおり、「期待した効果は得られたと思う」が53.8%、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」が38.5%であり、肯定的な回答が90%を超えた一方で、否定的な回答はなかった。

このような結果からすれば、現在、民間企業で法曹有資格社員として活動する法曹については、司法修習期66期以降の法曹有資格社員も含め、全体としては、

企業側の期待に応える活動をしているものとして、おおむね高く評価されていると認めることができる。

なお、【図表3 - 9 - 1】のとおり、法曹有資格社員について評価している点について、全体の回答を集計したものと司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業の回答を集計したものとを比べると、例えば、事案分析能力について 16.7 ポイント、幅広い法律知識について 25.2 ポイント、後者の評価が全体の評価よりも低くなっており、一方で、調査能力については 9.5 ポイント、後者の評価が全体の評価を上回っている。確かに、的確に事案を分析する能力は、弁護士として様々な事案を取り扱うことを通じて、より一層磨かれていくものであると思われるし、また、法律に関する知識量も取り扱う案件の多さに比例して増えていくものであると考えられることからすれば、弁護士としての経験の長短によって、その評価される能力に差異が生じることはあるようにも思われる（課題発見能力・危機管理能力、説得力・交渉力、幅広い人脈についても同様のことが考えられる。）

もっとも、この調査では、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用している回答企業の数自体が少ないことに加え、ヒアリング調査においても、「その能力には個人差があるし、仕事に対する姿勢も様々である。そのため、若手の法曹有資格者をひとまとめにして、その能力や資質を評価することはできないし、そのような評価は適切ではない。若手に対する厳しい意見があるのは、私が入社した時代も同じである」(A社)「その能力や仕事ぶりに個人差はあるが、大変優秀な方もおり、法曹としての能力は、正に人によるというほかない」(B社)といった意見も述べられており、上記結果をもって、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員とそれ以外との間に、その資質や能力において具体的な差異があるとまで言うことはできないように思われる。また、【図表3 - 7 - 2】及び【図表3 - 7

3】のとおり、法曹有資格社員を採用するに当たり期待した効果を得られたかとの質問については、全体の回答及び司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業の回答のいずれについても、肯定的な回答の割合が 90%を超えていることに加え、後者については、否定的な回答は認められなかった。ヒアリング調査においても、「当社の法曹有資格者をリストアップしてみたが、それぞれの年代で優秀だと評価している人材がおり、全体的にレベルが下がってきているという印象は全くない」(C社)「法曹としての経験の有無やその長短によって判断のスピードに差はあるが、それは当然のことである。企業では、法的知識や法的な判断に加え、コミュニケーション能力の高さや事業を前に進める意欲、サービス向上に貢献する意識なども必要とされるが、そうした資質や能力の高さは、法曹としての経験の長さとは必ずしも一致しない場合がある」(D社)「何を求めて能力が劣っていると捉えるか次第だと思うが、当社の中で業務

を行うという点では、若手法曹有資格者の能力が劣っているとは感じない」(E社)などの意見が述べられており、司法修習期66期以降の法曹有資格社員の働きぶりに対する企業側の評価が他より低いとは言えない(【図表3-9-3】参照)。

以上のとおり、民間企業に関する本調査では、司法修習期66期以降の法曹有資格社員も含め、その活動が企業側からおおむね高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

資料 1

企業に勤務する法曹有資格者に関する調査

法務省

問 1 貴社についてお尋ねします。

- (1) 貴社は、国内系企業・外資系企業のいずれに該当しますか。当てはまるものを一つ選択してください（「外資系企業」とは、日本国外に本店又は親会社があり、日本にその支店又は子会社がある企業をいいます。）

1. 国内系企業

2. 外資系企業

- (2) 貴社の業種は何ですか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 農業、林業

2. 漁業

3. 鉱業、採石業、砂利採取業

4. 建設業

5. 製造業

6. 電気・ガス・熱供給・水道業

7. 情報通信業

8. 運輸業、郵便業

9. 卸売業、小売業

10. 金融業、保険業

11. 不動産業、物品賃貸業

12. 学術研究、専門・技術サービス業

13. 宿泊業、飲食サービス業

14. 生活関連サービス業、娯楽業

15. 教育、学習支援業

16. 医療、福祉

17. 複合サービス事業

18. その他 ()

選択肢は日本標準産業分類の大分類を基にしています。各業種の詳細は総務省 HP (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html) を御確認ください。

- (3) 貴社（子会社・系列企業等は含みません。）に在籍する従業員のうち、正社員（正規雇用者）は何人いますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 25 人未満

2. 25 人以上 50 人未満

3. 50 人以上 100 人未満

4. 100 人以上 500 人未満

5. 500 人以上 1000 人未満

6. 1000 人以上 3000 人未満

7. 3000 人以上 5000 人未満

8. 5000 人以上

- (4) 貴社は事業会社の持株会社（いわゆるホールディングス）ですか、あるいは、貴社の株式を持株会社が有する事業会社ですか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 事業会社の持株会社である (5)へ

2. 株式を持株会社が有する事業会社である (5)へ

3. 1 と 2 のいずれでもない (6)へ

- (5) (4)において、「1. 事業会社の持株会社である」又は「2. 株式を持株会社が有する事業会社である」を選択した企業にお尋ねします。

貴社が株式を有する事業会社又は貴社の株式を有する持株会社の従業員を含めた貴社の従業員の総数はどれぐらいですか。当てはまるものを一つ選択してください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 100 人未満 | 2. 100 人以上 500 人未満 |
| 3. 500 人以上 1000 人未満 | 4. 1000 人以上 3000 人未満 |
| 5. 3000 人以上 5000 人未満 | 6. 5000 人以上 10000 人未満 |
| 7. 10000 人以上 | 8. 分からない |

- (6) 貴社は上場されていますか。また、上場されている場合、下記の各分類のうちどれに該当しますか。当てはまるものを全て選択してください(複数回答可。上場されていない場合は、「6. 非上場」を選択してください。)

- | |
|-----------------------|
| 1. 東証一部 |
| 2. 東証二部 |
| 3. ジャスダック・マザーズ |
| 4. その他の国内一般市場・新興市場に上場 |
| 5. 海外市場に上場 |
| 6. 非上場 |

- (7) 貴社には、現在(令和3年9月末時点) 顧問弁護士等、相談や依頼をする社外の弁護士や法律事務所からの派遣・出向者(弁護士)がいますか。当てはまるものを一つ選択してください。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

- (8) 貴社は、現在(令和3年9月末時点) 日本の法曹資格を有する者を雇用していますか(社内・社外の役員や法律事務所からの派遣・出向者は除きます。)。当てはまるものを一つ選択してください。

なお、ここで「日本の法曹資格を有する」とは、日本の司法試験に合格し、司法修習を終えていることをいい、弁護士登録の有無は問いません。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 雇用している(問2へ) | 2. 雇用していない(問6へ) |
|----------------|-----------------|

問2 問1の(8)において、「1. 雇用している」を選択した企業にお尋ねします。

(1) 日本の法曹資格を有する社員（以下「法曹有資格社員」といいます。）の採用を始めてからの年数について、当てはまるものを一つ選択してください（令和3年9月末時点）。

- | |
|---------------|
| 1. 1年未満 |
| 2. 1年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上15年未満 |
| 5. 15年以上 |
| 6. 分からない |

(2) 貴社に在籍する法曹有資格社員の司法修習期（司法修習生採用年度）とその人数について教えてください（令和3年9月末時点）。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1. ~60期（平成18年以前に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 2. 61期から65期（平成19年から平成23年に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 3. 66期から70期（平成24年から平成28年に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 4. 71期以上（平成29年以降に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 5. 分からない | （ 名） |

(3) 貴社に在籍する法曹有資格社員の配属先と配属人数について教えてください（ひとつの部門が複数の業務を担当している場合、中心的な業務について、以下の選択肢から最も近いものを選択してください。）（令和3年9月末時点）。

- | | |
|---------------|------|
| 1. 法務部門 | （ 名） |
| 2. 総務部門 | （ 名） |
| 3. 知的財産部門 | （ 名） |
| 4. コンプライアンス部門 | （ 名） |
| 5. 人事部門 | （ 名） |
| 6. その他管理部門 | （ 名） |
| 7. 営業部門 | （ 名） |
| 8. 海外部門 | （ 名） |
| 9. その他 | （ 名） |

(4) 法曹有資格社員を採用するに当たり、日本の法曹資格の有無について、どの程度考慮しましたか。 当てはまるものを一つ選択してください。

1. 採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した（問3へ）
2. 採用に当たり、日本の法曹資格の有無は、特に考慮しなかった（問4へ）
3. 採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある（問3及び問4へ）
4. 分からない（問5へ）

問3 問2の(4)において、「1. 採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した」又は「3. 採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」を選択した企業にお尋ねします。

(1) どのような効果を期待して、法曹有資格社員を採用しましたか。 当てはまるものを全て選択してください（複数回答可）。

1. 法務部門の強化
2. 法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化
3. コンプライアンスに対する社内意識の向上
4. 国内外の取引先等、社外からのより高い信頼の獲得
5. 法曹界の幅広い人脈の獲得
6. 社外弁護士の選定・管理機能の向上
7. 法的問題等に関する社内研修等の充実
8. その他（ ）
9. 特に期待した効果はない

(2) (1)において、「9. 特に期待した効果はない」以外を選択した企業にお尋ねします。

法曹有資格社員を採用したことにより、上記(1)で選択した、期待した効果は得られましたか。 当てはまるものを一つ選択してください。

1. 期待した効果は得られたと思う（問5へ）
2. どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う（問5へ）
3. どちらともいえない（問5へ）
4. どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う（(3)へ）
5. 期待した効果は得られていないと思う（(3)へ）

(3) (2)において、「4.どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う」又は「5.期待した効果は得られていないと思う」を選択した企業にお尋ねします。

貴社が期待した効果が得られなかった要因として、どのようなことが考えられますか(自由記載)

問4 問2の(4)において、「2.採用に当たり、日本の法曹資格の有無は、特に考慮しなかった」又は「3.採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」を選択した企業にお尋ねします。

法曹資格の有無を考慮せずに採用した法曹有資格社員について、その業務遂行の過程において、日本の法曹資格が生かされていると感じたことはありますか。そのように感じたことがありましたら、具体的に記載してください(自由記載)

問5 貴社に在籍する法曹有資格社員について、特に評価している点があれば、五つまで選択してください(複数回答可)

1. 深い法律知識
2. 幅広い法律知識
3. 柔軟な思考力
4. 論理的な思考力
5. 事案分析能力
6. 調査能力
7. 課題発見能力・危機管理能力
8. 説得力・交渉力
9. コミュニケーション能力
10. 企業文化や企業風土に関する理解力
11. リーダーシップ・指導力
12. 行動力
13. 高い職業倫理
14. 優れた人権感覚
15. 幅広い人脈
16. その他 ()
17. 特にない

問6 問1の(8)において、「2. 雇用していない」を選択した企業にお尋ねします。

日本の法曹資格を有する者を社員として雇用する必要性を感じたことはありますか。当てはまるものを一つ選択してください。

- 1. 必要性を感じたことがある (問7へ)
- 2. 必要性を感じたことはない (問8へ)

問7 問6において、「1. 必要性を感じたことがある」を選択した企業にお尋ねします。

(1) 日本の法曹資格を有する者を雇用する必要性を感じたのは、どのような場面ですか。当てはまるものを全て選択してください(複数回答可)。

- 1. 契約書の作成・審査
- 2. 労務問題への対応
- 3. 訴訟対応
- 4. リスク管理・不祥事対応
- 5. 資金調達
- 6. M&A、組織再編
- 7. 海外展開
- 8. その他(具体的に)

(2) 現在(令和3年9月末時点) 貴社において、日本の法曹資格を有する者を社員として雇用していない理由について、当てはまるものを全て選択してください(複数回答可)。

- 1. 募集しているが、応募がない
- 2. 募集に対する応募はあったが、採用したい人がいなかった
- 3. 以前は雇用していたが、辞めてしまった
- 4. 雇用する経済的余裕がない
- 5. どのような人を採用すべきか、分からない
- 6. その他(具体的に)

問8 問6において、「2. 必要性を感じたことはない」を選択した企業にお尋ねします。

日本の法曹資格を有する者を社員として雇用する必要性がないと考える理由について、当てはまるものを全て選択してください(複数回答可)。

- 1. 顧問弁護士に依頼・相談すれば足りるため
- 2. 社外の弁護士に依頼・相談すれば足りるため
- 3. 法律事務所からの派遣・出向者(弁護士)に相談すれば足りるため
- 4. 法務部門の社員の検討で足りるため
- 5. 法的な問題を検討しなければならない案件がないため
- 6. その他()

<ヒアリング調査についての御協力のお願い>

いただいた回答について、より詳細な内容をお伺いするため、後日、ヒアリング調査を実施する予定です。

このヒアリング調査に御協力をいただけるかどうか、また、御協力をいただける場合には御担当者様の連絡先等を、下欄に御記載願います。

法務省からヒアリング調査への協力要請があった場合	
1. ヒアリングに応じられる	2. ヒアリングに応じられない
貴社名	
所在地	
御担当者名	
所属部署名・役職名	
御連絡先電話番号	
御連絡先メールアドレス	

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

第4 児童福祉の分野に対する調査

1 調査の概要

平成28年6月、児童虐待について、その発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の改正が行われた。同改正においては、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置³²を行うものとする旨の規定³³が新設された。一部地域においては、かねてから児童相談所と弁護士との連携が図られていたところ、上記規定が新設されたことにより、全ての児童相談所において弁護士との連携が図られるようになった。

そこで、本調査においては、厚生労働省の協力を得て、児童相談所を対象に資料2の質問票によるアンケート調査を行い、児童福祉の分野で活動する弁護士の評価等について尋ね、全国225の児童相談所のうち214の児童相談所から回答を得た(回答率95.1%)³⁴。

2 調査の結果

(1) 児童相談所における弁護士の配置状況等

令和3年9月末日現在における児童相談所の弁護士配置状況等について尋ねた結果は、【図表4-1】のとおりである。

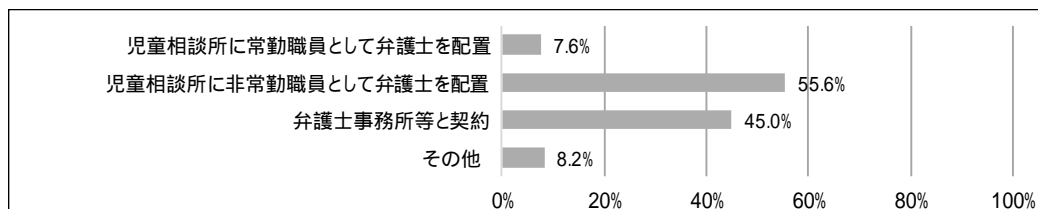
³² 「これに準ずる措置」とは、「弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。)」とされている(児童相談所運営指針(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知)第2章第3節2.(11))

³³ 児童福祉法第12条第3項(平成28年法律第63号〔平成28年6月3日公布、同年10月1日施行〕による改正後のもの)。なお、同項は、令和元年の同法改正(令和4年4月1日施行)において、「第28条第1項各号に掲げる措置(注:保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童を児童養護施設に入所させる等の措置を採ることが児童の親権を行う者等の意に反するときに都道府県が採ることができる措置)を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」(注は引用者)と改められており、児童福祉の分野に対する法的支援の必要性は、今後ますます高まっていくものと思われる。

³⁴ アンケート調査は、令和3年10月11日から同月29日まで実施した。なお、回答した児童相談所の数(214)と有効回答数(171)は一致していないが、これは、回答を寄せた児童相談所のうち、14の児童相談所が、同一管内に所在する児童相談所の一部又は全部の回答を集約したものを提出し、また、2支所が独立して回答を提出したためである。

また、このうち常勤職員又は非常勤職員として勤務する弁護士（以下「常勤職員等弁護士」という。）197 人の司法修習期について尋ねた結果は、【図表 4 - 2】のとおりである³⁵。

【図表 4 - 1】児童相談所における弁護士の配置状況等（令和3年9月末日現在）（複数回答）



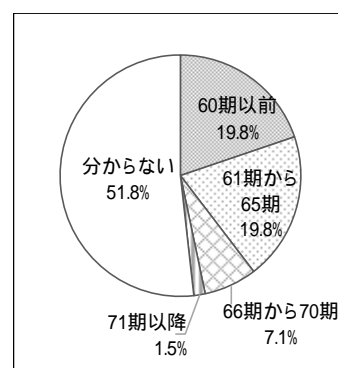
	回答数	割合
児童相談所に常勤職員として弁護士を配置	13	(7.60%)
児童相談所に非常勤職員として弁護士を配置	95	(55.56%)
弁護士事務所等と契約 (弁護士や弁護士会との契約のほか、登録弁護士の派遣制度などを含む)	77	(45.03%)
その他 (本庁や他の児童相談所の弁護士を利用する等)	14	(8.19%)

括弧書きは有効回答数(171)に占める割合

【図表 4 - 2】常勤職員等弁護士の司法修習期別の割合

	人数	割合
60期以前	39	(19.80%)
61期から65期	39	(19.80%)
66期から70期	14	(7.11%)
71期以降	3	(1.52%)
分からない	102	(51.78%)
計	197	(100.00%)

括弧書きは常勤職員等弁護士の総数(197人)に占める割合



(2) 弁護士との連携により、より適切に対応できるようになった業務

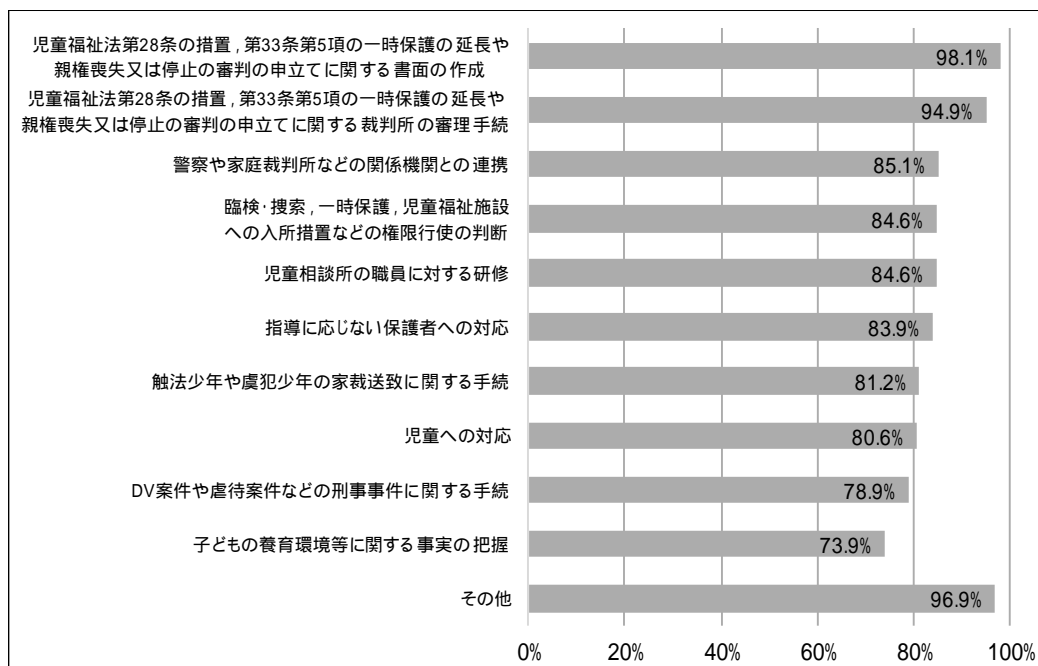
全ての児童相談所に対し、弁護士と連携して対応している業務のうち、連携前と比較して、より適切に対応できるようになったと感じる業務について尋ねた結果は、【図表 4 - 3】のとおりである。

全ての項目について、「より適切な対応が可能となった」との評価がされており、特に評価が高かったのは、児童福祉法第 28 条の措置、第 33 条第 5 項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成・審理手続であった。

³⁵ 弁護士事務所等との契約等に基づく連携については、対応する弁護士が固定されていない可能性があるため、司法修習期については尋ねなかった。

また、「その他」として、個別ケースに関する相談・書面作成・審理手続、法令解釈に関する助言、情報公開請求等に対する対応、内規や要綱の作成などが挙げられた。

【図表4 - 3】弁護士と連携して対応している業務のうち、連携前と比較して、より適切に対応できるようになったと感じる業務の割合³⁶（複数回答）



	当該業務について、弁護士と連携して対応（複数回答）	連携により、より適切な対応が可能となった（複数回答）	連携業務のうち、より適切な対応が可能となった割合
児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成	154	151	98.05%
児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続	138	131	94.93%
警察や家庭裁判所などの関係機関との連携	87	74	85.06%
臨検・搜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断	117	99	84.62%
児童相談所の職員に対する研修	117	99	84.62%
指導に応じない保護者への対応	87	73	83.91%
触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続	85	69	81.18%
児童への対応	72	58	80.56%
DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続	71	56	78.87%
子どもの養育環境等に関する事実の把握	46	34	73.91%
その他	64	62	96.88%

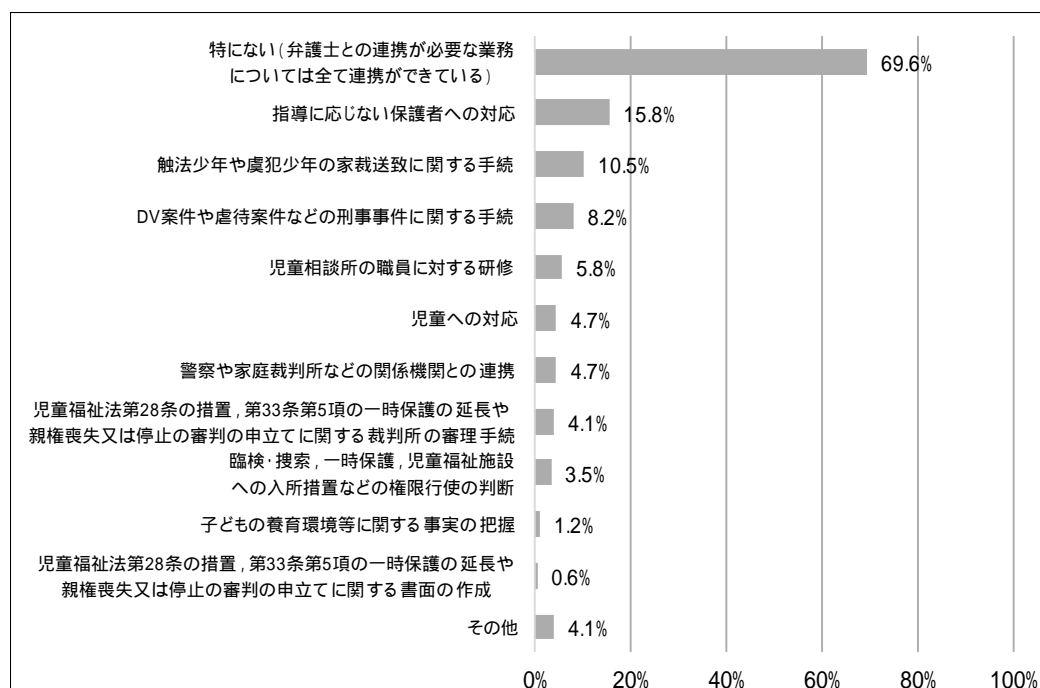
³⁶ 児童相談所開設以来又は長期にわたって弁護士と連携して業務に対応していることから、連携前との比較はできないと回答した児童相談所が10あり、本表の計算においてはこれらの回答を除外した。

(3) 弁護士との連携が必要だと感じる業務

全ての児童相談所に対し、現在、弁護士と連携していない業務（以下「非連携業務」という。）のうち、連携が必要だと感じる業務について尋ねた結果は、【図表4 - 4】のとおりである。「特にない（弁護士との連携が必要な業務については全て連携ができています）」の回答が119あった一方で、「指導に応じない保護者への対応」、「触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続」、「DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続」等が非連携業務となっており、これらについての連携が必要であるとする回答も一定数あった。なお、連携ができていない理由としては、弁護士が常勤職員ではないため時間的な制約があること、非連携業務が契約の範囲外であることなどが挙げられた。

また、非連携業務に関し、弁護士にどのような関与を求めるかについて尋ねたところ、各種審判の申立手続への同席や被保護児童の保護者等への対応、家庭裁判所や警察署との連絡調整、個別案件への随時対応等を求める声が寄せられた。

【図表4 - 4】非連携業務のうち、弁護士との連携が必要だと感じている業務（複数回答）



	回答数	(割合)
特にない（弁護士との連携が必要な業務については全て連携ができています）	119	(69.59%)
指導に応じない保護者への対応	27	(15.79%)
触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続	18	(10.53%)
DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続	14	(8.19%)
児童相談所の職員に対する研修	10	(5.85%)
児童への対応	8	(4.68%)

警察や家庭裁判所などの関係機関との連携	8 (4.68%)
児童福祉法第 28 条の措置、第 33 条第 5 項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続	7 (4.09%)
臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断	6 (3.51%)
子どもの養育環境等に関する事実の把握	2 (1.17%)
児童福祉法第 28 条の措置、第 33 条第 5 項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成	1 (0.58%)
その他	7 (4.09%)

括弧書きは有効回答数(171)に占める割合

(4) 弁護士の対応に対する満足度

全ての児童相談所に対し、弁護士と連携している業務について、「弁護士の対応に満足しているか」と尋ねた結果は【図表 4 - 5 - 1】のとおりであり、「満足している」との回答が 70%を超え、「どちらかといえば満足している」との回答を併せると 90%を超えた。また、2つの児童相談所が、「どちらかといえば満足していない」と回答し、「弁護士配置がなく、日常的なケースワーク上の法律相談がしにくい」、「非常勤のため、情報共有に時間がかかる」との理由を挙げた。

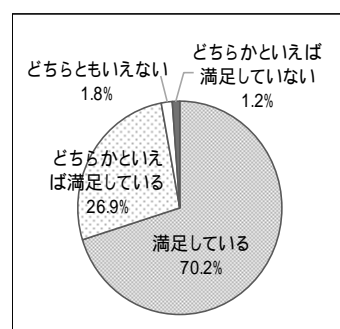
なお、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した6つの児童相談所の回答を取り出して集計した結果は【図表 4 - 5 - 2】のとおりである。「満足している」、「どちらかといえば満足している」がそれぞれ 50%を占め、否定的評価をしたものはなかった。

参考に、「満足している」は5点、「どちらかといえば満足している」は4点、「どちらともいえない」は3点、「どちらかといえば満足していない」は2点、「満足していない」は1点として重み付けを行い、児童相談所全体（有効回答数 171）の満足度の加重平均と常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した6つの児童相談所の満足度の加重平均を算出して比較したところ、前者は 4.66、後者は 4.50 となり、その差は 0.16 であった。

【図表 4 - 5 - 1】連携業務における弁護士の対応に対する満足度(全体)

	回答数	(割合)
満足している	120	(70.18%)
どちらかといえば満足している	46	(26.90%)
どちらともいえない	3	(1.75%)
どちらかといえば満足していない	2	(1.17%)
満足していない	0	(0.00%)
計	171	(100.00%)

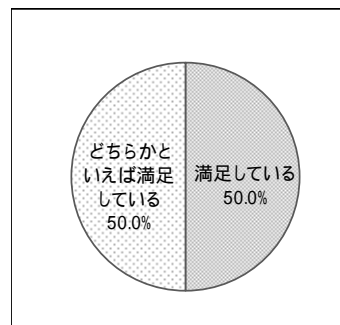
括弧書きは有効回答数(171)に占める割合



【図表4 - 5 - 2】連携業務における弁護士の対応に対する満足度(常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみである児童相談所)

	回答数	(割合)
満足している	3	(50.00%)
どちらかといえば満足している	3	(50.00%)
どちらともいえない	0	(0.00%)
どちらかといえば満足していない	0	(0.00%)
満足していない	0	(0.00%)
計	6	(100.00%)

括弧書きは有効回答数(6)に占める割合

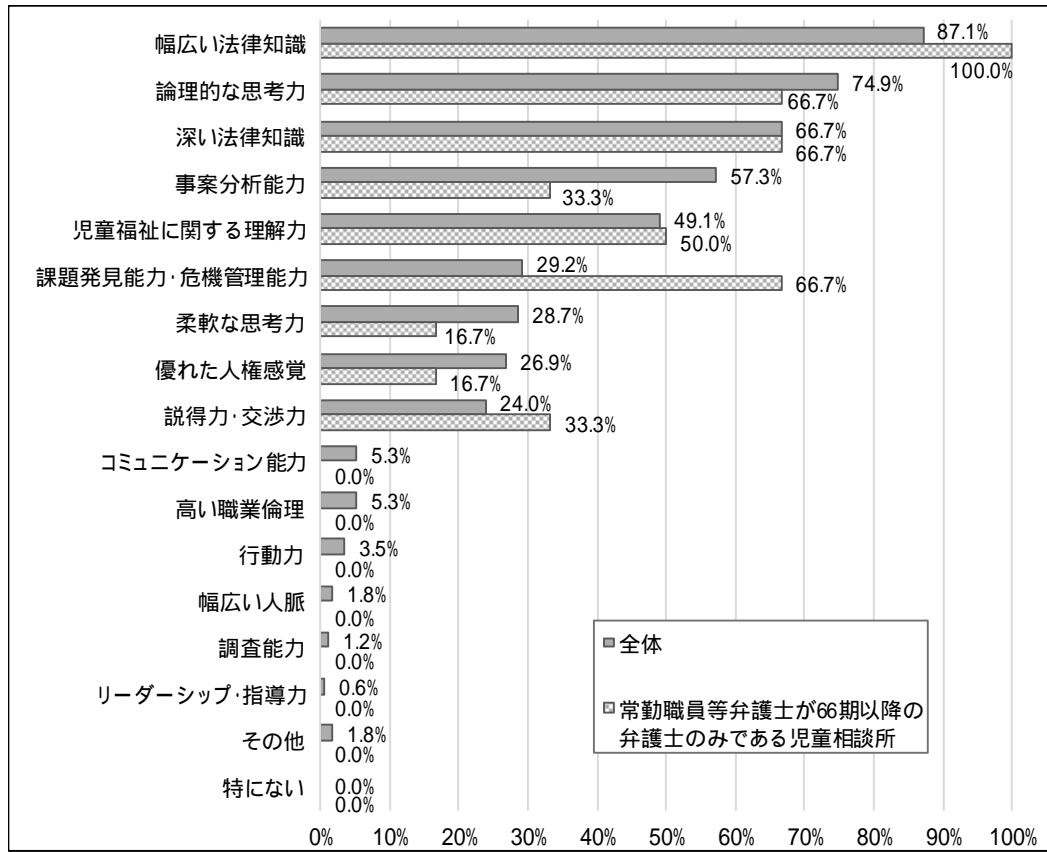


(5) 弁護士に対する評価

全ての児童相談所に対し、連携している弁護士について、特に評価している点を5つまで選択してもらった結果は、【図表4 - 6】のとおりである。各項目の上段は、全体の回答(有効回答数 171)を集計した結果であり、下段は、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した6つの児童相談所の回答を集計した結果である。

回答全体では、選択された回答数が多かったものから、幅広い法律知識(87.1%)、論理的な思考力(74.9%)、深い法律知識(66.7%)、事案分析能力(57.3%)、児童福祉に関する理解力(49.1%)という順であり、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した児童相談所では、幅広い法律知識(100%)、論理的な思考力、深い法律知識、課題発見能力・危機管理能力(いずれも 66.7%)、児童福祉に関する理解力(50.0%)の順となった。

【図表4 - 6】連携している弁護士の評価点(5つまで選択)



	全体		常勤職員等弁護士が66期以降の弁護士のみである児童相談所	
	回答数	(割合)	上記における回答数	(上記に占める割合)
幅広い法律知識	149	(87.13%)	6	(100.00%)
論理的な思考力	128	(74.85%)	4	(66.67%)
深い法律知識	114	(66.67%)	4	(66.67%)
事案分析能力	98	(57.31%)	2	(33.33%)
児童福祉に関する理解力	84	(49.12%)	3	(50.00%)
課題発見能力・危機管理能力	50	(29.24%)	4	(66.67%)
柔軟な思考力	49	(28.65%)	1	(16.67%)
優れた人権感覚	46	(26.90%)	1	(16.67%)
説得力・交渉力	41	(23.98%)	2	(33.33%)
コミュニケーション能力	9	(5.26%)	0	(0.00%)
高い職業倫理	9	(5.26%)	0	(0.00%)
行動力	6	(3.51%)	0	(0.00%)
幅広い人脈	3	(1.75%)	0	(0.00%)
調査能力	2	(1.17%)	0	(0.00%)
リーダーシップ・指導力	1	(0.58%)	0	(0.00%)
その他	3	(1.75%)	0	(0.00%)
特になし	0	(0.00%)	0	(0.00%)

(6) 弁護士との連携に関する要望等

全ての児童相談所に対し、弁護士との連携に関する要望等について尋ねたところ、【図表4 - 7】のとおり、 弁護士の配置や体制作りなどに関するもの、 弁護士に対する要望等、 弁護士の育成に関するもの、 弁護士の活動に対する評価等が寄せられた。

【図表4 - 7】弁護士との連携についての要望等(自由記載・一部抜粋)

(以下、原文のまま掲載)

弁護士の配置や体制作りなどに関するもの
<ul style="list-style-type: none">・ 現在は、中央児童相談所に1名非常勤の弁護士が配置となっているが、非常勤で良いので当児童相談所に定期的に勤務できる弁護士の配置が望まれる。・ 児童相談所の規模から常に法的対応に追われる事がない環境でもあるため、配置がない現状があり、必要な時に随時相談できる体制や、業務を委託できる体制は整えられているが、日常的に連携が図られる環境ではないため、配置がなくとも近隣に顔の見える関係で相談体制が構築できると良いと感じる。・ 常勤弁護士の配置・ 児童相談所へ弁護士を配置することについて、適格な人材の確保と県の財政負担に課題があるため、所管省庁から優秀な弁護士を派遣・配置するなど、安定して運営できる仕組みがあるとよい。・ 現在、突発的に法的な助言、判断を頂きたい場合に電話などの対応を依頼しているところであるが、電話のみでは十分な説明になっていなかったり、時間的な制約があったりすることがある。児童の権利を守り、かつ、必要時に即応できる体制が望ましい。同時に弁護士が児相で常駐で働くための様々な保障(兼業も含めて弁護士が児相で働きやすい環境の整備等)があることが結果的に弁護士との連携を強化することにつながると思われる。・ 一時保護にも司法審査が入る方向もあり、28条申し立てや一時保護の延長等、法的対応を求められるケースが今後更に増していくことが予想されるため常勤配置の方向で検討していくことが望ましいと思われる。・ 管内の他の児童相談所でも弁護士を配置していることから、所として複数弁護士と連携できており、利益相反で一方の弁護士が対応不可な場合でも他方に相談ができるなど、柔軟に対応可能。・ 権利擁護の観点から、今後は一時保護児童や施設入所児童の意思確認等が想定され、嘱託弁護士の協力の可能性も考えられる。・ 児童相談所に限らず行政全般において弁護士との連携ができるような仕組みが望ましい。・ 全国的に経験年数が少ない職員が多くなっており、スーパーバイザーの役割が過渡的ではあるが増加している状況にある。当所も経験年数3年未満が2/3を占める。法律家にいつでも相談できる体制、または、面接に同席してもらえると望ましい。

- ・ 緊急に弁護士に相談したい時に備えて、国が弁護士会と児童相談所との専用ホットラインを設置していただくと、迅速に相談できるので安心できます。
- ・ 日弁連等と連携した公式・公認された体制づくりに期待する。
- ・ 児童福祉法 28 条措置、一時保護延長の承認など審理手続きに関しては、アドバイザー契約をしている契約弁護士事務所に相談。その他日常的な法的判断、職員研修、一時保護児童の権利擁護に係る聴き取りなどは非常勤弁護士(月に 5 ～ 6 日が相談日)とすみ分けできている。
- ・ 本来的には常駐が望ましく、量的観点では課題があるが、連携という観点からは不満はない。

弁護士に対する要望等

- ・ 児相職員が通常業務として行っていることの法的な意味づけや意義等について、法曹界の視点から、引き続き助言を賜りたいと考えている。
弁護士からの助言・指導等が、児相職員の業務改善・自己点検等にも資するものと考えている。
- ・ 28 条や 33 条5項については、職員が書面作成し、弁護士から助言をもらっているが、書面作成まで弁護士契約できるとありがたい。
- ・ 児童福祉法 28 条や 33 条の書面については、裁判所の思考に沿う形で事実や主張を盛り込み作成する必要があるが、法務経験が豊富な職員でないと作成に時間がかかるのが実態である。代書とまではいかなくとも、書類作成の初期段階から専門家である弁護士に手厚く関わってもらえるような体制策ができると児童福祉司の負担が大幅に軽減すると思われる。
- ・ 法的対応だけでなく、一時保護所の子どもの権利擁護が図られるような関わりをお願いしたい。
- ・ 児童の安全を守るという同じ目的に向かっているにもかかわらず、そこへのアプローチの方法が児童福祉と司法とで違うことがある。当然のことではあるが注意を払う必要があると感じる。

弁護士の育成に関するもの

- ・ 児童相談所内部の弁護士に限らず、外部の弁護士とも連携するため、児童福祉の分野に理解のある人材の育成に力を入れてほしい。
- ・ 採用後に経験年数に応じた研修制度があると良い。
- ・ 採用の募集をしても応募が少なく、継続的に配置できるようにすることが難しい。
- ・ 現在配置されている弁護士については、児童福祉に対する造詣が深く更に児童福祉司等からの相談へも丁寧に助言をいただき、威圧的な保護者への対応等にも同席していただくなど、児童相談所業務を遂行するに当たり大変心強い存在である。
前記対応は弁護士個々の信念によるところが大きいと感じている。今後も児童福祉司と同じ熱量で業務連携できる弁護士の育成、配置を要望する。
- ・ 現在来てくれている弁護士は、とても児童福祉に理解があり、熱心に関わってくれるのでありがたいが、いつ担当弁護士が変わってしまうのかわからないという不安が常にある。担当が変わっても大丈夫なように、若い弁護士の研修に力を入れて欲しい。
- ・ 当所は、児童福祉にも非常に造詣の深い弁護士に業務を受託してもらえたが、特に地方部では、児童福祉に関して知識が豊富な弁護士を確保するのに苦労する。研修の機会を増やし、児童相談所業務に理解を示していただける弁護士の育成に努めていただきたい。

弁護士の活動に対する評価等

- ・ 当所では令和2年度から嘱託弁護士が配置されており、主に児童福祉法第 28 条に関する相談が大半を占めている。また、養子縁組離縁についての調停申立の手続きを依頼し、対応してもらった。今後も様々なケースで弁護士の意見を求めることが想定されるが、今後更なる確かつ柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ 法的な立場からの助言や指導により、心強く感じている。
- ・ 弁護士との連携によって、職員の人権意識が大変向上しました。また、業務への直接・間接のバックアップがあり、児相に欠くことができない配置だと思えます。
- ・ 常勤ではないため、緊急に確認を要する案件がある時に、タイムラグが生じてしまう時があるが、相談体制(電話相談等)や相談内容については柔軟に対応していただけるため、全体的に弁護士との連携が、業務の円滑な遂行に繋がっている。
- ・ 複雑なケースへの対応も、弁護士との連携が取れるようになって以降はある程度自信と勇気をもって進めることが出来るようになってきている。
- ・ 気になる点としては、弁護士によって解釈や判断に若干の差異が生じることがあるが、そうした悩ましい事案について例えば全国的にはどのような趨勢となっているのか等、広く周知・共有・ケーススタディ出来る場面があると良いように思われる。

3 調査結果の分析

児童相談所に対するアンケート調査を実施した結果、ほとんどの児童相談所が、弁護士と連携することによって、児童福祉法第 28 条の措置等の申立手続や一時保護等の権限行使の判断、子どもの養育環境等に関する事実の把握、関係機関との連携、保護者や児童への対応、職員に対する研修、個別ケースへの対応等のあらゆる場面において、以前よりも、より適切に対応できるようになったと感じていることが明らかになった(【図表 4 - 3】参照)。その一方で、一部の児童相談所から、現在、非連携業務となっているもの(例えば、「指導に応じない保護者への対応」、「触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続」、「DV 案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続」等)があり、これらについても、弁護士と連携する必要性を認識しているとの回答があったほか(【図表 4 - 4】参照)、多くの児童相談所から、弁護士との連携の更なる拡充を求める声が寄せられた(【図表 4 - 7】参照)。こうした結果から、児童相談所においては、法的措置に係る申立手続や法的な判断を要する場面のみならず、保護者等に対するものを含む対外的な対応や事実等の調査、職員のスキルアップのための研修等、あらゆる場面において、弁護士の積極的な関与が求められているものと思われる。

【図表 4 - 5 - 1】のとおり、弁護士と連携している業務に対する児童相談所(全体)の評価は、「満足している」が 70.2%、「どちらかといえば満足している」が 26.9%、その評価の加重平均は 4.66 と非常に高く、否定的評価も弁護士の配置形態を理由とするものが 2 つの児童相談所(1.2%)から出されたのみであって、

弁護士としての活動や資質・能力に対する不満は認められなかった。また、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した 6 つの児童相談所の回答を集計した結果も、「満足している」、「どちらかといえば満足している」がそれぞれ 50% を占めており、否定的な評価をしたものはなく、その評価の加重平均も 4.50 と、好評であったと認められる。

加えて、弁護士との連携についての要望等に係る回答(自由記載)においても、弁護士との連携により得られた効果等について評価する声に加え、常勤職員等弁護士の追加配置等、より弁護士と連携しやすい体制の構築や、児童福祉に理解のある弁護士の更なる育成等を期待する声が数多く寄せられていた(【図表 4 - 7】参照)。

こうした調査結果によれば、現在、児童福祉の分野で活動する弁護士については、司法修習期 66 期以降の弁護士も含め、全体として、その関係者から高い評価を得られているものと認めることができる。

なお、【図表 4 - 6】の「連携している弁護士の評価点」を見ると、全体の回答と常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した 6 つの児童相談所の回答とでは、「論理的な思考力」、「事案分析能力」、「柔軟な思考力」、「優れた人権感覚」について、後者の回答における評価が全体の回答における評価よりも低く、「幅広い法律知識」、「課題発見能力・危機管理能力」、「説得力・交渉力」について、後者の回答における評価が全体の回答における評価よりも高くなっている。上記評価は、第 3 で述べた企業に関する調査の結果とは必ずしも一致しない部分もあるが(【図表 3 - 9 - 1】参照)、事案分析能力等、弁護士としての経験の長さがその能力の程度に影響を及ぼすものもあるように思われる。

もっとも、本調査では、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した児童相談所の数自体が極めて少ないことに加え、全体の回答には、常勤職員等弁護士の司法修習期が分からないと回答した児童相談所の評価も相当程度含まれている³⁷。そうしたことからすれば、上記のような評価の違いが見られたことを根拠に、司法修習期 66 期以降の弁護士とそれ以外の弁護士との間に、その資質や能力において具体的な差異があるなどと即断することは相当でないように思われる。

以上のとおり、児童福祉の分野に関する本調査では、司法修習期 66 期以降の弁護士によるものも含め、弁護士の活動が児童相談所から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

³⁷ 【図表 4 - 2】常勤職員等弁護士の司法修習期が分からないと回答した児童相談所の割合は全体の過半数を超えている。また、法修習期 66 期以降の弁護士は、少なくとも 17 名いることが判明している。

資料2

児童相談所における弁護士の活用状況等に関する調査

法務省

問1 現在（令和3年9月末日現在）の弁護士の配置状況等について、教えてください（該当するものが複数ある場合は全て選んでお答えください。）。

- | | | | |
|-----------------------------------------------|---|--|----|
| <input type="checkbox"/> 児童相談所に常勤職員として弁護士を配置 | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所に非常勤職員として弁護士を配置 | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 弁護士事務所と契約 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | (| |) |

問2 問1で「児童相談所に常勤職員として弁護士を配置」又は「児童相談所に非常勤職員として弁護士を配置」を選択した方にお尋ねします。

現在（令和3年9月末時点）、児童相談所に常勤職員又は非常勤職員として配置されている弁護士の司法修習期（司法修習生採用年度）とその人数を教えてください。

- | | | | |
|----------------------------------------------------------|---|--|----|
| <input type="checkbox"/> ~60期（平成18年度以前に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 61期から65期（平成19年から平成23年に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 66期から70期（平成24年から平成28年に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 71期以上（平成29年以降に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 分からない | (| | 名) |

問3 現在（令和3年9月末時点）、弁護士（児童相談所に配置されている弁護士及び契約している弁護士事務所の弁護士の両方を含みます。以下同じ。）と連携して対応している業務（弁護士のみが対応している業務も含みます。）を全て選択してください。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子どもの養育環境等に関する事実の把握 |
| <input type="checkbox"/> 臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断 |
| <input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成 |
| <input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置や、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続 |
| <input type="checkbox"/> 指導に応じない保護者への対応 |
| <input type="checkbox"/> 児童への対応 |
| <input type="checkbox"/> 触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続 |
| <input type="checkbox"/> DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続 |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所の職員に対する研修 |
| <input type="checkbox"/> 警察や家庭裁判所などの関係機関との連携 |
| <input type="checkbox"/> その他 () |

問4 問3で選択した業務（以下「連携業務」といいます。）のうち、弁護士との連携前と比較して、より適切に対応できるようになったと感じる連携業務があれば、全て選択してください。

- 子どもの養育環境等に関する事実の把握
- 臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断
- 児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成
- 児童福祉法第28条の措置や、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続
- 指導に応じない保護者への対応
- 児童への対応
- 触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続
- DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続
- 児童相談所の職員に対する研修
- 警察や家庭裁判所などの関係機関との連携
- その他 ()

問5 連携業務における弁護士の対応についてお尋ねします。
連携業務における弁護士の対応に、満足していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

- 満足している → 問7へ
- どちらかといえば、満足している → 問7へ
- どちらともいえない → 問7へ
- どちらかといえば、満足していない → 問6へ
- 満足していない → 問6へ

問6 問5で「どちらかといえば、満足していない」又は「満足していない」を選択した方にお尋ねします。

弁護士との連携に関し、課題があると感じていることはありますか（自由に記載してください。）。

問7 連携している弁護士（児童相談所に配置されている弁護士及び契約している弁護士事務所の弁護士の両方を含みます。以下同じ。）について、特に評価している点があれば、5つまで選択してください。

<input type="checkbox"/> 深い法律知識
<input type="checkbox"/> 幅広い法律知識
<input type="checkbox"/> 柔軟な思考力
<input type="checkbox"/> 論理的な思考力
<input type="checkbox"/> 事案分析能力
<input type="checkbox"/> 調査能力
<input type="checkbox"/> 課題発見能力・危機管理能力
<input type="checkbox"/> 説得力・交渉力
<input type="checkbox"/> コミュニケーション能力
<input type="checkbox"/> 児童福祉に関する理解力
<input type="checkbox"/> リーダーシップ・指導力
<input type="checkbox"/> 行動力
<input type="checkbox"/> 高い職業倫理
<input type="checkbox"/> 優れた人権感覚
<input type="checkbox"/> 幅広い人脈
<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 特にない

問8 問3で選択しなかった業務（以下「非連携業務」といいます。）についてお尋ねします。

現在（令和3年9月末時点）、弁護士と連携していない業務（非連携業務）のうち、弁護士との連携が必要だと感じている業務があれば全て選択してください。

なお、連携が必要な業務については全て連携ができていると感じている場合には、「特にない」を選択してください。

<input type="checkbox"/> 子どもの養育環境等に関する事実の把握
<input type="checkbox"/> 臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置や、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続
<input type="checkbox"/> 指導に応じない保護者への対応
<input type="checkbox"/> 児童への対応
<input type="checkbox"/> 触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続
<input type="checkbox"/> DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続
<input type="checkbox"/> 児童相談所の職員に対する研修
<input type="checkbox"/> 警察や家庭裁判所などの関係機関との連携
<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 特にない（弁護士との連携が必要な業務については全て連携ができている）

問9 問8で選択した業務（非連携業務のうち、弁護士との連携が必要だと感じている業務）についてお尋ねします。

(1) 当該業務に関し、弁護士にどのような関与を求めていますか（自由記載）。

(2) 当該業務について、弁護士と連携ができていない理由を教えてください（自由記載）。

問10 弁護士との連携について要望等があれば、記載してください（自由記載）。

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

第5 高齢者福祉等の分野に対する調査

1 調査の概要

平成28年に総合法律支援法（平成16年法律第74号）が改正され、平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でない方（特定援助対象者）に対する法律相談については、福祉機関等の支援者からの申込みがあれば、資力を問わない出張法律相談を実施することが可能になった。

高齢者福祉等の分野においては、各地の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）や弁護士会が地方公共団体や福祉機関等と連携しながら、上記制度の活用等も含め、高齢者、障がい者、生活困窮者等、自ら法的支援を求めることが困難な状態にある方々への法的支援の充実に向けた取組を進めている。しかし、前記第4の1で述べた児童福祉の分野のように、弁護士の関与が制度的に担保されているものではないことから、その取組内容や進捗状況は地域によって様々であり、地方公共団体や福祉機関等と法曹有資格者との関わり方やその程度もまちまちといった状況にある。そのため、高齢者福祉等の分野については、アンケートではなく、福祉関係者へのヒアリングという方法で、当該分野で活動する弁護士の評価等を調査した。

ヒアリング調査の対象については、近年、高齢者福祉等の分野において、弁護士と連携しながら司法ソーシャルワークや地域の体制整備等に積極的に取り組んでいる地域を、その具体的な取組内容、地方公共団体の規模、当該地域に常駐する弁護士の数及びその司法修習期、福祉関係者の経験等を考慮して、6つ選定した。具体的な調査対象地域は、【図表5 - 1】のとおりである。弁護士と連携して活動している福祉関係者とオンラインで面談し、(1)弁護士と連携して実施している取組の概要、(2)弁護士との連携がもたらした効果等、(3)福祉分野において求められる法曹の資質・能力等、(4)福祉分野において活動する弁護士に対する評価及び(5)今後の課題について尋ね、資料3 - 1ないし同3 - 6のとおり回答を得た。

【図表5 - 1】 ヒアリング調査を行った地域

地域	ヒアリング実施機関
東京都新宿区	同区福祉部高齢者支援課
福岡県那珂川市	同市健康福祉部福祉課
島根県松江市	同市生活支援課、同市社会福祉協議会
岐阜県下呂市	同市社会福祉課、同市振興事務所
長崎県対馬市	同市社会福祉協議会
北海道久遠郡せたな町	同町保健福祉課、同町保健福祉課地域包括支援センター

2 調査の結果

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

弁護士と連携して実施している取組の概要は、【図表5 - 2】のとおりである。

【図表5 - 2】弁護士と連携して実施している取組の概要

地域	弁護士と連携して実施している取組の概要
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年1月から、法テラス東京の常勤弁護士3名(司法修習期 57 期、同 60 期及び同 69 期)と連携し、区内の高齢者総合相談センターでの定期相談や高齢者方などへの訪問相談を実施している。 「地域ケア会議」に法テラス東京の常勤弁護士を関与させている。
那珂川市	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 10 月から、福岡県弁護士会及び法テラス福岡と連携し、生活困窮者を対象とした巡回法律相談事業(「なかがわリーガルエイドプログラム」)を実施している。 このプログラムには、福岡弁護士会の弁護士 15 名(司法修習期 19 期から同 72 期。うち司法修習期 66 期以降の弁護士は5名)が関与している。
松江市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年4月から、島根県弁護士会及び法テラス島根と連携し、支援対象者に関する福祉関係者の気付きを法律相談につなげる取組(「助っ人弁護士制度」)を実施しているほか、福祉の在り方を検討する会議等に弁護士を関与させている。 上記法律相談には、法テラス島根の常勤弁護士1名(司法修習期 69 期)を含む島根県弁護士会の弁護士 26 名(司法修習期 21 期から同 69 期。うち司法修習期 66 期以降は3名)が関与している。
下呂市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年から、岐阜県弁護士会及び法テラス中津川等と連携し、高齢者等を対象とした法律相談(「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」)を実施しているほか、困難事案等の対応方針を検討するケース会議に、弁護士を関与させている。 上記専門相談には、法テラス中津川等の常勤弁護士3名(司法修習期 64 期、同 65 期、同 70 期)を含む岐阜県弁護士会の弁護士 47 名(司法修習期 40 期台から同 70 期台。うち司法修習期 66 期以降の弁護士は9名)が関与している。 上記ケース会議には、上記法テラス中津川等の常勤弁護士3名を含む岐阜県弁護士会の弁護士 16 名(司法修習期 40 期台から同 70 期台の弁護士。うち同 66 期以降は2名)が協力している。
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> 法テラス対馬の常勤弁護士(司法修習期 67 期)の協力を得て、令和元年7月に「権利擁護センターつしま」を設立し、その運営に当たっている。
せたな町	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年から、法テラス八雲の常勤弁護士2名(司法修習期 68 期、同 71 期)の協力を得て、高齢者等の権利擁護のための「中核機関」設置に向けた準備を進めている。 平成 31 年から、法テラス八雲所属の弁護士、司法書士、社会福祉士等による意見交換会を実施している。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携がもたらした効果等について聴取した結果の概要は、【図表5 - 3】のとおりである。「弁護士に気軽に相談できるようになった」、「弁護士との距離が近くなった」など、弁護士と福祉関係者との関係が変化したとする回答のほか、「福祉職員の意識が変化した」、「福祉支援の充実につながった」、「より良い法的支援が行えるようになった」などの声があった。

【図表5 - 3】弁護士との連携がもたらした効果等

類型	具体的な内容
弁護士との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務の中で弁護士に相談しやすい環境を構築することができ、気軽に相談できるようになった(新宿区) ・ 弁護士との距離が近くなり、より早い段階から、法的な解決方法を含めた支援の在り方全体について弁護士と相談できるようになった(那珂川市) ・ 社会福祉協議会に弁護士が来てくれるようになったことで、弁護士に相談することに対する職員の心理的ハードルが下がった(松江市) ・ 福祉関係者が自ら弁護士にアクセスし、自分の担当事案について積極的に助言を求めるケースが増えてきた(下呂市) ・ 弁護士に気軽に相談できる体制が整った結果、裁判所や他の法律専門職に対する敷居の高さも薄れ、連携が前進した(せたな町)
福祉関係者の意識やスキルの変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士から助言を得たり、法律相談に同席したりすることを通じて、具体的な成功体験を重ねてきた結果、法的問題についても積極的に考える職員が増えてきた(松江市) ・ 弁護士の後ろ盾があるという安心感から、職員が自信を持って支援に当たることができるようになった(松江市) ・ 弁護士と一緒に検討し、新たな視点を指摘されるという経験を積んできたことで、これまではない気付きが増えてきた(下呂市)
福祉支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉分野の対応に専念できるようになり、より適切な支援を提供できるようになった(新宿区) ・ 支援対象者の抱える問題を根本的に解決し、より適切な支援を行うことができるようになった(那珂川市) ・ 弁護士がいれば、福祉サイドだけでは対処できない法的問題の解決を含めた包括的な支援が可能になる(下呂市) ・ 弁護士との連携関係が構築されたことにより、本来の業務に専念できるようになった(対馬市) ・ 法的問題については弁護士に任せられるので、より質の高い福祉サービスを提供できるようになった(せたな町)
法的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者が慣れ親しんだ場所で気軽に法的助言を受けられるようになった(新宿区) ・ 弁護士が福祉関係者と一緒に高齢者方等を訪問して生活状況を直接把握してくれるようになったことにより、福祉関係者だけでは気付きにくい法的問題の早期発見・早期解決につながった(新宿区、下呂市) ・ 福祉関係者がサポートすることで、支援対象者の主訴が整理され、必要な資料を迅速に弁護士に共有することができる(下呂市)

その他	・ 成年後見制度の申立件数が増えるなど、同制度が浸透してきていると感じる(対馬市)
-----	-------------------------------------------

(3) 高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等

高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等について聴取した結果の概要は、【図表5 - 4】のとおりである。当該分野において求められる法曹の資質・能力としては、一定の法律知識があることを前提に、支援対象者の生活に潜む問題を見付けるための事案分析能力や課題発見能力、必要な資料を自ら集める調査能力や行動力、適切な支援を受け入れてもらうための説得力や交渉力、これらの前提になるコミュニケーション能力、高齢者福祉等における支援の難しさに対する理解力や優れた人権感覚、関係者を引っ張っていくリーダーシップなどが挙げられた。

【図表5 - 4】高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等

類型	具体的な内容
幅広い法律知識	・ 日々発生する日常的な問題を適切に解決できる幅広い法律知識が必要(対馬市、せたな町)
柔軟な思考力	・ 高齢者福祉の趣旨を十分に理解し、関係者や支援対象者の目線に立って、より適切な対応方針を導き出せることが必要(新宿区) ・ 支援対象者が解決策を受け入れない場合に、同人の意向を踏まえた別の解決策を提案できる柔軟性が求められる(下呂市)
事案分析能力、調査能力、課題発見能力・危機管理能力	・ 一筋縄でいかない問題が少なくないため、事案を丁寧に分析してその本質を捉えるとともに、隠れた課題を見抜く力や、真に必要な内容を探る力が必要(新宿区、那珂川市、松江市) ・ 支援対象者は、複雑な問題を抱えていることが多い上に、うまく説明できないことが多いため、同人の家族関係や就労状況、病気や債務の有無など、支援対象者に関する様々な事情を踏まえて、事案を整理・分析し、克服していかなければならない問題を見つけていく能力が求められる(下呂市)
説得力・交渉力	・ 支援対象者は、自分中心に物事を考えがちであり、提案した支援策を受け入れないことがあるため、彼らを説得し、支援策を受け入れさせる説得力や交渉力が必要(下呂市)
コミュニケーション能力	・ 支援対象者にとって必要な支援の内容を探るためには、コミュニケーション能力が必要(新宿区、那珂川市、松江市、対馬市) ・ 福祉関係者との連携を構築し、継続する上で、コミュニケーション能力は、非常に重要である(下呂市) ・ 「この人になら話してみたい」と思わせる人当たりの良さや、「話しやすい」と感じさせる雰囲気を作ることができることも大切(せたな町)

福祉分野に関する理解力、優れた人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の気持ちに寄り添い、彼らにとって一番良い方法を探りながら根気強く支援を続けることを求められる福祉分野の業務についての理解力が必要(那珂川市) 福祉分野では、法的に正しいかどうかだけでなく、支援対象者の意思を尊重しながら問題を解決していく必要があるため、人権を守ることに對する強い意識や、福祉分野に対する強い関心と理解力が必要(松江市) 支援対象者を投げ出さない忍耐力や、優れた人権感覚が必要(下呂市)
リーダーシップ・指導力	<ul style="list-style-type: none"> 新しい仕組み作りを担える力を持った人材であることがより望ましい(新宿区) 各分野の専門家で構成される支援チームを引っ張っていくリーダーシップや協調性が必要(那珂川市、松江市、対馬市) 権利擁護支援のネットワーク作りにおいては、弁護士が他の関係者を先導し、率先してその体制作りを行っていくことが求められる場面もあり、リーダーシップや指導力が必要(せたな町)
行動力	<ul style="list-style-type: none"> 法曹自らが福祉担当者と一緒に支援対象者方に行き、同人の具体的な生活状況等を踏まえた上で、必要な判断をするといった行動力が必要(新宿区) 支援対象者が来るのを待つのではなく、自ら積極的に支援対象者に会いに行き、その話を聞き、必要な情報を得るフットワークの軽さが必要(対馬市、せたな町) 支援に関する枠組みを作り、運用していく行動力が必要(対馬市)

(4) 弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価

高齢者福祉等の分野で活動する弁護士について、その活動や資質・能力等に対する評価を聴取した結果の概要は、【図表5 - 5】のとおりである。いずれの地域においても、「活動に満足している」との回答であり、相談のしやすさやフットワークの軽さ、福祉分野に対する理解の深さや支援対象者に寄り添う姿勢、新しい仕組みを作り出す行動力などを評価する声が多かった。

また、いずれの地域においても、弁護士としての経験が少ない者に対する不満や不安を述べたものはなかった。

【図表5 - 5】弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価

地域	評価の概要
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> 一緒に業務を行っている弁護士の中には、経験年数が数年にとどまる若い弁護士もいるが、その法的知識に不安を感じたり、経験の少なさに対する不満を感じたりしたことはない。 経験年数による判断の違いや知識量の違いはあると思うが、プロとしての経験年数が違う以上、それは当然のことであり、少なくとも福祉行政を行う上で、問題が生じているということはない。

那珂川市	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで一緒に仕事をしてきた弁護士の中には、年齢の若い方や弁護士としての経験がそれほど長くない方もいたが、法的な知識が足りないと感じたり、対応が不十分だと感じたりしたことは一度もない。 ・ 若い弁護士は、気軽に相談に乗ってくれる人が多く、支援対象者のその後の状況などについても気に掛け、頻繁に連絡をくれる方もおり、非常に助かっている。 ・ 少なくとも私が関わった弁護士については、弁護士になって間もない方も含め、「質が低い」と感じたことはない。いずれも、福祉分野で必要な資質や能力を備えていると感じるし、対応には大変満足している。
松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの方も大変よくやってくれており、その活動には大変満足している。「助っ人弁護士制度」や法律相談で御一緒したのは、20代から40代の弁護士が多かったのではないかと思うが、年齢や経験年数にかかわらず、適切に対応していただいたと感じているし、福祉分野で求められる資質や能力を兼ね備えている方たちだと思う。 ・ 若い弁護士は、福祉の勉強会にも参加され、福祉に対する理解を深めようという姿勢が伝わってくるので、とても心強い。 ・ 「質の高い法曹」とは、支援対象者を人として尊重し、その人に合った支援をすることができる人だと思うが、これまでに関わった弁護士は、経験が浅い方も含め、そうした姿勢を持って支援に当たり、適切な解決策を示してくれた方ばかりであった。
下呂市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢や弁護士としての経験の長短で、弁護士としての資質や能力、仕事に対する姿勢、対応内容などに特段の違いを感じたことはない。いずれの方も、支援対象者の意思を尊重し、また、福祉関係者の意見も聞きながら、より良い解決方法を柔軟に検討してくれる方ばかりであり、法的な知識に不足を感じたり、対応に不安を感じたりしたことはなかった。 ・ 若手弁護士は、気軽に相談に乗ってくれたり、遠くに住んでいる支援対象者のところに一緒に行ってくれたりするので、相談しやすく、福祉関係者からも、「話しやすい」、「壁が低い」、「一生懸命である」などの声が上がっている。 ・ 「質が高い弁護士」とは、一定の法律の知識があることに加え、問題分析能力やコミュニケーション能力などを備えた方なのではないかと思うが、これまで関与してきた弁護士は、いずれもそうした能力を備えていると感じる方ばかりであり、十分な活動をしてきている。
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「法曹の質が低下している」と感じたことはなく、これまで弁護士の対応に不満を感じたことはない。 ・ 特に法テラス対馬所属の弁護士は、福祉分野の特性についてよく理解しており、福祉関係者ともよくコミュニケーションを取ってくれるので、とても相談がしやすい。支援対象者の自宅等にも積極的に足を運び、支援対象者に寄り添った対応をしてくれており、その活動に大変満足している。権利擁護センターの新設や運営にも非常に熱心に取り組んでおり、大変感謝している。 ・ 上記弁護士の職務経験は、まだ数年であると聞いているが、他の弁護士と比べても、その能力の面で劣点があると感じたことはなく、むしろ、福祉への理解の深さや人権感覚、行動力や交渉力といった点においては、これまでに関わった他の弁護士よりも優れているのではないかとすら感じる。

せたな町	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年以降に法テラス八雲に順次赴任してきた2名の弁護士の活動には大変助けられてきた。彼らのきめ細やかな対応によって、より適切な支援ができるようになった。 「法曹の質が低下している」と感じたことはない。平成 24 年から現在までの9年間に関係した弁護士は、いずれも良い活動してくれたと感じているし、特に平成 29 年以降に法テラス八雲に赴任した2名の弁護士は、いずれも若く、弁護士としての経験も長くはなかったが、個別の案件にとどまらず、体制作りも含めて、高齢者福祉の分野に積極的に取り組んでくれるなど、それ以前の弁護士と比較しても、とにかく熱心に活動しており、当町にとって、なくてはならない存在である。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 今後の課題

高齢者福祉等の分野における弁護士との連携につき、今後の課題について聴取した結果の概要は、【図表5 - 6】のとおりである。いずれの地域からも、弁護士との連携関係の維持・拡大を求める声があった。

【図表5 - 6】今後の課題

地域	今後の課題の概要
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉に限って言えば、法曹と十分連携が取れており、特に課題と感じていることはない。 高齢者福祉以外の分野において、このような連携が定着しているかは把握していないが、連携がない場合には、その構築を進めることが課題と言えるのではないかと。
那珂川市	<ul style="list-style-type: none"> 「なかがわりリーガルエイドプログラム」は、福祉事務所に設置された相談所で法律相談を行うものであるため、足の悪い高齢の方など、相談所まで自力で来ることのできない方には利用してもらえない。そうした方々に対する法的支援をどうするかということが、今後一番の課題である。
松江市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係者の更なるスキルアップが必要だと感じている。弁護士との連携も含めた支援を充実させるためには、支援対象者に普段から接している福祉関係者において、弁護士につなぐ必要性を敏感に感じ取る必要があるが、この点については、まだ十分とまでは言えない。
下呂市	<ul style="list-style-type: none"> 下呂市の大きな問題は、弁護士が地域に常駐していないことであり、より連携を強化していくためには、弁護士が常駐する環境を作っていくことが必要であると感じている。また、下呂市には、成年後見に関する中核機関がないため、その設置についても検討していく必要がある。 福祉関係者側の課題として、更なる研さんが必要であると感じている。
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> 法テラスの常勤弁護士は数年おきに人事異動で変わることから、今後も福祉分野の特性を理解し、積極的にこの分野に参画してくれる弁護士が配属されることを期待している。

せたな町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法テラスの常勤弁護士は、数年おきに交代となることから、そうした人材の交代にかかわらず、現在のような協力関係を恒常的に維持し、高齢者福祉の充実を図っていくことができるかどうか、将来の課題となると考えている。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 調査結果の分析

6つの地域の福祉関係者にヒアリングを行った結果、高齢者福祉等の分野における問題点として、法的に解決しなければならない問題が潜んでいるケースが少なくないにもかかわらず、支援対象者はもとより福祉関係者においても、そうした問題を早期に発見することが難しく、仮にそうした問題の存在を疑ったとしても、弁護士に相談すること自体に、物理的・心理的な難しさがあることが分かった。

こうしたことから、高齢者福祉等の分野においては、何よりもまず、弁護士自らが福祉関係者や支援対象者に積極的にアプローチし、同人らが気軽に法的助言や法的支援を求めることのできる環境を整備していくことが必要であると思われる。また、弁護士は、福祉関係者とは異なる視点から支援対象者の生活状況等を見直して、そこに隠れている法的な問題を洗い出すとともに、支援対象者やその関係者から積極的に話を聞き、また福祉関係者とも相談しながら、支援対象者が納得して受け入れることのできる、より適切な解決策を柔軟に提案していくことも必要であると思われる。

そのため、このような高齢者福祉等の分野では、あらゆる問題に対応することのできる幅広い法律知識に加え、隠れた問題を発見し、解決する力（事案分析能力、課題発見能力等）や、必要な情報を集め、事案に即した柔軟かつ的確な解決策を導き出す力（調査能力、行動力、柔軟な思考力等）支援対象者に寄り添い、その意思を尊重しつつ、必要な支援を受け入れさせる力（コミュニケーション能力、説得力、福祉分野に関する理解力等）、チームを引っ張っていくリーダーシップ等を持った弁護士が求められているものと思われる（【図表5 - 3】、【図表5 - 4】参照）。

今回ヒアリングを実施した6つの地域の福祉関係者は、【図表5 - 2】のとおり、いずれも司法修習期66期以降の弁護士を含めた複数の弁護士と連携した経験を有していたところ、これまでに関わった弁護士の活動については、若手の弁護士によるものも含め、「満足している」と述べており、高く評価していた。

また、特に若手の弁護士について、「若い弁護士は、気軽に相談に乗ってくれる方が多く、アフターフォローとして、支援対象者のその後の状況などについても気にかけて、頻繁に連絡をくれる方もいて、非常に助かっている」（那珂川市。資料3 - 2）、「有志で行っている福祉の）勉強会には、島根県弁護士会の若い弁護士たちが必ず参加されており、福祉に対する理解を深めようという姿勢が伝わって

くるので、とても心強い」(松江市。資料3 - 3)「若手弁護士は、気軽に相談に乗ってくれたり、遠くに住んでいる支援対象者のところと一緒に連れてくったりするので、相談しやすく、福祉関係者からも「話しやすい」、「壁が低い」、「一生懸命である」などの声があがっている」(下呂市。資料3 - 4)「(法テラス対馬の常勤弁護士1名〔67期〕について)福祉への理解の深さや人権感覚、行動力や交渉力といった点においては、我々がこれまでに関わった他の弁護士よりも優れているのではないかとすら感じる」(対馬市。資料3 - 5)「(法テラス八雲の常勤弁護士2名〔68期と71期〕について)いずれも若く、弁護士としての経験も長くはなかったが、個別の案件にとどまらず、体制作りも含めて、高齢者福祉の分野に積極的に取り組んでくれるなど、それ以前の弁護士と比較しても、とにかく熱心に活動してくれており、当町にとって、なくてはならない存在であると考えている」(せたな町。資料3 - 6)などとして、その活動を高く評価する声もあった。

ヒアリングを実施した地域においては、司法修習期66期以降の弁護士の少なくとも23名が高齢者福祉等の分野で活動していると認められるところ(【図表5 - 2】参照)全てのヒアリング対象者が、当該分野で活動する弁護士全般について高い評価をしており、弁護士としての経験年数にかかわらず、その活動に満足していると述べていることや、対馬市やせたな町のように、司法修習期66期以降の弁護士の活動について、特に高く評価している地域があったことからすれば、司法修習期66期以降の弁護士も含め、その活動に対する福祉関係者の評価は総じて高いものと言うことができる。

以上のとおり、高齢者福祉等の分野に関する本調査では、司法修習期66期以降の弁護士によるものも含め、その活動が当該分野の関係者から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

ヒアリング調査の結果（東京都新宿区）

実施日：令和3年10月22日

対象機関：東京都新宿区福祉部高齢者支援課

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

新宿区は、平成26年1月に、日本司法支援センター東京地方事務所（以下「法テラス東京」という。）との間で、地域包括ケアや高齢者の権利擁護に関する業務について、その協働連携のための協定（以下「連携協定」という。）を締結し、現在までの間、法テラス東京の常勤弁護士（以下、単に「常勤弁護士」という。）と協働して高齢者への支援を行っている³⁸³⁹。

この連携協定は、主として、常勤弁護士が、新宿区内に11か所ある高齢者総合相談センター⁴⁰を定期的に訪問し、同所の職員や利用者からの相談を受ける、常勤弁護士が、支援担当者と一緒に、個々の支援先（支援対象者の自宅や入所先施設など）を訪問し、支援対象者の相談に応じる、常勤弁護士が、「地域ケア会議」⁴¹に出席し、法的側面からアドバイスを行うなどを内容とするものである⁴²。

新宿区には、一人暮らしの高齢者が多く、さらにそれが増加傾向にあるという特徴がある。一人暮らしの高齢者は、家族等から援助を受けられないことが多い上に、家族関係や金銭などに関する複数の法的問題を抱えていることが少なくない。しかし、自分の抱える問題が法的な解決を要するものであると正しく認識できていないことが多いため、自ら弁護士等の法律専門家に相談し、その力を借りようという考えを持つことは簡単ではないし、我々福祉関係者において、適切な法的助言をすることも難しい。もちろん、連携協定を締結する以前も、福祉の担当者が、新宿区の法律相談等を利用して高齢

³⁸ 法テラス東京の司法修習期57期、同60期及び同69期の3名の常勤弁護士が、連携協定に基づく業務を行っている（令和3年10月末現在。法テラス東京から聴取。）

³⁹ 平成25年9月から約3か月の試行期間を経て、平成26年1月に正式に連携協定を締結した。

⁴⁰ 介護保険法における地域包括支援センターに該当する。

⁴¹ 「地域ケア会議」とは、福祉関係者や民生委員が個々の支援対象者のケースについて課題を共有するとともに適切な対処方針について検討を行うものである。

⁴² 連携協定に基づく相談件数は、近年は年間総件数が400件を超えている。

者と弁護士をつなぎ、法的問題に対応したケースはあったが、法律の専門家ではない福祉の担当者において、早期の段階で、弁護士介入の必要性を判断することは難しいため、法的な対応が必要な問題が大きくなり顕在化してからでない、弁護士につながらないことが多く、その点が課題となっていた。

そのような状況の中、平成 25 年の夏頃に、法テラス東京の常勤弁護士から、同じ問題意識を伝えられ、連携協定の話をいただいた。弁護士との連携を強化することにより、個々のケースにおける法的問題の早期発見や、それに対する適切な介入等が可能となり、高齢者に対して、より適切な支援を行うことができるようになると思ったことから、連携協定を締結することとしたのである。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

連携協定の締結によって、職員が、日常業務の中で弁護士に相談しやすい環境を構築することができた。連携協定を締結する前は、弁護士への相談は敷居が高いと感じていたため、個別のケースについて法的問題があるのではないかと考えた場合であっても、「弁護士に相談するまでの事案なのか」、「弁護士に相談すべき事案なのか」などと迷うことが少なくなかった。しかし、連携協定を締結し、継続的な連携関係を構築することができたことにより、気軽に常勤弁護士に相談することができるようになった。

また、高齢者総合相談センターや自宅において、常勤弁護士に相談することができるという環境が整ったことにより、支援対象者である高齢者においても、気軽に法的助言を受けられるようになった。

さらに、常勤弁護士が福祉関係者と一緒に高齢者方等を訪問して生活状況を直接把握してくれるようになったことにより、福祉関係者だけでは気付きにくい法的問題の早期発見につながり、問題が大きくならないうちに解決ができるようになった。

このように、連携協定を締結したことで得られた効果はいくつかあるが、その中でも一番の効果は、福祉分野の問題と法的分野の問題の双方について、同時かつ迅速に解決できるようになったことである。常勤弁護士と連携することにより、我々福祉関係者は、福祉に関する分野の対応に専念できるようになり、高齢者に対してより適切な支援が提供できるようになったと感じている⁴³。

⁴³ 例えば、ヘルパーが支援対象者方で介護保険サービスの家事支援を行っていた際に、使用していた家電が故障したことがあった。支援対象者は、後日になっていきなり、ヘルパーが上記家電を壊したと主張するようになり、同人の関係者からも、ヘルパーが加入している保

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

福祉関係の業務において最も重要なことは、支援対象者にとって適切な支援を行うことである。そのためには、支援対象者の生活環境等を正しく把握し、同人が真に必要なとしている支援の内容を見極める必要がある。

例えば、実際のケースとして、子が抱える金銭トラブルを解決するために、支援対象者が自己の資産を用いた結果、本人まで金銭トラブルを負うことになったという事案があった。このような事案では、支援対象者本人の金銭トラブルを解決しただけでは支援として十分ではない。同人の子が同じような金銭トラブルを起こさないようにしなければ、いずれまた同様の問題が発生し得るからである。そのため、このような事案においては、支援対象者の抱える問題だけでなく、同人の子に対しても何らかの措置を講じる必要があり、それが支援対象者にとって真に必要な支援であると考えられる。

このように、福祉分野においては、一筋縄ではいかない問題が少なくない。そのため、事案を丁寧に分析してその本質を捉えるとともに、隠れた課題を見抜く力を持って、我々福祉関係者ととともに支援に当たっていただける法曹が必要である。

また、福祉分野に関わる法曹は、一定の法的知識を持っていることはもちろんであるが、それだけではなく、高齢者福祉の趣旨を十分に理解し、関係者や支援対象者の目線に立って、より適切な対応方針を導き出せることが必要であろう。そのような意味で、柔軟な思考力も重要であると思われる。

さらに、自ら弁護士事務所を訪問することが難しい高齢者に対する福祉においては、法曹自らが福祉担当者と一緒に支援対象者方に赴き、同人の具体的な生活状況等を踏まえた上で、必要な判断をするといった行動力や、支援対象者の話を根気よく聞き、真に必要な支援の内容を探る調査能力、また、その前提となるコミュニケーション能力なども必要であると考えられる。これは個人的な感想になるかもしれないが、例えば、行動力という点では、若手の方がより福祉分野における適性が高いかもしれない。

これに加え、福祉分野では、いまだに法曹との連携が十分でないところが少なくない。そのため、新宿区における連携協定締結のように、新しい仕組み作りを担える力を持った人材であることがより望ましいと考えられる。

険等を使って弁償できないかなどと言われるようになった。このような事案に遭遇したとき、我々福祉関係者だけでは、自信を持って、適切な対応方針を判断することは難しいが、一方で直ちに弁護士に相談すべき事案なのかについても迷うものである。しかし、連携協定を締結したおかげで、すぐに弁護士に相談することができたことから、自信を持って対処することができ、また、このトラブルに煩わされることなく、本来業務に専念することができた。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

新宿区の高齢者福祉の分野では、現在、3名の常勤弁護士が連携協定に基づいて、私たちと一緒に業務を行っている。この中には、弁護士としての経験年数が数年にとどまる若い常勤弁護士もいるが、その法的知識に不安を感じたり、経験の少なさに対する不満を感じたりしたことはない。我々は、これまで、ベテランと呼べるような経験年数が多い弁護士とも仕事をしたことがあるが、彼らと比較しても遜色はないと感じている。

上記3名の常勤弁護士は、いずれも福祉分野に必要なことを理解しており、積極的に支援対象者の自宅や入所施設に同行してくれる上、支援対象者の話にも熱心に耳を傾け、どのような支援を必要としているのか、また真に必要な支援は何なのかということ真剣に考えて業務を行っていると感じている。もちろん、弁護士としての経験年数から来る判断の違いや知識量の違いはあると思うが、プロとしての経験年数が違う以上、それは当然のことであると考えている。

上記3名の常勤弁護士については、個々の弁護士間に、そうした違いがあるにしても、少なくとも福祉行政を行う上で問題が生じているということはない。いずれも大変ありがたい存在であり、不満はない。

(5) 今後の課題

新宿区においては、高齢者福祉に限って言えば、法曹と十分に連携が取れているため、特に課題と感じていることはない。

高齢者福祉以外の分野において、このような連携が定着しているのかについては把握していないが、連携がない場合には、その構築を進めることが新宿区における課題と言えるのではないかと思われる。

ヒアリング調査の結果（福岡県那珂川市）

実施日：令和3年10月26日

対象機関：那珂川市健康福祉部福祉課

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

那珂川市では、令和元年10月から「なかがわりーガルエイドプログラム」と称し、福岡県弁護士会及び日本司法支援センター福岡地方事務所（以下「法テラス福岡」という。）と連携して、生活保護受給者など生活に困窮している人を対象とした巡回法律相談を定期的実施する取組を行っている⁴⁴。生活に困窮している人たちにとって、弁護士は身近な存在ではない上、自分の抱える問題を整理して話すことが難しいことなどもあって、法律相談を受けることをちゅうちょする人は少なくない。そこで、このプログラムでは、相談者（支援対象者）だけではなく、同人を普段から支援している福祉関係者（生活相談窓口の職員やケースワーカーなど）と一緒に、福祉事務所内の相談所で、弁護士の法律相談を受けることを原則としている。顔見知りの福祉関係者が同席することで、支援対象者の法律相談に対する苦手意識が緩和されるだけでなく、福祉関係者において、支援対象者の悩みを代弁したり、問題解決のために必要な情報や資料を提供したりすることができるので、効率よく法律相談を行うことができる。

この「なかがわりーガルエイドプログラム」が始まったきっかけは、福岡県弁護士会からの呼び掛けである。この取組が始まる以前は、弁護士の介入が必要と思われる問題があったとしても、福祉関係者においてできることは、弁護士会の無料法律相談や法テラス福岡の窓口を案内することだけであり、それ以上に深く介入することは困難であった。そのため、支援活動の中で、債務整理や離婚の問題など、法的解決が必要な問題があることを把握しても、弁護士に相談してみるよう助言した後は、支援対象者本人の行動に委ねるほ

⁴⁴ 「なかがわりーガルエイドプログラム」は、令和元年10月から約2年半の試行期間を経た上で、令和3年5月に、那珂川市、福岡県弁護士会及び法テラス福岡との間で、「なかがわりーガルエイドプログラムに関する協定書」を締結し、本格実施に移行している。

⁴⁵ このプログラムに関与している福岡県弁護士会の弁護士は、司法修習期19期から同72期までの15名であり、うち同60期から65期の弁護士は6名、同66期以降の弁護士は5名である（令和3年10月末現在。法テラス福岡から聴取。）

かなかった。そうした状況を非常に歯がゆく思い、法的解決が必要な部分も含めて、もっとスピーディに手厚い支援ができないものかと悩んでいたところに、福岡県弁護士会から連携の申出をいただいたので、この取組を開始したのである。

「なかがわりーガルエイドプログラム」の現在の主な利用者は、生活保護受給者であるが、生活に困窮している子育て世代や高齢の方、障がいを持っている方など、弁護士による支援を必要としている人は、ほかにもたくさん存在する。そうした人たちにも、このプログラムによる支援が広く行き届くようにすることが今後の課題であり、もっと多くの福祉関係者にこの取組を周知していく必要があると感じている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

「なかがわりーガルエイドプログラム」を開始する以前は、福祉関係者の勧めに従って、支援対象者が法律相談を受けたとしても、相談結果やその後の経過などを福祉関係者が的確に把握することは難しかった。紹介先の窓口にお問い合わせしても、個人情報との関係で教えてもらうことはできず、相談結果やその後の経過を知るためには、支援対象者本人から聞き出すしかなかった。

しかし、「なかがわりーガルエイドプログラム」が始まり、福祉関係者と弁護士とが支援対象者の情報を共有することが可能になったことで、例えば、債務整理により戻ってくるお金を全体の支援の中でどのように位置付けるのがよいのかなど、法的な解決方法だけでなく、支援対象者に対する支援の在り方全般についても、弁護士と相談できるようになった。

このプログラムが始まる以前は、「弁護士は法的な問題についてのみ、専門的見地からの見解を述べる人」という印象があり、話しにくいと感じていた福祉関係者が多かったのではないかと思うが、このプログラムを通じて、弁護士との距離が非常に近くなり、その印象は大きく変わった。ケースワーカーが自分の担当するケースへの関わり方などについて弁護士に相談することも増えており、より早い段階から法的解決を要する部分も含めた支援の方向性を検討することができるようになってきたと感じている。

そして、これまで福祉関係者において介入することができなかった法的問題も含めた支援が可能となったことにより、支援対象者の抱える問題を根本的に解決し、より適切な支援を行うことができるようになったと思う。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

私たち福祉関係者の業務は、対人援助のサービスであり、支援対象者の状況に合わせて、その人に必要な支援を提供していかななくてはならない。その

ためには、支援対象者の生活状況等を正確に把握するだけでは足りず、支援対象者の気持ちにも寄り添いながら、様々な支援方法を検討し、彼らにとって一番良い方法を探りながら、根気強く支援を続けていかなければならない。

また、支援対象者は多くの問題を抱えていることが多い。例えば、債務整理など、一つの問題が解決されれば、その人の生活が直ちに向上するというものではなく、家族の問題や病気といった他の問題についても併せて支援をしていかなければならないことが多い。そのため、ケースワーカーや市役所の職員、病院、弁護士など各分野の専門家が、自分の専門のみならず、他の分野における進捗も含めた総合的な観点から支援対象者の問題を考え、一つのチームとして連携して支援に当たる必要がある。

福祉分野において活動する弁護士には、法律的な知識だけでなく、上記のような福祉分野が扱うケースの特殊性や福祉関係者の業務に関する理解力がなによりも必要であるし、支援チームを引っ張っていくリーダーシップや協調性も欠かせない。

また、支援対象者にとってより良い支援を行うためには、支援対象者から詳細な事実関係や本音などを聞き出すとともに、関係者ともよく相談し、多角的な観点から問題を捉えて支援策を検討し、それを支援対象者に受け入れてもらう必要がある。そのため、コミュニケーション能力の高さや事案を的確に分析する能力、支援対象者が受け入れやすい支援方法を検討する柔軟性も重要であると思われる。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

「なかがわりーガルエイドプログラム」には、福岡県弁護士会所属の弁護士が15名ほど関与していると聞いている。個々の弁護士の詳細な経験年数等は知らないが、ベテランの弁護士から弁護士資格を得て間もない弁護士まで、様々な弁護士が協力してくれている。

「なかがわりーガルエイドプログラム」の巡回法律相談に関与している弁護士は、皆、支援対象者や私たち福祉関係者が相談しやすいような雰囲気を作ってくれたり、法律の内容などを非常にわかりやすく説明してくれたりするなど、丁寧にコミュニケーションを取ってくれる方が多い。また、緊張して法律相談に来た支援対象者に、「今までこれでよく頑張ってきましたね。」などと優しく労いの声をかけてくれるなど、支援対象者の気持ちに寄り添い、心理的にも支えようとしてくれたり、解決に向けた複数の選択肢を提示して支援対象者の希望を丁寧に聞いてくれたりする方も多く、とても相談しやすいと感じている。法律相談を経て事件を受任した後も、担当のケースワーカーに直接進捗状況を教えてくれたり、今後の進め方について意見を求めてく

れたりする方もおり、福祉関係者との連携を大切にしてくれていると感じている。

弁護士と連携するようになってから、私自身が関与したケースは 50 件くらいあり、少なくとも 10 人くらいの弁護士と一緒に仕事をしてきた。その中には、年齢の若い方や弁護士としての経験がまだそれほど長くない方もいたが、法的な知識が足りないと感じたり、対応が不十分だと感じたりしたことは一度もない。法律相談の場で直ちに答えをもらえないことがあっても、すぐに調べて連絡してくれるので、これまで特に不都合を感じたことはなかった。むしろ、若い弁護士は、気軽に相談に乗ってくれる方が多く、アフターフォローとして、支援対象者のその後の状況などについても気に掛け、頻繁に私たちに連絡をくれる方もいて、非常に助かっている。

法律家を目指す人の人数が減ったことにより、法曹の質が下がっているのではないかという声があると聞いたが、少なくとも私が関わった弁護士については、弁護士になって間もない方も含め、「質が低い」と感じたことはない。私が考える「福祉分野において弁護士に求められる資質や能力」は、前記(3)で述べたとおりであるが、「なかがわりーガルエイドプログラム」に関与されている弁護士は、いずれもそうした資質や能力を備えていると感じるし、彼らの対応には大変満足している。

(5) 今後の課題

「なかがわりーガルエイドプログラム」は、福祉事務所内に設置された相談所で法律相談を行うものである。そのため、足の悪い高齢の方や引きこもり傾向がある方など、法律相談に自ら出向くことができない方には、このプログラムを利用してもらうことができない。そうした方々に対する法的支援をどうするかということが、今後の一番の課題である。このプログラムの中で出張相談などを行うことができるようになれば、より広く充実した支援を行うことができるのではないかと考えている。

ヒアリング調査の結果（島根県松江市）

実施日：令和3年10月29日

対象機関：松江市生活支援課、同市社会福祉協議会

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

松江市では、平成27年4月から、日本司法支援センター島根地方事務所（以下「法テラス島根」という。）と共同で「助っ人弁護士制度」という取組を実施している。これは、法テラス島根の常勤弁護士が松江市社会福祉協議会において、福祉機関の職員等が抱える案件に関する相談を受け、法的対応の要否などについて判断するというものであり、この相談の結果、法律相談が必要と判断された案件については、島根県弁護士会所属の弁護士による法律相談が行われる⁴⁶。

この制度の特徴は、法テラス島根の常勤弁護士が定期的に松江市社会福祉協議会で、職員等の話を直接聞くという点にあり、松江市社会福祉協議会の職員のほか、ケアマネージャーなど福祉関係者なら誰でも利用することができる。この制度を開始する以前は、松江市社会福祉協議会が年に数回開催する権利擁護推進委員会や権利擁護困難事例検討会に弁護士を呼び、助言をもらうなどしていたが、福祉関係者が自分の担当する個別の案件を気軽に相談できる状況にはなかった。この「助っ人弁護士制度」は、限られた時間ではあるが、弁護士が福祉関係者と同じ場所（社会福祉協議会）に席を並べて福祉関係者の話を聞き、法的な対応が必要な案件とそうでない案件とを振り分け、福祉関係者に対応の指針を示すというものであり、福祉関係者にとっては、弁護士とのつながりを持ちやすく、気軽に相談しやすいという利点があ

⁴⁶ 島根県弁護士会から提供された名簿には、司法修習期21期から同69期までの弁護士26名が登録されており、うち同60期から65期の弁護士は13名、同66期以降の弁護士は3名である。なお、法テラス島根には、現在1名の常勤弁護士（69期）がおり、同弁護士もこの名簿に登録されている（令和3年10月末現在。法テラス島根から聴取。）

⁴⁷ 助っ人弁護士制度を利用した情報提供及び法律相談（いずれも電話による相談を含む）の延べ件数は、平成27年度は368件、平成28年度は209件、平成29年度は324件、平成30年度は213件、令和2年度は65件であった（なお、令和元年度はコロナ禍の影響もあり、件数を正確に把握することができなかった。法テラス島根から聴取。）

る⁴⁸。

また、法律相談が必要だと判断された案件については、松江市社会福祉協議会内の相談場所で、福祉関係者と支援対象者が一緒に弁護士の法律相談を受けることができる。福祉関係者が同席することにより、支援対象者の心理的なプレッシャーを軽減することができる上、法律相談の際に必要な資料（例えば、契約書やレシートなど）をあらかじめ準備していくこともできるので、効率よく相談を受けることができる。

松江市では、このほか、福祉関係者と弁護士との連携をより進めていくために、松江市社会福祉協議会が行っている取組にも弁護士に参与してもらうようにしている。例えば、松江市社会福祉協議会では、松江市セーフティネット会議⁴⁹、重層的支援会議⁵⁰、支援調整会議⁵¹、権利擁護事業運営委員会⁵²などを通じて、支援対象者に対する支援の在り方を検討しているが、こうした会議にも委員や助言者として弁護士に参加してもらうようにしている。

さらに、市民向けのサービスとして、5年ほど前から、地域包括支援センターの相談員と弁護士が2人一組になって市民からの相談を受ける「なんでも相談」という取組も行っている。これは、困ったことがあれば何でも相談してもらい、市民の困りごとを解決しようというものであり、他県が行っている取組を参考に始めたものである。これまでの相談内容を見ると、圧倒的に相続に関する相談が多いが、福祉関係者が同席していることが、法律相談をすることに對する市民の心理的なハードルを下げているのかもしれない。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

平成27年に「助っ人弁護士制度」が始まる以前は、福祉関係者にとって、弁護士事務所の敷居は非常に高く、そもそも職員が自分の担当する個別の事案について、弁護士に直接相談することはなかった。しかし、この制度が始

⁴⁸ 法テラス島根の常勤弁護士による情報提供は、隔週水曜日の午前中に松江市社会福祉協議会で行われている。

⁴⁹ 松江市セーフティネット会議とは、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活ができる社会の実現に向け、生活課題の解決に関係機関が連携し包括的に対応できるよう協議・検討を行うものである。

⁵⁰ 重層的支援会議とは、重層的支援体制整備事業の中で、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために、支援関係者での情報交換や必要な支援体制に関する検討を行うものである。

⁵¹ 支援調整会議とは、生活困窮者自立支援事業における、支援対象者の支援プランの検討・評価を行うものである。

⁵² 権利擁護事業運営委員会とは、松江市社会福祉協議会が運営する権利擁護に関する事業(法人後見、高齢者あんしんサポート事業等)について検証・検討を行うものである。

まって、私たちのホーム（社会福祉協議会）に弁護士が来てくれるようになったことで、弁護士との距離が近くなり、弁護士に相談することに対する職員の心理的なハードルが低くなったように思う。その結果、「助っ人弁護士制度」で来てくれる法テラス島根の常勤弁護士だけでなく、それ以外の島根県弁護士会の弁護士にも相談しやすくなったと感じる。

松江市では、「助っ人弁護士制度」が始まった平成 27 年に、生活困窮者自立支援制度を立ち上げたのだが、「もし助っ人弁護士制度が始まっていなかったら・・・」と思うと大変おそろしい気持ちになる。生活困窮者自立支援制度の立ち上げと同時に、成年後見や離婚、債務整理などの問題が絡んだ案件に関する問合せが数多く寄せられたが、弁護士の助言がなければ、全ての案件について迅速に対応することはとても難しかった。助っ人弁護士制度があったからこそ、生活困窮者自立支援制度に寄せられた相談内容について、法的解決の可否及び要否を迅速に検討することができ、必要な法律相談につなげることができたし、そうした経験をすることで、私たち職員の検討スキルも徐々に上がっていったと感じている。

弁護士と連携することの効果として最も大きなことは、福祉関係者の意識の変化である。福祉関係者は、福祉サービスの調整（例えば、デイサービスの回数やヘルパー派遣など）に集中してしまいがちであり、支援対象者の生活を根本的に向上させるために必ず解決しなければならない法的な問題があったとしても、それに気付かないことが多い。例えば、支援対象者の家族関係がうまくいっているかとか、離婚の問題を抱えていないかとか、借金がどのくらいあるのかなどについても注意を払い、必要に応じて弁護士に相談するなど、適切に対応していかなければいけないが、そうした問題の存在に気付かず、また気付いても、「ああ、大変そうだな・・・」で終わってしまうのである。そのため、早く弁護士に相談していれば、もっと傷が浅いうちに解決できた問題も、放置された結果、対処が難しくなってしまう。

しかし、「助っ人弁護士制度」ができたことにより、福祉機関の職員等が、担当事案に関する「気付き」について弁護士から助言を得たり、法律相談に同席したりすることを通じて、具体的な成功体験を重ねてきた結果、自分の担当するケースに法的な解決を要する問題がないかについても積極的に考える職員が増えてきたように感じる。また、弁護士にいつでも気軽に相談できる、弁護士の後ろ盾があるという安心感からか、職員が自信を持って支援対象者の支援に当たることができるようになったとも感じる。

さらに、弁護士との関わりは、福祉関係者のみならず、支援対象者に対する教育的な効果も生み出しているように思う。弁護士の力を借りて、自分が主体的に問題を解決していくのだという意識を持つことは、支援対象者の自

立にとって非常に大切なことであり、支援対象者の自信にもつながっていると感じる。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

「福祉分野で活動する弁護士にとって必要な資質や能力は何か」と考えたとき、真っ先に浮かんだのは、「支援される者の権利を擁護するために働くという強い意識を持っていること」である。当たり前のことであるが、私たちが支援するのは、意思を持った人である。福祉分野においては、法的に正しいかどうかだけでなく、支援対象者を一人の個人として尊重し、同人の意思を尊重しながら問題を解決していかなければならない。そのためには、法律の知識があることは当然であるが、それ以上に、人権を守ることに對する強い意識や支援対象者にとってより良い支援策を検討することのできる柔軟な思考力、そして、何よりも福祉分野に對する強い関心と理解が必要ではないかと思われる。

また、支援対象者は、何か問題を抱えていても自ら声を上げたり、上手に説明したりすることができない場合が多いだけでなく、そもそも問題に気付いていない場合もある。そのため、支援対象者や同人を支援する福祉関係者から必要な情報を引き出すコミュニケーション能力や、問題をアセスメントする能力、福祉関係者や支援対象者が気付いていない隠れた問題等を見つけて出す事案分析能力なども重要であると思う。

福祉分野では、福祉関係者と弁護士とが連携して対応する必要があるが、先ほども述べたように、福祉関係者の多くは、法的な知識が十分でないため、対応が必要な問題に気付かず、法的な解決も含めた支援の全体像を捉えることが難しい場合がある。そのため、福祉分野で活動する弁護士には、是非、福祉関係者に寄り添っていただき、時には指導し、引っ張っていくリーダーシップなども求めたい。

支援対象者は、漠然とした悩みや生きづらさを抱えて生活している。その悩みや生きづらさの原因は、借金問題だったり家族関係だったり様々であるが、支援対象者との適切な援助関係や信頼関係を構築できなければ、その本質を正しく理解することは難しい。そのため、私たち福祉関係者は、支援対象者との適切な援助関係や信頼関係を何よりも大切にしている。福祉分野で活動する弁護士には、支援対象者や福祉関係者と粘り強く向き合い、支援対象者が抱える漠然とした悩みや生きづらさを法的観点から整理して、私たち福祉関係者にフィードバックしていただくことが必要であり、それを積み重ねていく過程で、福祉関係者や支援対象者との援助関係や信頼関係を築いていくことができる弁護士こそが、福祉分野で求められる弁護士像なのでは

ないかと思う。

(4) 福祉分野で活動する弁護士に対する評価

私たちは、「助っ人弁護士制度」などを通じて、法テラス島根の常勤弁護士や、40名を超えるそれ以外の島根県弁護士会所属の弁護士と一緒に仕事してきたが、いずれの方も大変よくやってくれており、その活動には大変満足している。「助っ人弁護士制度」や法律相談で御一緒したのは、20代から40代の弁護士が多かったのではないかと思うが、年齢や弁護士としての経験年数にかかわらず、適切に対応していただいたと感じているし、いずれも、先ほど述べた資質や能力を兼ね備えている方たちだと思う。松江市には、社会福祉協議会の職員や島根大学の教員、病院のソーシャルワーカーなどが世話人になって企画する「よりそいネット」という有志の勉強会があるが、この勉強会には、島根県弁護士会の若い弁護士たちが必ず参加されており、福祉に対する理解を深めようという姿勢が伝わってくるので、とても心強い。

福祉分野において重要なことは、人をきちんと見て支援することができるかどうかであり、それによって活動の質は全く変わってくる。「質の高い法曹」とはどのような法曹かという問いに答えるとすれば、「支援対象者を人として尊重し、その人に合った支援をすることができる人」だと思うが、私たちがこれまで関わった弁護士は、弁護士としての経験が浅い方も含め、そうした姿勢を持って支援に当たり、適切な解決策を示してくれた方ばかりであった。

(5) 今後の課題

繰り返しになるが、福祉関係者のスキルアップが必要だと感じている。弁護士との連携も含めた支援対象者の支援を充実させるためには、支援対象者に普段から接している福祉関係者において、弁護士につなぐ必要性を敏感に感じ取る必要があるが、この点については、まだ十分とまでは言えない。松江市では、上記(1)で述べたとおり、「助っ人弁護士制度」に加えて、弁護士に色々な会議等に参加してもらい、具体的なケースなどを題材に助言をしてもらうことを通じて、福祉関係者のスキルアップを図っているところである。

ヒアリング調査の結果（岐阜県下呂市）

実施日：令和3年10月26日

対象機関：下呂市社会福祉課、同市振興事務所

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

下呂市は、平成29年から日本司法支援センター中津川地方事務所（以下「法テラス中津川」という。）及び岐阜県弁護士会と連携し、「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」という法律相談を行っている。この法律相談は、月1回、下呂市内の会議室において、岐阜県弁護士会所属の弁護士が、高齢の方や障がいを持った方、生活に困窮されている方などから相談を受けるというものである⁵³。この法律相談は、下呂市の委託により生活困窮者自立相談支援事業を行う社会福祉協議会「すまいるげろ」が窓口となって申込みを受け付け、基本的には、民事法律扶助（法律相談援助）を利用して行うものであるが、援助要件を満たさない案件についても有料で相談を受けることができる⁵⁴⁵⁵。

下呂市は、最寄りの裁判所まで車で片道1時間、公証役場もなく、常駐する弁護士もいないという地域であることから、市民にとっては法律相談に行くこと自体が身近なものではなく、また、困ったことがあっても、世間体を気にして一人で抱え込んでしまう人が少なくない。「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」は、慣れ親しんだ場所で、顔見知りの支援者と一緒に法律相談を受けられるという環境を整えることで、支援対象者の法律相談に対する距離感や苦手意識を克服してもらうとともに、支援対象者がその主訴を整理し、必要な資料を効率的に収集することができるようサポートするものである。

下呂市において、この取組が開始されることになったのは、平成28年に

⁵³ 「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」に関与している岐阜県弁護士会所属弁護士は、司法修習期40期台から同70期台の弁護士47名であり、うち同60期から65期の弁護士は22名、同66期以降の弁護士は9名である（令和3年10月末現在。法テラス中津川から聴取。）

⁵⁴ 民事法律扶助の要件を満たさない場合は、弁護士の交通費を下呂市が負担している。

⁵⁵ 「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」の下呂市における実施実績は、平成29年度は10件、平成30年度は13件、令和元年度は11件、令和2年度は7件（コロナ禍の影響により中止となった4回分は含まない。）であった。

全 10 回行われた福祉関係者向けの連続法律講座を通じて、私たち福祉関係者が弁護士と連携することの必要性を認識したからである。この連続法律講座が行われる以前も、福祉関係者を対象とした弁護士の講演を聞くことなどはあったが、難しく理解できない話も多く、聞いた内容を自分たちの業務と結びつけて考えることはなかった。しかし、平成 28 年に行われた連続法律講座は、講師の弁護士が、高齢者に対する虐待や消費者トラブル、失業などの身近な問題をテーマに、それらが支援対象者に対する福祉的な支援とどのように関係しているのか、どのようにしたら支援対象者の生活を根本的に改善することができるのかなどについて、法律に詳しくない私たち福祉関係者にも分かりやすく、丁寧に説明してくれるものであった。この連続法律講座は、下呂市が企画したものではなく、弁護士からの提案で始まったものだったこともあって、最初は、講座への参加に積極的でない福祉関係者も少なくなかったが、回数を重ねるにつれ、参加者は増えていき、「下呂市にも弁護士が必要なのではないか」という思いが強まっていった。その結果、同講座の開始から僅か 1 年後に、「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」を立ち上げることになったのである。

下呂市では、現在、ケース会議における弁護士の活用にも力を入れている。ケース会議とは、複雑な事案や対応困難な事案について、ケースワーカーや担当課職員等が協力して対応方針を検討するものであり、かつては借金があるなど、弁護士の関与が明らかに必要と思われる事案についてのみ弁護士の参加を求めていた。しかし、弁護士がケース会議に参加することで、私たち福祉関係者だけでは気付かない法的問題の早期発見につながる上に、福祉関係者の気付きの力を育てる機会にもなることから、債務整理の要否にかかわらず、広く弁護士の参加を求めることにしている⁵⁶⁵⁷。

また、このほかにも、一般市民や民生委員、障がい者世帯等を支援する団体などを対象とした法律講座の企画や、各種イベントでの法律相談ブースの設置など、あらゆる機会を捉えて弁護士との連携を図っている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携が始まったことによる最も大きな効果は、福祉関係者の意識が変わったことである。先ほど「下呂市民にとって弁護士は身近な存在で

⁵⁶ ケース会議に協力している岐阜県弁護士会所属弁護士は、司法修習期 40 期台から同 60 期台の弁護士 16 名であり、うち同 66 期台以降は 2 名である（令和 3 年 10 月末現在。法テラス中津川から聴取。）

⁵⁷ 令和 3 年 4 月から 10 月末までに行われたケース会議は 12 件であり、いずれも司法修習期 60 期以降の弁護士が関与した（下呂市社会福祉課及び法テラス中津川から聴取。）

はない」と言ったが、それは福祉関係者にとっても同じことであり、そもそも自分たちが弁護士と連携して仕事をするなど、考えたこともなかった。私たちにとって弁護士はいわば「雲の上の存在」であり、自分たちの仕事について相談することができる相手だとは思っていなかったし、また、相談する必要があるとも思っていなかった。

しかし、連続法律講座や「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」、ケース会議などを通じて、自分たちが担当する事案には法的に解決しなければならない問題が含まれているかもしれないという意識が福祉関係者に芽生えてきたように感じる。私たち福祉関係者は、過去の経験に基づき、「これは前に扱ったケースに似ているので、同じ支援方針でよいだろう」などと安易に思い込みがちであるが、弁護士と一緒に検討し、新たな視点を指摘されるという経験を積んできたことで、これまでにはない気付きが増えてきたように思う。こうした気付きはまだ十分とはいえないが、包括支援センターの職員が法テラス中津川のホットラインなどを利用して、自分の担当事案について個別に弁護士等に相談したり、生活困窮者自立支援相談窓口の職員や生活保護担当者等が出張法律相談を利用したりするなど、福祉関係者が自ら弁護士にアクセスし、自分の担当事案について積極的に助言を求めるケースも増えている。連続法律講座が始まったとき、講師の弁護士が「弁護士も福祉の一部」ということを繰り返し言っていたが、「より良い支援のために、弁護士の力を活用しよう」という意識が、私たち福祉関係者に広がってきたように感じる。

支援対象者に対する支援においても変化があった。私たち福祉関係者だけでは法的な解決を要する問題を全て見抜くことなどはできず、また、問題に気付いたとしてもそれを解決する術を知らないが、弁護士がいれば、福祉サイドだけでは対処できない法的問題の解決を含めた包括的な支援が可能になる。また、支援対象者の中には、自分の生活にどんな問題があるのかをそもそも正しく認識できていない人が多く、その問題の本質をつかむことが難しい場合が少なくないが、福祉関係者がサポートすることで、支援対象者の主訴が整理されるし、必要な資料を迅速に収集して弁護士に共有することができる。このように、福祉関係者と弁護士とが、それぞれの専門性を生かして連携することにより、これまでよりも迅速かつ効率的に、従前は放置されてきた法的問題も支援方針に組み込んだ形での包括的な支援が可能になってきたといえる。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

福祉分野において活動する上で、まず必要となるのは、支援対象者が抱え

る問題を丁寧に分析し、それを乗り越えるための課題を発見する能力である。福祉関係の相談に来る方々は、複雑な問題を抱えていることが多い上に、自分の生活上の問題をきちんと説明できないことが多い。そのため、支援対象者が述べた事情だけでなく、同人の家族関係や就労状況、病気や債務の有無など、支援対象者に関する様々な事情を踏まえて、事案を整理・分析し、克服しなければならない問題を見つけていく能力が求められる。支援対象者の生活状況等については、普段から支援対象者と接している福祉関係者がよく認識している部分であるから、福祉関係者としっかりコミュニケーションを取り、その協力を得ることも必要であろう。

また、福祉分野には、いつもベストな支援策を選択できるわけではないという難しい問題がある。支援対象者は、自分中心に物事を考えがちであり、私たちが支援対象者にとってベストな支援策を提案したとしても、それを素直に受け入れてくれないことも多い。そのため、福祉分野での活動においては、支援対象者を説得し、適切な解決策を受け入れさせる説得力や交渉力が必要であるとともに、それがかなわないときには、支援対象者の意向を踏まえた別の解決策を提案できる柔軟性も求められるし、支援対象者を投げ出さない忍耐力や優れた人権感覚も必要であろう。

なお、先ほど、福祉関係者と適切にコミュニケーションを取り、その協力を得ることが大切だと述べたが、下呂市のように弁護士がいない地域では、弁護士に心理的な壁を感じている福祉関係者は少なくない。下呂市の場合、連続法律講座での話がわかりやすかったことや、弁護士が相談しやすい雰囲気を作ってくれたこと、こちらの要望に迅速に対応してくれたことなどから、弁護士に対する福祉関係者の心理的な壁が徐々に下がっていったと感じているが、こうした弁護士のコミュニケーション能力の高さは、連携関係を構築し、継続する上で非常に重要な能力だと思う。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

これまで、連続法律講座や法律相談などを通じて、少なくとも10数名の弁護士と接してきた。その中には、法曹資格を得てから数年足らずの若い弁護士からベテランの弁護士まで様々な方がいたが、その年齢や弁護士としての経験の長短で、弁護士としての資質や能力、仕事に対する姿勢、対応内容などに特段の違いを感じたことはない。いずれの方も、支援対象者の意思を尊重し、また福祉関係者の意見も聞きながら、より良い解決方法を柔軟に検討してくれる方ばかりであった。法律の知識の程度などは、私たち福祉関係者にはよくわからないが、これまで一緒に仕事をしてきた弁護士については、法的な知識に不足を感じたり、対応に不安を感じたりしたことはなかった。

特に、若手弁護士は、気軽に相談に乗ってくれたり、遠くに住んでいる支援対象者のところと一緒に連れてくれたりするので、相談しやすく、福祉関係者からも、「話しやすい」、「壁が低い」、「一生懸命である」などの声が上がっている。

「質が高い弁護士とはどのような弁護士か」と聞かれたら、一定の法律の知識があることに加え、問題を分析することのできる能力やコミュニケーション能力など、先ほど述べた能力を兼ね備えた弁護士なのではないかと思う。これまで関与してきた弁護士は、いずれもそうした能力を備えていると感じる方ばかりであり、十分な活動をしてくれていると感じている。これからもこの関係を維持していきたい。

(5) 今後の課題

下呂市の大きな問題は、弁護士が地域に常駐していないことである。より連携を強化していくためには、弁護士が下呂市に常駐する環境を作っていくことが必要であると感じている。また、下呂市には成年後見に関する中核機関がない。そのため、その設置についても検討していく必要がある。

これに加え、私たちの課題として、福祉関係者側の更なる研鑽が必要であると感じている。弁護士と一緒に仕事をする中で、少しずつ知識が増え、理解が深まってきているとは思いますが、もっと知識や理解を伸ばしていかなければならない。

ヒアリング調査の結果（長崎県対馬市）

実施日：令和3年11月5日

対象機関：対馬市社会福祉協議会

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

対馬市社会福祉協議会(以下「当協議会」という。)は、令和元年7月1日、日本司法支援センター長崎地方事務所対馬地域事務所(以下「法テラス対馬」という。)の常勤弁護士⁵⁸の協力を得て、高齢者福祉関係業務を担当する部署である「権利擁護センターつしま」(以下「当センター」という。)を新設した。当センターは、支援の対象者となる高齢者等(以下「支援対象者」という。)の生活全般について相談に応じる相談支援業務、当協議会が成年後見人、保佐人又は補助人(以下、成年後見人、保佐人及び補助人をまとめて「後見人等」という。)に選任され、後見人等として事務を行う後見人等受任業務、成年後見制度の普及啓発業務、支援対象者の親族が後見人等に選任されている場合に、その親族の支援を行う後見人支援業務等を担当する部署である。

対馬市(以下「市」という。)では、近年、市内の高等学校を卒業した者のうち、9割近くの者が島外で生活することを選ぶなど、高齢化が進んでいる上、高齢者のみの世帯も増えており、かねてから、成年後見制度の需要は高かったと考えられる。しかし、当センターが新設される以前は、市を管轄する長崎家庭裁判所厳原支部における成年後見制度の申立て等はほとんどなく⁵⁹、同制度はほとんど利用されていなかった。その理由としては、市内に法律事務所を設けている弁護士が2名と少なく、成年後見人の事務に関する研修等を受講した社会福祉士もそれほど多くなかったことや、法人が成年後見人に選任される、いわゆる法人後見を行うことができる法人も存在しなかつ

⁵⁸ 権利擁護センターつしまの新設に携わり、その後の業務にも参画している弁護士は、司法修習期67期の弁護士である(法テラス対馬から聴取。)

⁵⁹ 対馬市を管轄する長崎家庭裁判所厳原支部における成年後見、保佐又は補助の申立て件数は以下のとおりである(ヒアリング対象者が同支部から聴取した結果による。)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0件	0件	4件	9件	8件 ¹	23件 ²

1 うち対馬社会福祉協議会が成年後見人、保佐人又は補助人に選任された件数5件

2 うち対馬社会福祉協議会が成年後見人、保佐人又は補助人に選任された件数20件

たことなど、後見人等の事務を行う人材・機関がほとんど存在しない状況であったことに加え、市内の福祉関係者においても、成年後見制度を利用した経験に乏しく、同制度を活用することに対する苦手意識のようなものがあったことなどが考えられる。

このような状況であったところ、平成 28 年 12 月頃、当協議会の職員が、法テラス対馬の常勤弁護士に成年後見制度に関する研修の講師を依頼したことをきっかけに、当協議会に法人後見の業務などを行う組織を新設するという構想が動き出し、上記弁護士の協力を得て、令和元年 7 月 1 日に当センターを新設するに至った。

当センターの設立は、法テラス対馬の常勤弁護士との連携があったからこそ、実現できたといっても過言ではない。例えば、当センターを新設するためには、何よりもまず市内の関係者が、成年後見制度や法人後見の有用性を理解する必要があり、それが最初の関門であった。すると、上記弁護士は、平成 29 年 10 月に、対馬市内で、長崎県の法テラス地方協議会を開催し、同協議会の場に、市内の 60 以上の福祉機関の関係者や市の担当者、市内の警察署職員、裁判所の関係者等を集めてくれた。この協議会では、成年後見制度や法人後見の有用性について関係者による議論が行なわれ、これが成年後見制度や法人後見に関する理解の促進につながった。

また、上記弁護士には、当センターの方針策定を行う設立検討委員会や、同委員会で策定された方針に基づき実際に設立に向けた準備活動を行う設立準備委員会の委員として、関係機関との調整などにも協力してもらった。例えば、当センター新設のための予算要求に際しては、上記弁護士の協力を得て、市内における成年後見申立てが必要と考えられるケースの件数について調査し、その結果を当センター設立の必要性の根拠として提出したが、法律専門家の視点が入ったことで、市の担当者に対する説得力が増したことは間違いない。

なお、上記各委員会は、当センターが設立された後は、引き続き、当センターの運営方針の策定及びその実施を担う委員会として継続しているところ、上記弁護士は、引き続き、両委員会の委員として、当センターの運営に深く関与してくれている。

このように、市と法テラス対馬の常勤弁護士は、当センターの設立及び運営において深く連携しているが、これに加え、普段の福祉関係業務においても、連携関係を築いている。例えば、私たち福祉関係者が支援対象者の自宅や入居施設に行く際には、必要に応じて同行してもらい、法的観点から助言をしてもらうようにしている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携関係が構築されたことにより、我々福祉関係者は、本来の業務である福祉支援に専念することができるようになった。法的な問題については、弁護士が全て引き受けてくれるので、余計な問題に時間をとられることが少なくなった。

また、支援対象者の自宅や入居施設に行く際に、弁護士を同行することで、より適切な支援ができるようになったのではないかと感じている。弁護士は、私たちとは異なる観点から支援対象者の話を聞き、その生活状況等を見てくれるため、私たち福祉関係者だけでは気付きにくい問題も発見できるようになったからである。

さらに、弁護士と連携し、当センターを設立した効果としては、市内における成年後見制度の申立て件数が大きく増えたということがある。平成28年当時は0件だった申立て件数が、令和2年には23件(うち、当協議会が後見人等に選任されているものが20件)にまで増えた⁶⁰。また、当協議会が福祉関係者を対象に実施したアンケート結果においても、「成年後見制度の相談をしたことがあるか」という質問について、「相談したことがある」との回答割合が、平成29年時点では15%だったところ、現在(令和3年)では66%(速報値)と大きく伸びている。さらに、市の精神科医、市の税務課・水道課といった福祉業務を担当していない部門や金融機関からも、成年後見制度に関する相談が入るようになっており、市内全体で成年後見制度が浸透してきていると感じている。

このような市内の成年後見人制度に対する関心の変化は、当センターの設立に加え、先ほど述べたような福祉関係者と弁護士との日頃の連携によって、司法を身近に感じる関係者が増えてきた結果なのではないかと考えている。

なお、市での取組を聞いた長崎県壱岐市の福祉担当者が弁護士とともに当センターの視察に来たほか、雲仙市や五島市、西彼杵郡長与町から当センターに関する資料の提供を求められた。市での取組は、成年後見人制度の成功事例として、他の自治体に伝わっているのかもしれない。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

支援対象者は、自分のことを十分に説明できないことが多い。そのため、私たち福祉関係者は、積極的に支援対象者方宅に行き、支援対象者の話を聞くとともに、その生活状況等を把握し、真に必要な支援の内容を判断しなければならない。この点については、福祉分野に関わる法曹についても同じで

⁶⁰ 長崎家庭裁判所厳原支部における、後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立ての具体的な件数の推移は脚注58を参照のこと。

ある。事務所に居て、支援対象者が相談に来るのを待つのではなく、自ら積極的に支援対象者に会いに行き、その話を根気よく聞き、自宅の様子などからその生活状況をうかがって、同人に対する法的支援の必要性やその具体的な支援策を判断しなければならない。福祉分野に関わる法曹には、このような福祉分野の特性を理解し、支援対象者に寄り添って対応する姿勢が求められるし、フットワークの良さや、丁寧に話を聞くためのコミュニケーション能力も必要である。

また、私は法律の専門家ではないものの、福祉分野で生じる法的問題は、それほど複雑なものではないことが多いと感じている。そのため、深い法律の知識よりは、支援対象者に日々発生する日常的な問題を適切に解決できる幅広い法律知識が必要なのではないかと思われる。

さらに、当センターの新設に当たり、法テラス対馬の常勤弁護士の協力がなくてはならないものであったように、成年後見人制度の活用等に向けた新たな体制を構築する際には、法律の専門家の協力が欠かせない。先ほどお話ししたとおり、当センターの設立のための予算要求においては、弁護士と協力して、当センター設立の必要性を具体的に示すことのできるデータを収集・提出して、市の担当者と交渉したが、弁護士の協力があったことにより、当センターの必要性について説得力を持って説明することができたし、相手の納得感も十分に得られたのではないかと感じている。そのため、福祉分野に関わる法曹には、個別の事案への対応にとどまらず、支援に関する仕組み作り等にも積極的に関わっていただけるとよいと思うが、そのような場面では、関係者を先導することのできる指導力や、枠組みを実際に作り、運用していく行動力などが備わっていることが望ましいのではないかと考える。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

「法曹の質が低下していると感じことはあるか」と聞かれたが、そのような印象はない。当協議会においても、これまで何人かの弁護士に個別のケース対応を依頼したことがあり、複数の弁護士を知っているが、その対応に不満を感じたことはない。特に、これまでお話ししてきた法テラス対馬の常勤弁護士は、福祉分野の特性についてよく理解しているし、私たち福祉関係者とよくコミュニケーションを取ってくれるので、とても相談がしやすい。上記弁護士は、支援対象者の自宅等にも積極的に足を運び、法的支援の必要性について自ら確認するなど、支援対象者に寄り添った対応をしてくれており、その活動には大変満足している。

また、上記弁護士は、当センターの新設や運営にも非常に熱心に取り組んでおり、この点においても大変感謝している。上記弁護士の職務経験は、ま

だ数年であると聞いているが、私が過去に関わった他の弁護士と比べても、その能力の面で劣る点があると感じたことはない。むしろ、福祉への理解の深さや人権感覚、行動力や交渉力といった点においては、我々がこれまでに関わった他の弁護士よりも優れているのではないかとすら感じる。上記弁護士は、私たちが抱いていたこれまでの弁護士像とは異なる、いい意味での新しい弁護士像を見せてくれたと考えている。

(5) 今後の課題

現在、法テラス対馬の常勤弁護士とは、良い連携関係を維持することができている。法テラス対馬の常勤弁護士は数年おきに人事異動で変わることから、今後も福祉分野の特性を理解し、積極的にこの分野に参画してくれる弁護士が配属されることを期待している。

ヒアリング調査の結果（北海道久遠郡せたな町）

実施日：令和3年11月5日

対象機関：せたな町保健福祉課、同町保健福祉課地域包括支援センター

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

せたな町には、常駐する弁護士がない。しかし、平成24年に日本司法支援センター函館地方事務所八雲地域事務所（以下「法テラス八雲」という。）が開設され、同所の常勤弁護士が当町にも足を伸ばしてくれるようになったことで、司法との連携が少しずつ進んできた。

当町では、以前から高齢者人口（65歳以上の人口）の割合が増加しており、他の地方自治体に比べ、高齢者福祉に対する需要が大きい⁶¹。そのため、当町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき策定した当町の成年後見制度利用促進基本計画を始めとする各種計画に基づき、高齢者の権利擁護体制の構築に取り組んできた。しかし、最近まで、成年後見制度の利用件数は極めて少なく⁶²、我々行政側から町民に同制度の利用を勧めるといったこともあまり行ってはいなかった。それは、我々において、成年後見制度を利用する案件を取り扱った経験がほとんどなく、同制度の利用は難しいものという意識があったことに加え、町民側においても、同制度に対する正しい知識・理解が不足していることによる誤解があったことなどが原因と思われる。

こうした状況に変化を与えたのが、平成29年に法テラス八雲に赴任してきた常勤弁護士であった。同弁護士から成年後見制度における町長申立てを積極的に利用してはどうかと勧められたことをきっかけに、我々の間に、成

⁶¹ 令和2年における町人口（7,625人）に占める高齢者人口の割合は約46%と高い。

⁶² せたな町において把握している成年後見制度の利用件数は以下のとおりである。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
町長申立件数 ¹	0件	0件	0件	2件	5件
本人・親族申立支援件数 ²	1件	3件	1件	1件	1件

1 町長申立件数 せたな町長において成年後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立（以下併せて「後見開始の審判の申立等」という。）を行った件数

2 本人・親族申立支援件数 高齢者本人又はその家族が、後見開始の審判の申立等を行う場合に、せたな町において支援を行った件数

年後見制度をもっと積極的に活用していこうという考えが生まれ、同制度が必要かもしれないと思われる事案については、町長申立ての活用も含め、行政側から、町民にその利用を勧めていこうという方針となった。

現在は、前記弁護士の後任として法テラス八雲に赴任した常勤弁護士の助言を受けながら、高齢者等の権利擁護のための地域ネットワーク⁶³において司令塔としての役割を担う「中核機関」の設置に向け、準備を進めているところである⁶⁴。

このほか、当町では、平成31年から、法テラス八雲及び法テラス江差地域事務所の常勤弁護士のほか、司法書士、社会福祉士等の関係者を集めた意見交換会を開催している。福祉の専門家と法律の専門家が、一緒に個別のケースに関する支援方針を検討することなどを通じて、当町における高齢者福祉に関する情報共有や連携強化を図っている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携は、個別のケースへの対応にとどまらず、成年後見人制度における町長申立ての積極的な検討や中核機関の設置等の権利擁護に関する仕組みに関するものまで、様々な場面に及んでいる。いずれの場面においても、弁護士との連携は不可欠のものであり、連携を通じて、我々の意識が変わったと感じている。例えば、平成24年に法テラス八雲が開設される前は、裁判所や弁護士に対し、敷居の高さを感じることもあり、「裁判所が関係する案件を扱ったり、弁護士に相談したりすることは特別なことだ」という意識が我々の中にあっただように思う。しかし、近隣自治体である八雲町に法テラスが開設され、同所に常駐する常勤弁護士が当町を訪問するようになったことなど、弁護士に相談しやすい環境が整備された結果、弁護士に対する敷居の高さは薄れていった。そして、弁護士に気軽に相談できる体制が整った結果、自然と裁判所や他の法律専門職に対する敷居の高さも薄れていき、管内の家庭裁判所が開催する会議に出席したり、司法書士とも連携したりするなど、当町と司法との連携が少しずつ前進していったと感じている。

また、弁護士との連携により、我々福祉関係者は、本来の業務である福祉業務に専念することができるようになった。高齢者が抱える法的問題につい

⁶³ 各福祉機関やその関係機関で構成される権利擁護支援のためのネットワークである。

⁶⁴ 近時の法テラス八雲の常勤弁護士は以下のとおりである（法テラス八雲から聴取。）

平成29年1月から令和3年1月	司法修習期68期の弁護士1名
-----------------	----------------

令和2年1月から現在（令和3年10月末現在）	司法修習期71期の弁護士1名
------------------------	----------------

ては弁護士に任せることができるので、より質の高い福祉サービスを提供できるようになったと感じている。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

高齢者は、自分のことを上手に説明することができず、また、自力で助けを求めることが難しい場合も多い。高齢者に対する福祉業務を行う上では、こうした高齢者福祉特有の事情を理解することが欠かせず、これは弁護士についても同じである。そのため、福祉分野に関わる弁護士には、高齢者の日常生活で起きる法的問題を適切に解決できるだけの幅広い法律知識や、必要な情報を相手から適切に聴取し、また、分かりやすく説明することのできるコミュニケーション能力や、自ら現場に赴き、必要な聞き取りや調査などを行う行動力も必要であると考えている。なお、コミュニケーション能力について補足すると、高齢者に対して、「この人になら、相談してみたい」と思わせる人当たりの良さや、「話しやすい」と感じさせる雰囲気を作ることができるとも大切である。私たちが支援している高齢者の多くは、弁護士に接した経験がなく、非日常的な存在である弁護士と話をする身構えてしまうことも考えられ、そのような高齢者の心を開いて信頼関係を築くことのできる対人スキルは非常に重要であると思われる。また、そのような高齢者の実情を理解していることは、福祉分野特有の事情を理解していることにもつながると考えている。

さらに、当町においてそうであったように、弁護士が権利擁護支援のネットワーク作りに積極的に関わることで、司法関係者を巻き込んだネットワークの構築や中核機関の設置に向けた動きは確実に加速する。そのため、福祉分野に関わる弁護士には、個別の事案への対応だけではなく、福祉に関する体制作り等にも積極的に関わる意識を持っていただきたいと思う。そして、そのような体制作りにおいては、弁護士が他の関係者を先導し、率先してその体制作りを行っていくことが求められる場面もあると思われることから、リーダーシップや指導力、幅広い人脈などもあるとよいと考える。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

我々が、これまで業務において連携してきたのは、主として、法テラス八雲の常勤弁護士であるところ、いずれの方も福祉分野における高齢者の特性を理解して適切に対応しており、不満を感じたことは全くない。その中でも、特に、平成 29 年以降に法テラス八雲に順次赴任してきた 2 名の常勤弁護士の活動には大変助けられてきた。

高齢者は、自分の生活に不便を感じても、それが何に起因するのかを自ら

把握し、説明することができない場合が多い。この2名の常勤弁護士は、定期的に当町を訪れ、我々の相談に乗ってくれるだけでなく、我々と一緒に高齢者の自宅や入所施設に赴き、高齢者から直接話を聞いて、その生活に法的な問題が潜んでいないかを確認したり、同人の相談に応じたりしており、そのような彼らのきめ細やかな対応によって、より適切な支援ができるようになってきていると感じている。

また、上記2名の常勤弁護士は、いずれも、当町の高齢者福祉を充実させるための体制作りにも積極的であった。中核機関の設置に向けた準備に当たっては、それまで築いた人脈を生かし、関係機関に対してネットワークへの参加を積極的に呼びかけるとともに、我々福祉関係者を先導して、その設置に向けた準備を行ってきた。彼らの働きかけにより、関係機関も、ネットワーク作りや中核機関の設置に積極的に関与してくれるようになった。彼らの働きぶりには大変満足している。

「法曹の質が低下しているのではないか」との声があると聞いたが、そのようなことを感じたことはない。我々が関与してきた弁護士の人数は多くはないため、飽くまでも我々の経験に基づく印象ではあるが、平成24年から現在までの約9年間に、高齢者福祉を通じて関係してきた弁護士については、いずれも、良い活動をしてくれたと感じている。特に、平成29年以降に法テラス八雲に赴任した2名の常勤弁護士は、いずれも若く、弁護士としての経験も長くはなかったが、個別の案件にとどまらず、体制作りも含めて、高齢者福祉の分野に積極的に取り組んでくれるなど、それ以前の弁護士と比較しても、とにかく熱心に活動してくれており、当町にとって、なくてはならない存在であると考えている。

(5) 今後の課題

これまで述べてきたとおり、当町が主に連携している弁護士は、法テラス八雲の常勤弁護士であり、彼らとは、良い連携を築くことができている。そのため、彼らとの間では、現在、特定の課題があるとは感じていない。

もっとも、法テラスの常勤弁護士は、数年おきに交代となることから、そうした人材の交代にかかわらず、現在のような協力関係を恒常的に維持し、高齢者福祉の充実を図っていくことができるかどうか、将来の課題になると考えている。

第6 教育行政分野に対する調査

1 調査の概要

平成31年1月、中央教育審議会は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において、学校における働き方改革を実現するためには、教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実が必要であるとし、その環境整備の一環として、「学校への過剰な要求も含めた学校を取り巻く諸課題について法的助言を行うスクールロイヤーの活用促進をはじめ、法制的な観点から学校をサポートすることを可能とする教育委員会の機能強化」が不可欠であるとした。これを踏まえ、文部科学省は、令和2年度から、域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置を講じる⁶⁵とともに、教育行政に係る法務相談体制の充実に向けた支援を行っている⁶⁶。虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しており、今後、当該分野における法曹の役割は、更に重要になるものと思われる。

本年度、文部科学省は、都道府県及び市区町村教育委員会を対象に、令和2年度における教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査を実施しており、全国の1,784の都道府県・市区町村教育委員会から回答を得ているところ、同調査では、弁護士との連携状況やその対応に対する評価⁶⁷についても聴取されている。そこで、本調査に当たり、法務省において、文部科学省の協力を得て、必要な範囲で上記調査の結果の提供を受けて分析を行った。

なお、文部科学省が実施した上記調査では、教育行政分野で活動する弁護士の司法修習期に関する確認はされていない。そのため、当該分野については、他の分野の調査において行ったように、司法修習期66期以降の弁護士

⁶⁵ 標準的な規模の都道府県で130万円が積算されている(指定都市についても都道府県に準じた措置がされている。)

⁶⁶ 文部科学省は、日本弁護士連合会の協力を得て、学校現場での法務相談等の業務に携わった経験のある弁護士を「スクールロイヤー配置アドバイザー」として委嘱し、法務相談体制の構築や各都道府県弁護士会との連絡調整などについての相談を受け付けているほか、弁護士に依頼できる業務内容や法務相談体制を構築する手順、弁護士に依頼した業務内容の事例集等を掲載した手引き(「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」)の作成等を行っている。

⁶⁷ 同調査の質問票には、「令和2年度間に行われた法務相談等における弁護士の対応に満足していますか」という質問事項がある。

に対する関係者の評価のみを取り出して集計することまではできなかった。

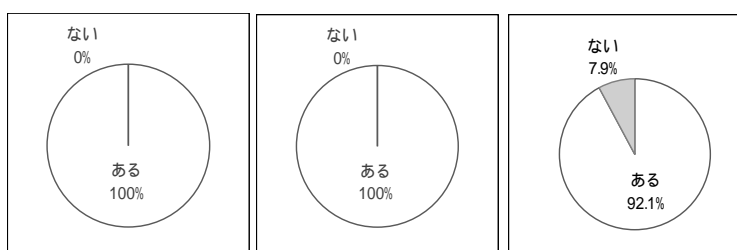
2 調査の結果

(1) 弁護士への相談体制等

この調査において、弁護士による法務相談体制の有無について尋ねた結果は、【図表6-1-1】のとおりであり、相談可能な弁護士との関係等について尋ねた結果は、【図表6-1-2】のとおりである。全ての都道府県・指定都市と、約9割の市区町村教育委員会で弁護士による法務相談体制があり、そのうち、都道府県の約5割、指定都市の約4割、市区町村の約8割が自治体の顧問弁護士に相談しているとの回答であった。

なお、自治体の法務全体に関与する顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士(以下「教育行政専従弁護士」という。)による法務相談体制の有無について尋ねた結果は、【図表6-1-3】のとおりである。教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した教育委員会は、都道府県で約7割、指定都市で8割、市区町村で約1割であった。

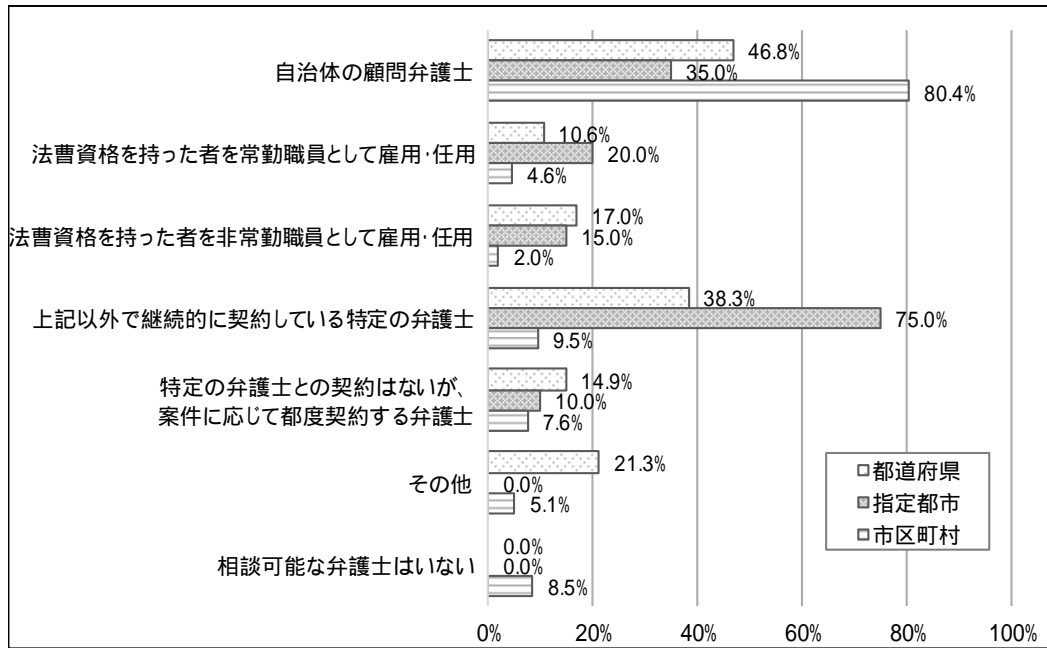
【図表6-1-1】弁護士による相談体制の有無



	都道府県 回答数 (割合)	指定都市 回答数 (割合)	市区町村 回答数 (割合)
相談体制がある	47 (100.00%)	20 (100.00%)	1,582 (92.14%)
相談体制がない	0 (0.00%)	0 (0.00%)	135 (7.86%)
計	47 (100.00%)	20 (100.00%)	1,717 (100.00%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

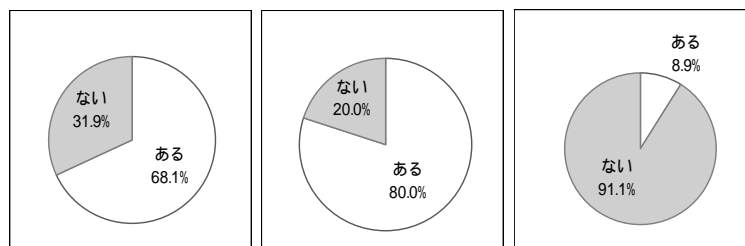
【図表6 - 1 - 2】相談可能な弁護士との関係 (複数回答)



	都道府県 回答数 (割合)	指定都市 回答数 (割合)	市区町村 回答数 (割合)
自治体の顧問弁護士	22 (46.81%)	7 (35.00%)	1,272 (80.40%)
法曹資格を持った者を常勤職員として 雇用・任用	5 (10.64%)	4 (20.00%)	72 (4.55%)
法曹資格を持った者を非常勤職員と して雇用・任用	8 (17.02%)	3 (15.00%)	32 (2.02%)
上記以外で継続的に契約している特 定の弁護士	18 (38.30%)	15 (75.00%)	150 (9.48%)
特定の弁護士との契約はないが、案 件に応じて都度契約する弁護士	7 (14.89%)	2 (10.00%)	120 (7.59%)
その他	10 (21.28%)	0 (0.00%)	81 (5.12%)
相談可能な弁護士はいない	0 (0.00%)	0 (0.00%)	135 (8.53%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表6 - 1 - 3】教育行政専従弁護士による法務相談体制の有無



	都道府県 回答数 (割合)	指定都市 回答数 (割合)	市区町村 回答数 (割合)
相談体制がある	32 (68.09%)	16 (80.00%)	141 (8.91%)
相談体制がない	15 (31.91%)	4 (20.00%)	1,441 (91.09%)
計	47 (100.00%)	20 (100.00%)	1,582 (100.00%)

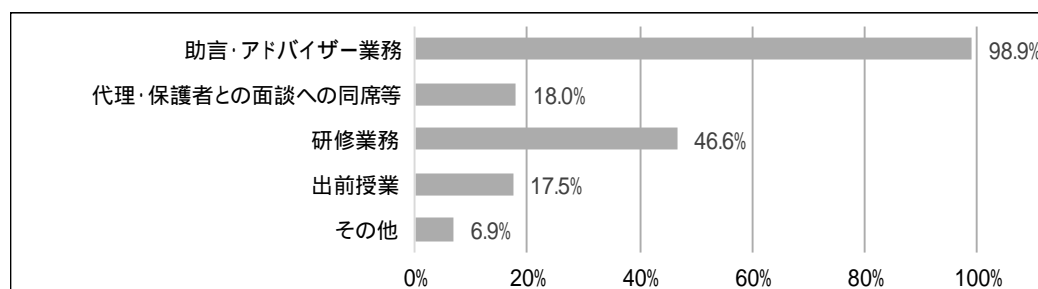
括弧書きは【図表6 - 1 - 2】において「相談可能な弁護士はいない」以外を回答した、都道府県・指定都市・市区町村の各教育委員会数に占める割合

(2) 弁護士に依頼している業務の内容等

教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した189の教育委員会に対し、当該弁護士に依頼している業務の内容について尋ねた結果は、【図表6-2-1】のとおりである。上記189の教育委員会のほとんどが助言・アドバイザー業務を依頼していると回答し⁶⁸、また、約半数の教育委員会が研修業務を依頼していると回答した。「その他」としては、訴訟対応、生徒関係会議への参加、緊急時の電話相談等の回答があった。

また、全ての教育委員会に対し、弁護士の活用に関する具体的な取組について尋ねたところ、【図表6-2-2】のとおり、スクールロイヤーとしての活用等の回答が寄せられた。

【図表6-2-1】弁護士に依頼している業務の内容(複数回答)



	回答数	(割合)
助言・アドバイザー業務	187	(98.94%)
代理・保護者との面談への同席等	34	(17.99%)
研修業務	88	(46.56%)
出前授業	33	(17.46%)
その他(自由記述)	13	(6.88%)

括弧書きは、【図表6-1-3】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制がある」と回答した教育委員会の合計(189)に占める割合

⁶⁸ 「助言・アドバイザー業務」とは、弁護士が学校を支える専門家の一員として法的なアドバイスを行う活動であり、早期の段階から学校関係者からの相談にのり、法的課題が深刻化することを防ぐ活動が想定されている。文部科学省作成の「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き(第1版)」には、助言・アドバイザー業務の事例として、「いじめ対応」、「保護者への対応」、「学校事故への対応」、「児童虐待」、「触法・非行・暴力・性加害等の問題行動」、「不登校」、「障害のある児童生徒への対応」、「重大な少年事件やいじめ、自死事件等が発生した場合の対応」、「貧困・福祉問題」、「体罰、生活指導上の問題等への対応」、「著作権」に関する事例が紹介されている。

【図表6 - 2 - 2】弁護士の活用に関する具体的な取組(一部抜粋)

スクールロイヤーの活用等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県弁護士会と連携して県内6地区にスクールロイヤーを配置し、学校や市町村教育委員会からの法務相談への対応や、教職員を対象とした研修会、児童生徒を対象とした「いじめ防止教室」といった取組を進めている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会からの相談に応じるほか、管理職を対象とした研修会や児童生徒を対象とした、いじめ予防事業を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校における深刻な事案又は深刻化する可能性のある事案に、迅速かつ適切に対応するために、市町村の要請に応じて、緊急支援スクールロイヤー・スクールカウンセラースーパーバイザー・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー・緊急支援アドバイザーからなる緊急支援チームを派遣している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールロイヤーと教育委員会の懇話会を実施している。また、スクールロイヤーを対象とした、学校の実情についての勉強会を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校が直面する法的課題に適切に対応することを目的として、県弁護士会と連携し、スクールロイヤーによる相談・研修支援を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の弁護士会に依頼し、市の中学校1年生を対象にいじめ防止の授業を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールロイヤー活用事業を実施している。直接弁護士に相談できる仕組みを整えており、素早く対応できるため、利用した学校からは大変好評を得ている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単な手続きで迅速に弁護士に相談することができるスクールロイヤー制度を整えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールロイヤーと指導課指導主事が年度内に必ず全校1回以上巡回訪問を行い、日常的な学校問題への対応にあたっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種連携による相談体制を構築している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場で起こる様々なトラブルについて、定期的に弁護士等に相談を行っている。
出前授業等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士によるいじめ未然防止授業を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制をとりやすいよう、年度初めに園長・校長会にスクールロイヤーを招き、講話をしてもらった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学式後に、弁護士による保護者向けの講話をしている学校がある。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹資格を有する者を常勤職員(特定任期付職員)として任用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士資格を有する職員を、市長部局に1名、教育委員会に1名任用し、法的な諸課題への対応や職員研修等に活用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回、学校問題対策チームの法務専門委員として、半日勤務を依頼している。

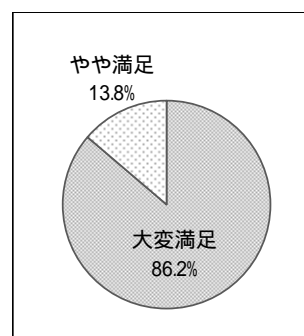
(3) 法務相談等における弁護士の対応に対する評価等

教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した189の教育委員会に対し、令和2年度に行われた法務相談等における弁護士の対応に対する評価を尋ねた結果は、【図表6-3】のとおりである。上記189の教育委員会のうち、「大変満足」と回答したものが86.2%、「やや満足」と回答したものが13.8%であり「やや不満」、「不満」と回答したものはなかった。

【図表6-3】法務相談等における弁護士の対応に対する評価

	回答数	(割合)
大変満足	163	(86.24%)
やや満足	26	(13.76%)
やや不満	0	(0.00%)
不満	0	(0.00%)
計	189	(100.00%)

括弧書きは、【図表6-1-3】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制がある」と回答した教育委員会の合計(189)に占める割合



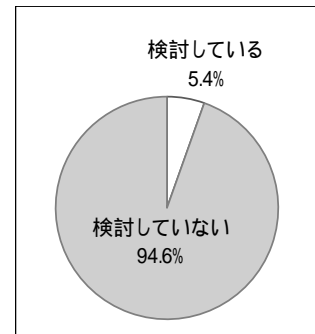
(4) 教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築の必要性について

【図表6-1-1】において、弁護士による相談体制はないと回答した135の教育委員会及び【図表6-1-3】において、教育行政専従弁護士による法務相談体制はないと回答した1,460の教育委員会に対し、当該体制の構築を検討しているかと尋ねた結果は、【図表6-4-1】のとおりである。法務相談体制の構築を検討していると回答した割合は5.4%と小さいが、86の教育委員会が当該体制の構築を検討していると回答した。

また、教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築を検討していないと回答した1,494の教育委員会に対し、その理由について尋ねた結果は、【図表6-4-2】のとおりである。上記1,494の教育委員会の70%が「自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため」と回答した一方で、「予算の確保が難しいため」(38.9%)、「相談できる弁護士を確保することが難しいため」(17.2%)と回答した教育委員会も一定数あった。

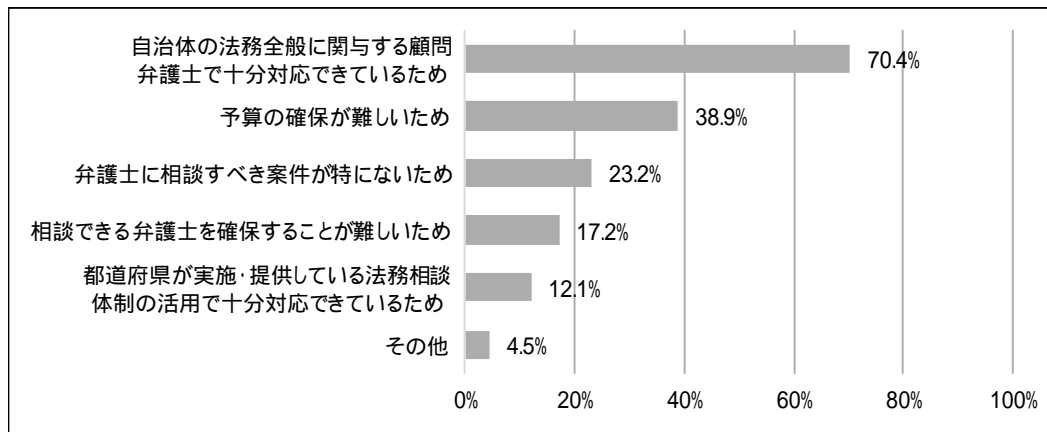
【図表6 - 4 - 1】教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築について

	回答数	(割合)
検討している	86	(5.44%)
検討していない	1,494	(94.56%)
計	1,580	(100.00%)



括弧書きは、【図表6 - 1 - 1】において「弁護士による相談体制はない」と回答、【図表6 - 1 - 3】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制はない」と回答した教育委員会数(1,580 ただし未回答 15 を除く)に占める割合

【図表6 - 4 - 2】教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築を検討していない理由(複数回答)



	回答数	(割合)
自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため	1,051	(70.40%)
予算の確保が難しいため	581	(38.91%)
弁護士に相談すべき案件が特にならないため	346	(23.17%)
相談できる弁護士を確保することが難しいため	257	(17.21%)
都道府県が実施・提供している法務相談体制の活用で十分対応できているため	181	(12.12%)
その他	67	(4.49%)

括弧書きは、【図表6 - 4 - 1】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築について検討していない」と回答した教育委員会数(1,493 ただし未回答1を除く)に占める割合

(5) 教育行政に係る法務相談体制の構築に関する要望等

教育行政に係る法務相談体制の構築に関し、各教育委員会から寄せられた要望等は、【図表6 - 5】のとおりである。弁護士との連携等に関する事例集の作成や情報提供等を求める声のほか、法務相談体制の拡充(独自に弁護士を配置することが困難な小規模自治体に対する配慮を求める声を含む。)や、教育行政に精通した弁護士の確保・育成を求める声が寄せられた。

【図表6 - 5】教育行政に係る法務相談体制の構築に関する要望等（一部抜粋）

法務相談体制を構築する方法や相談できる内容等に関する情報提供等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校問題に関わる法的な対応について、参考となる事例集の作成や、事例について情報提供していただける相談の窓口などがあるとよい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例集において、案件ごとの費用面の例もあると予算の検討における参考にできるため、わかりやすい事例集の作成をお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例集について、データベースとして活用し得るよう、内容の拡充（施設管理、人事管理面の充実、参考判例の掲載等）、検索に対応したシステム構築のほか、随時の更新をお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例集の作成及び学校への配布（いじめ対応や保護者対応について法的視点から教職員の負担軽減を図るもの）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士に相談していいかどうか判断に迷うことがある。手引きやオンライン説明会でも一部紹介があり大変参考になった。具体的な事例を今後も多く紹介していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士への相談を当該校にとどめず、域内の他校とも共有し、様々なケースに迅速に対応する力をつけるためにも事例集のようなものをまとめていくことがいずれ必要となると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律問題と教育的指導の問題のどちらと捉えて解決するかが難しいので、具体的かつよくある事例の事例集の作成をお願いしたい。
法務相談体制の拡充等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、教育行政に関与する弁護士に相談できる体制づくりの推進が不可欠になると思われる。 上記の手引きも参考にして体制構築の推進を図りたい。予算確保に向けて根拠の一つとなるような事例集があるとよい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決が困難な保護者等とのトラブルが増加し、迅速に法務相談ができる体制づくりの必要性が高まっている。弁護士に相談して解決した事例集の作成、教育について相談できる弁護士リストの提示、各市町に弁護士を配置するための予算補助をお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村にスクールロイヤーが配置される等、スクールロイヤー事業の推進が図られることや、各市町村教育行政が、法曹資格を持った者を常勤職員または非常勤職員として、雇用・任用しやすい仕組みが構築されると有難い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で法務相談が必要な案件は非常に増えており、弁護士の助言により学校の対応が明確になる事も多く、予算措置の増額を希望したい。現状では相談に時間的余裕がなく、学校からの相談依頼を待ってもらう状態もある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校には、保護者から多岐にわたる相談等があることから、学校から直接、弁護士に相談出来る体制を整えて欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、教育に関する様々な相談案件が増加すると予想される。それらの案件について、早急に対応できる体制づくりを進めていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者対応が困難を増しており、学校・教育委員会事務局では対応困難な事象が発生している。教育行政に係る法務相談体制の構築にあたっては、保護者と学校・教育委員会事務局の間に入り、対応の窓口・代理人となることのできる体制が構築されることが望ましい。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者対応において、法的な判断を求められる場面が増加している。早急に相談体制を構築していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の体制整備にあたり、普通交付税ではなく概ね全額の特定財源として措置いただけるとありがたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村では人的・財政的な確保が非常に困難となっている現状から、市町村が共同で相談できる相談組織を国や県によって整備していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の構築には、各地区弁護士会からの協力が不可欠である。国から日本弁護士会連合会に対して、教育委員会の法務相談体制の構築への協力について、各地区弁護士会へ働きかけを行っていただけるよう依頼していただければ、よりスムーズな体制構築及び継続につながるものとする。
<p>教育行政に精通した弁護士の確保・育成等に関するもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場の実情を踏まえるとスクールロイヤーは必要なものであり、国の想定する法務相談体制を全国的に普及させるためには、予算の確保と同じくらい「教育現場に精通した弁護士の存在」と「教職員への法教育の充実」が不可欠と感じている（＝弁護士を配置さえすれば万事解決というわけではない）。そのため、国には、予算の継続的な確保と合わせて、教育法制・教育現場の実情に精通した弁護士の養成や教職員への法教育の充実（国主催の研修の実施、教育委員会や弁護士会が実施する研修への支援、教育系大学院や法科大学院のカリキュラムの見直し等）も検討いただければ幸いである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育行政に特化した弁護士の確保を支援していただけるシステムがあるとよい。

3 調査結果の分析

文部科学省が実施した教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査では、教育行政専従弁護士による法務相談体制を有する全ての教育委員会が、教育行政専従弁護士の対応に満足していると評価した（【図表 6 - 3】参照）。教育行政専従弁護士による法務相談体制を有する教育委員会は、都道府県が域内の市町村等からの相談に対応していることもあり、市区町村教育委員会ではいまだ少ないことに留意が必要ではあるが（【図表 6 - 1 - 3】参照）。教育行政専従弁護士の対応がその連携する全ての教育委員会の満足を得られているという事実は、少なくとも教育行政専従弁護士がその求められる役割を適切に果たしていることを意味するものといえる。

この調査では、教育行政専従弁護士の司法修習期が確認されていないため、他の分野のように、司法修習期 66 期以降の弁護士の活動に対する評価のみを取り出して、全体の評価と比較することはできない。しかし、教育行政専従弁護士の対応に不満があったとした回答がひとつもなく、また、他の質問事項に係る回答も含め、司法修習期 66 期以降の教育行政専従弁護士の対応を、他の弁護士の対応と区別して評価すべき事情等も見当たらないことからすれば、教育行政専従弁護士の活動については、司法修習期 66 期以降の弁護士によるものも含め、全体として、高く評価されているといえることができる。

教育行政専従弁護士に求められる業務内容は、「助言・アドバイザー業務」、「代理・保護者との面談への同席等」、「研修業務」、「出前授業」の4つに大きく分けられており（【図表6 - 2 - 1】参照）文部科学省が作成した「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第1版）」には、上記各業務の内容に関する事例が広く紹介されている。しかし、「弁護士に相談していいかどうか判断に迷うことがある。手引きやオンライン説明会でも一部紹介があり大変参考になった。具体的な事例を今後も多く紹介していただきたい」、「法律問題と教育的指導の問題とどちらと捉えて解決するかが難しいので、具体的かつよくある事例の事例集の作成をお願いしたい」など、弁護士との連携が可能な事例の更なる紹介を求める声があり、また、「学校で法務相談が必要な案件は非常に増えており、弁護士の助言により学校の対応が明確になることも多く、予算措置の増額を希望したい。現状では相談に時間的余裕がなく、学校からの相談依頼を待ってもらう状態もある」、「学校には、保護者から多岐にわたる相談等があることから、学校から直接、弁護士に相談できる体制を整えてほしい」など、法務相談体制の更なる拡充を求める声があることからすると（【図表6 - 5】参照）教育関係者は、上記手引きで紹介された事例の範囲にとどまらず、教育行政の様々な場面において、教育行政専従弁護士と連携し、広く法的観点からの支援を受けることを強く期待しているものと推察される。

なお、上記のような期待に応えるためには、あらゆる場面に的確に対応することのできる幅広い法律知識や教育行政に関する理解力、事案分析能力やコミュニケーション能力、説得力・交渉力などが必要となると思われる。この調査では、教育行政専従弁護士の資質・能力に対する評価は聴取されていないが、【図表6 - 3】のように、教育行政専従弁護士の活動が利用者等から高く評価され、また、【図表6 - 5】のように法務相談体制の更なる拡充等を求める声が寄せられたのは、現在活動している教育行政専従弁護士が、当該分野において求められる上記のような資質・能力を備えており、その利用者等の期待に十分に応える活動を行ってきた結果によるものではないかと推察される。

以上のとおり、教育行政の分野に関する今回の調査では、司法修習期66期以降の弁護士によるものも含め、教育行政専従弁護士の活動が教育委員会から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足る事情は認められなかった。

第4章 調査結果のまとめ

本調査では、(1)民事訴訟、(2)法律相談、(3)企業、(4)児童福祉、(5)高齢者福祉等及び(6)教育行政の6つの分野を取り上げて、法曹の活動等に対する利用者等の評価を調査した。

第3章で述べたとおり、法曹の資質・能力やその活動に対する利用者等の評価は、いずれの分野においてもおおむね高く、司法修習期66期以降の法曹によるものも含め、各分野の利用者等の具体的なニーズに即した法的サービスを提供することができるものと認められた。また、本調査では、いずれの分野においても、司法修習期66期以降の者を含めた若手の法曹一般について、法曹としての資質・能力やその活動の質が他の法曹と比較して劣っているなどとする評価は認められず、そのほか、その法曹としての質が低下していると認めるに足る事情も見当たらなかった。したがって、本調査においては、現在の法曹養成制度の下における法曹志望者の減少に顕著な改善傾向が見られないこと等が、同制度の下で輩出された法曹の資質・能力やその活動の質の低下を招いているなどといった具体的な影響までは見いだせなかった。

一方、本調査では、児童福祉、高齢者福祉等及び教育行政の各分野に係る調査において、法曹との連携の更なる充実や拡大を求める声が確認されたほか、企業に対する調査においても、法曹有資格者への期待の高さがうかがわれた。このことは、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けたこれまでの取組によって、法曹有資格者の専門的知見を活用する機会が増加し、その有用性が広く認識されてきたことの現れであるとともに、法曹有資格者の活動領域の更なる拡充の必要性を示唆するものと思われる。法務省は、これまでも、関係機関等と連携しながら、国、地方自治体、企業等の組織内法務や福祉分野等、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に向けた取組を進めてきたところではあるが、本調査を通じ、そうした取組を更に推し進めていくことの必要性を改めて認識した次第である。

本調査では明らかにならなかったものの、法曹志望者の減少に顕著な改善傾向が見られないことにより、法曹の質が低下しているのではないかと懸念する声が根強くあることは事実である。法務省としては、本件附帯決議及び本調査結果を真摯に受け止め、引き続き、関係機関等と連携しながら、法曹有資格者の専門的知見を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有し、その活動領域の拡大に向けた取組を推し進めていくとともに、法科大学院教育や実務修習等のより一層の充実に向けた取組を支援していく所存である。あわせて、こうした様々な分野で活躍することのできる法曹の魅力が広く国民に認識され、より多くの有為な人材が法曹を志望するよう、国民に向けた情報発信を積極的に行い、質・量ともに豊かな法曹の養成・確保に向けた取組を進めていく所存である。

